

教育委員会3月定例会資料 別冊  
令和2年3月30日  
市民文化部体育スポーツ課

# 久留米市スポーツ推進計画

(原案)

[令和2年度～令和7年度]

2020年(令和2年)3月  
久留米市・久留米市教育委員会

－ 目 次 －

はじめに	1
I 章 久留米市のスポーツ政策の現状と課題	2
1 久留米市スポーツ振興基本計画（旧計画）の検証	
(1) 久留米市スポーツ振興基本計画の概要	
(2) 政策ごとの検証及び総括	
2 市民意識調査から見える現状と今後の方向性	
3 スポーツ関係団体からの意見集約	
II 章 久留米市スポーツ推進計画（令和2年度～令和7年度）	14
1 計画策定の意義	
2 計画の位置づけと期間	
3 計画の基本理念	
4 基本方針と目標設定	
III 章 スポーツ推進に向けた施策の取り組み	16
1 施策の体系	
2 具体的施策内容	
I <u>スポーツ参画人口の拡大</u>	
A：スポーツを「する」市民の拡大	
1. スポーツ機会の提供・充実	
2. 学校体育及び部活動の充実	
3. アスリートの競技力向上	
II <u>スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実</u>	
B：スポーツ「人材」の充実	
1. 指導者の育成・支援	
2. スポーツ関連団体の組織強化・連携	
C：スポーツ「場」の充実	
1. スポーツ施設の充実	
2. スポーツを身近にできる場の確保	

### Ⅲ スポーツを通じた、活力があり絆の強い社会の実現

D：スポーツを通じた、生きがいもてる社会の実現

1. 生きがい・仲間づくりの推進
2. 健康づくりの推進
3. 障害者スポーツの普及促進

E：スポーツを活かした地域の活性化

1. スポーツコンベンションによる地域活性化
2. 観戦型スポーツイベントの充実
3. スポーツ関連情報の発信

## IV章 施策の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

## はじめに

---

国では、「スポーツ振興法」を50年ぶりに全面改正し、平成23年6月に、新たに「スポーツ基本法」を制定しました。この法律には、スポーツに関しての基本理念が定められ、国や地方公共団体並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項などが規定されています。

この「スポーツ基本法」の規定に基づいて、平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を目指した我が国のスポーツ推進の基本的な方向が示されました。

また、平成27年10月に「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命として、「スポーツ庁」が設置されました。

そして、平成29年3月には、第1期から5年間の計画期間を経て、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。この計画では、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他の分野との連携・協働を進め「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、基本方針としています。

久留米市では、平成19年3月「久留米市スポーツ振興基本計画」（平成19年から概ね10年間）を策定し、「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」を基本理念に、「いつでも・どこでも・誰でも」がスポーツに親しむことができるスポーツ都市づくりのため、さまざまな取り組みを進めてきました。

平成25年3月には、国や福岡県、久留米市のスポーツ環境の変化を踏まえ、「久留米市スポーツ振興基本計画」の事業体系について、「市民が躍動できる生涯スポーツ振興体制の整備・充実」「スポーツによる自己実現及び競技者への支援」「学校における体育・スポーツのあり方」「スポーツ振興のための各種指導者の養成と有効活用」の4つの基本政策に見直し、スポーツ機関や団体をはじめ、市民や地域、学校などとも密接に連携を図りながら一体的な取り組みを推進することで、スポーツ実施率や子どもの体力向上を維持する事業を進めてきました。

このたび、久留米市スポーツ振興基本計画の期間が令和元年度をもって終了することから、国等の動向や久留米市スポーツ振興基本計画における現状と課題を踏まえ、本市におけるスポーツ推進の一層の充実を図るために、「久留米市スポーツ推進計画」を策定しました。

### 1 久留米市スポーツ振興基本計画（旧計画）の検証

#### （1） 久留米市スポーツ振興基本計画の概要

##### 【基本理念】

活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり

##### 【目指す都市像】

- スポーツによる生きがいと輝きが共有できる都市
- 健康に満ちた市民の笑顔があふれる都市
- 共汗・共育・交流のスポーツクラブ文化が薫る都市

##### 【基本方針・基本的視点】

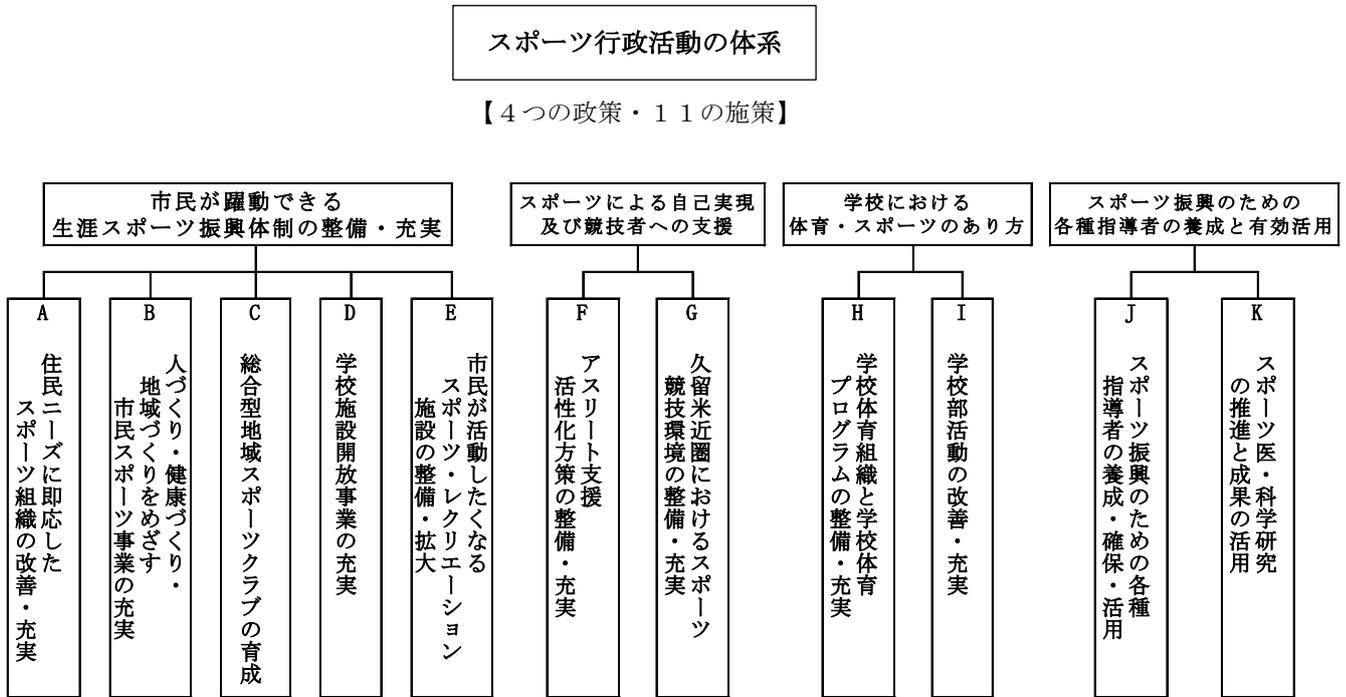
基本理念に基づき次の6つの基本方針・基本的視点を根幹に据えて、諸施策の展開と諸事業の実施に取り組みました。

- 1) 中核都市にふさわしいスポーツ事業・コンベンション・施設整備・組織づくりの推進
- 2) 市民の多様なスポーツニーズ・健康づくりニーズに対応できる地域スポーツクラブづくりの推進
- 3) 気軽に親しめるスポーツ環境の整備・充実と既存施設の有効活用の促進
- 4) 児童生徒のスポーツライフの充実と運動に親しむ資質・能力の形成
- 5) 市民のスポーツ活動・健康づくりを支える指導者・ボランティアの養成
- 6) スポーツ情報ネットワークの整備と充実

【政策の柱と成果指標】

旧計画の進捗状況を計るため、計画を構成する4つの政策ごとに成果指標と目標を設定し、各種事業に取り組みました。

・政策の柱



・成果指標

政策名	成果指標	目標
生涯スポーツの振興	週1回以上の運動・スポーツ実施率	50%
自己実現・競技者支援	全国大会等優勝者・団体数	計15
学校におけるスポーツ	体力・運動能力調査(小5・中2)	全国平均以上
指導者の育成	講習会・研修会受講者数	延べ1,100人

## (2) 政策ごとの検証及び総括

計画を構成する政策毎に旧計画の成果と課題を次のとおり総括します。

### 【政策1】市民が躍動できる生涯スポーツ振興体制の整備・充実

事業計画	主な取り組みと成果
総合的・効果的に市民スポーツを推進するため、市体育協会や各競技団体、大学等との連携を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブという。）やスポーツ推進委員との協働により事業を推進する。	○市体育協会等と情報共有・連携し、スポーツ関連情報の発信を強化しました。 ○スポーツ推進委員等と連携し、各団体に向けた研修会を行うことで地域スポーツの活性化を図りました。
ライフステージに応じてスポーツ活動に親しめるよう様々な事業を実施する。 また、総合型クラブの創設やその活動を協働の視点から支援する。	○各種スポーツ教室等の実施により、幅広い年代の市民が気軽にスポーツに取り組む契機となりました。 ○総合型クラブ支援や連携で、地域スポーツの活性化を図りました。
市民が身近な場所でスポーツに親しめるよう、また、学校施設の有効活用という観点から、学校施設を市民に開放し、市民の主体的な活動を促進する。	○小中学校での学校施設開放事業実施により、子どもから大人までがスポーツに取り組むやすい環境づくりを促進しました。
市民のスポーツ活動のニーズや地域の状況を踏まえ、計画的に施設の整備に取り組むとともに、施設の利便性向上を図る。	○「久留米アリーナ」や「東部運動公園」等を整備し、多くの市民がスポーツに取り組むことのできる施設環境が充実しました。

### 【目標の達成状況】

【成果指標】 週1回以上の運動・スポーツ実施率	H23年度	目標	実績
		H31年度	H31年度
	36.1%	50%	43.9%

目標達成に向けた各種取り組みにより、市民の運動習慣としてウォーキングを行う市民の割合が平成23年から15.5ポイント増加するなど、「週1回以上の運動・スポーツ実施率」は平成23年調査時点よりも約8ポイント上昇したが、目標は達成できなかった。

### ◆ 今後の課題 ◆

#### ①市民が気軽にスポーツ・健康づくりに取り組める環境の整備

年代や性別などに関わらず、多くの市民が健康の保持増進や体力向上など、生きがいを持ってスポーツ・健康づくりを行えるよう、引き続き関係団体・機関等との協働・連携しながら各種事業に取り組み、運動・スポーツ実施率のさらなる向上を図る必要があります。

#### ②スポーツ施設の機能確保

市民スポーツのニーズや地域の実情を踏まえ、施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な修繕が必要です。

## 【政策2】スポーツによる自己実現及び競技者への支援

事業計画	主な取り組みと成果
<p>中高生を中心としたアスリートを支援し、競技スポーツを活性化するため、中・高体連及び市体育協会や競技団体等との連携を強化する。</p>	<p>○中高生のトップアスリートに対し活動費をはじめ様々な支援を行うことで、競技環境の向上を図りました。</p> <p>○大会での成績優秀者に対し各種表彰や積極的なPR活動を行うことで、選手を支援しました。</p>
<p>九州・全国レベルのスポーツ大会の開催・誘致を行う。</p> <p>また、久留米圏域にあるプロスポーツ資源を活かした事業を実施する。</p>	<p>○久留米アリーナ等の整備により、大規模大会を誘致できるようになり、競技レベルの向上及び地域スポーツの活性化を図りました。</p> <p>○オリンピック・パラリンピックの事前キャンプにケニア共和国・カザフスタン共和国を誘致しました。</p> <p>○福岡県内のプロチームによるスポーツ教室を開催し、トップレベルのスポーツを体験しました。</p>

## 【目標の達成状況】

【成果指標】	H23 年度	目標	実績
		H31 年度	H30 年度
全国大会等優勝者・団体数	計 12	計 15	計 26

全国大会等優勝者の状況としては、柔道、自転車、カヌー、弓道等に加え、東京2020オリンピック競技大会の新競技種目となる空手やボルダリングなどにおいても、新たな全国大会優勝者が出ている状況です。

## ◆ 今後の課題 ◆

### ① トップアスリートへの支援

久留米市にゆかりのある中高生を対象に「トップアスリート支援事業」を実施し、試合や練習などに要する経費について支援していますが、今後も継続的に競技に専念できる環境を整備するための支援策が必要です。

### ② 大規模大会やプロスポーツの試合などの誘致による地域活性化

久留米アリーナの整備による効果を最大限に発揮させるため、大規模大会等の誘致による地域活性化を図る必要があります。

### ③ ケニア共和国・カザフスタン共和国の事前キャンプの円滑な実施と成果の活用

東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、両国の事前キャンプを円滑に実施し、その成果をレガシーとして、最大限に活用する必要があります。

### 【政策3】学校における体育・スポーツのあり方

事業計画	主な取り組みと成果
<p>体育授業の充実や児童・生徒の運動能力向上のため、外部指導者等を活用したスポーツ教室の開催など、各種施策に取り組む。</p>	<p>○全小中学校で、体力向上プランを作成し学校全体で取り組む「1校1取組運動」を実践することで、子どもたちの運動能力及び体力の向上を図りました。</p> <p>○各中学校に武道場を整備し、計画的に教員への研修を実施したことで中学校武道必修化に対応しました。</p>
<p>学校部活動の活性化や部員の増加を図るため、指導者の派遣や学校間の交流など、魅力向上に取り組む。</p>	<p>○外部指導者に対する保険加入などにより、活動環境の充実・改善を図ることで、部活動の活性化に取り組みました。</p>

### 【目標の達成状況】

【成果指標】 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (小5・中2)	H23年度	目標	実績
		H31年度	H30年度
	全国平均以下	全国平均以上	全国平均以上

成果指標である全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小5・中2)では、平成23年度に全国平均以下でしたが、全小中学校において、課題克服のための「1校1取組運動」を含む体力向上プランに基づく計画的な取組を進めたこと等により、目標を達成することができました。

### ◆ 今後の課題 ◆

#### ①児童生徒の体力・運動能力の向上

子どもの体力は30年前と比較すると依然として低い状態が続いています。本市では体力・運動能力調査において、平成30年度の結果は全国平均と比較すると総じて上回ってはいるものの、今後も引き続き体力・運動能力の向上に向けた取り組みが必要です。

#### ②持続可能な部活動の推進

部活動は、体力向上はもちろん、生徒同士や教師との人間関係の構築など生徒の多様な学びの場としてその教育的意義は大きいものがあります。生徒にとって有意義かつ安全安心な部活動の実施、教職員の負担軽減及び保護者の理解促進を図り、部活動の活性化に取り組む必要があります。

#### 【政策4】スポーツ振興のための各種指導者の養成と有効活用

事業計画	主な取り組みと成果
「スポーツを支える（育てる）人」の重要な要素の一つであるスポーツ指導者について、地域住民や競技団体等のニーズを踏まえつつ、必要な人材の養成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ推進委員に対し各種研修会を行なうことで、地域のスポーツリーダーを育成しました。</li> <li>○関係団体等と連携し講習会などを実施することで、指導者の資質向上を図りました。</li> </ul>
生涯スポーツの推進や、トップアスリートの競技力向上のため、大学等と連携したスポーツ医科学研究の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼少期から運動スポーツに慣れ親しみが持てるよう保育園・幼稚園の職員向けの講習会を開催するなど、生涯スポーツの資質向上を図りました。</li> <li>○大学と連携し、指導者向けのコンディショニングづくり等の講座を開催し、トップアスリート支援を図りました。</li> </ul>

#### 【目標の達成状況】

【成果指標】	H23 年度	目標	実績
		H31 年度	H30 年度
講習会・研修会受講者数	延べ 956 人 (H20～23)	延べ 1,100 人	延べ 1,326 人 (H27～30)

スポーツ推進員への指導者養成講習会などを行うことで、スポーツ知識・指導技術の向上につなげるなど、着実にスポーツ指導者の資質向上に努めました。

#### ◆ 今後の課題 ◆

##### ①効果的な指導者講習会の実施

各種講習会の受講者数は、テーマや内容により大きく変動があるため、指導者の資質向上に役立つ魅力的なテーマ設定や内容の充実を図ります。

また、講義内容等を十分に活用する仕組みが確立されていない面も見受けられるため、その仕組みづくりが必要です。

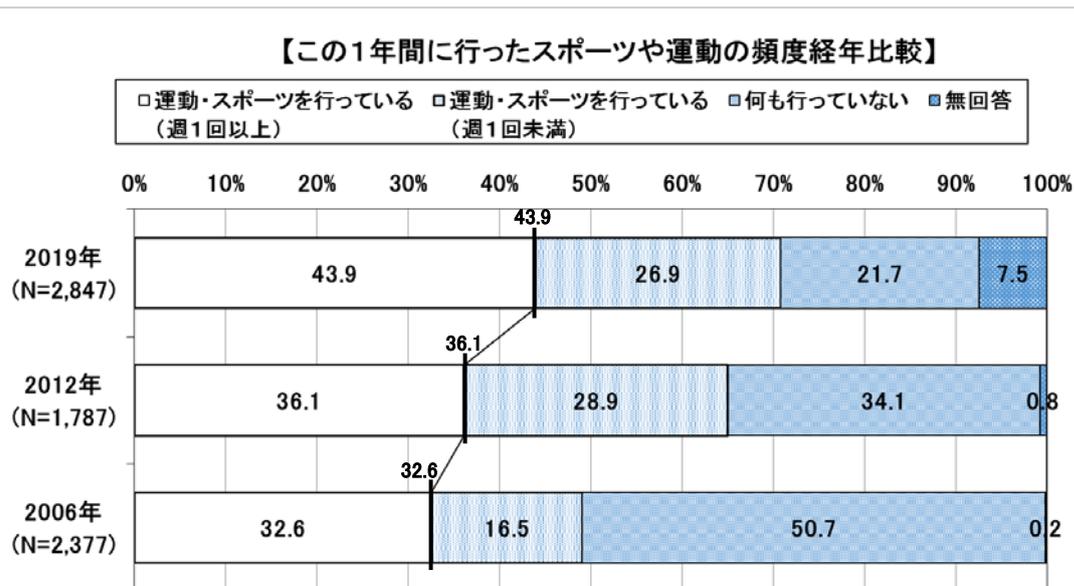
##### ②スポーツ医学を活用した競技者への支援

大学の専門的な知識を活用した講座の開催で指導者及び選手への支援を行っていますが、今後も他の様々な支援についての取り組みも必要です。

## 2 市民意識調査から見える現状と今後の方向性

2019年に市が実施した「市政アンケートモニター・くるモニ」の結果から、本市における市民のスポーツに関する意識や実態の把握を行いました。

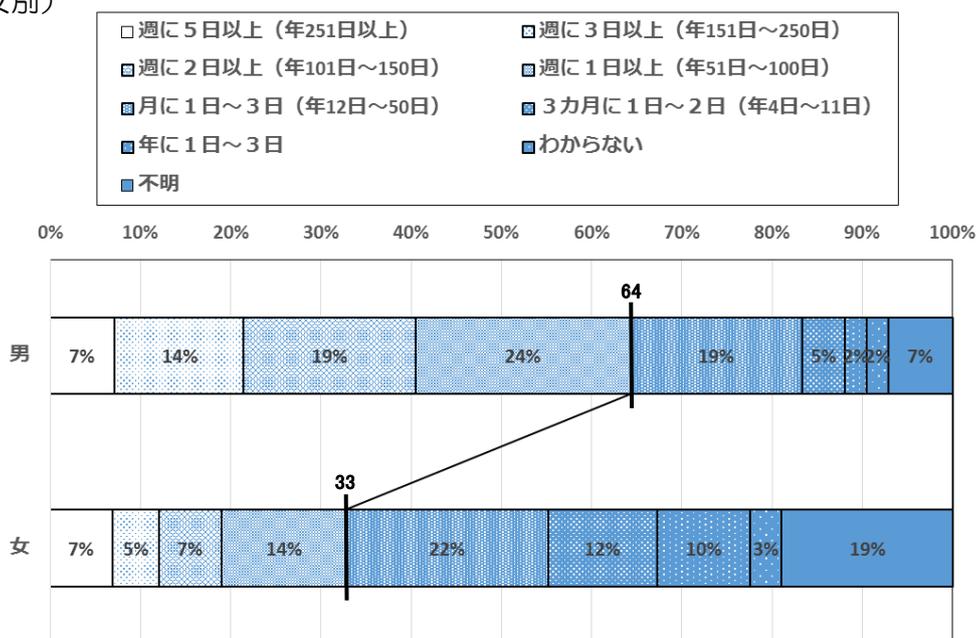
### (1) この1年に行ったスポーツや運動の頻度



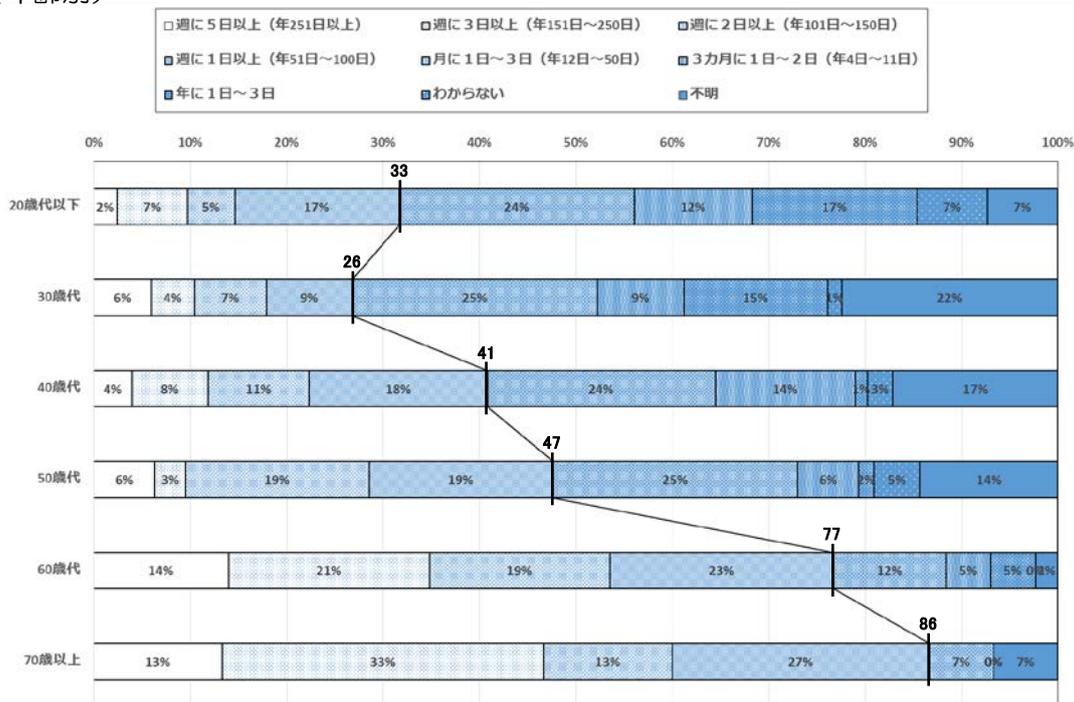
この1年に行ったスポーツや運動の頻度が「週に1回以上」と回答した人は43.9%となり、これは2012年、2016年調査に比べ徐々に高くなっています。

なお、国の調査（2019年）では、同実施率は55.1%です。

### (男女別)



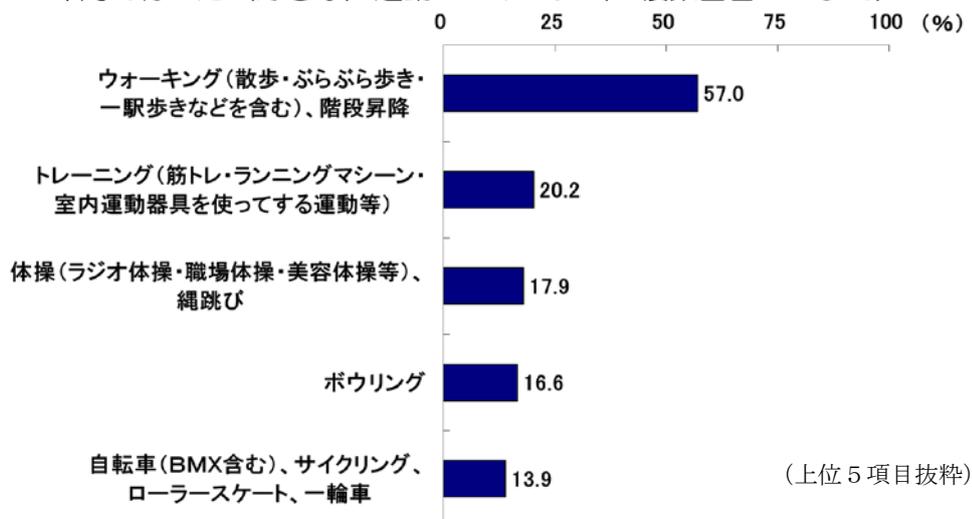
(年齢別)



男女別の週1回以上のスポーツ・運動実施率は男性64%、女性33%であり、男女差が大きい状況にあります。国の調査では男性57.3%、女性53.4%であり、若干男性の比率が高くなっています。

また、年齢別には、30歳代が一番低く、以降年齢が上がるにつれ、スポーツ・運動実施率が高くなっており、国の調査では、20歳代から40歳代に向け低くなり、40代を底に高年代ほど高くなっています。

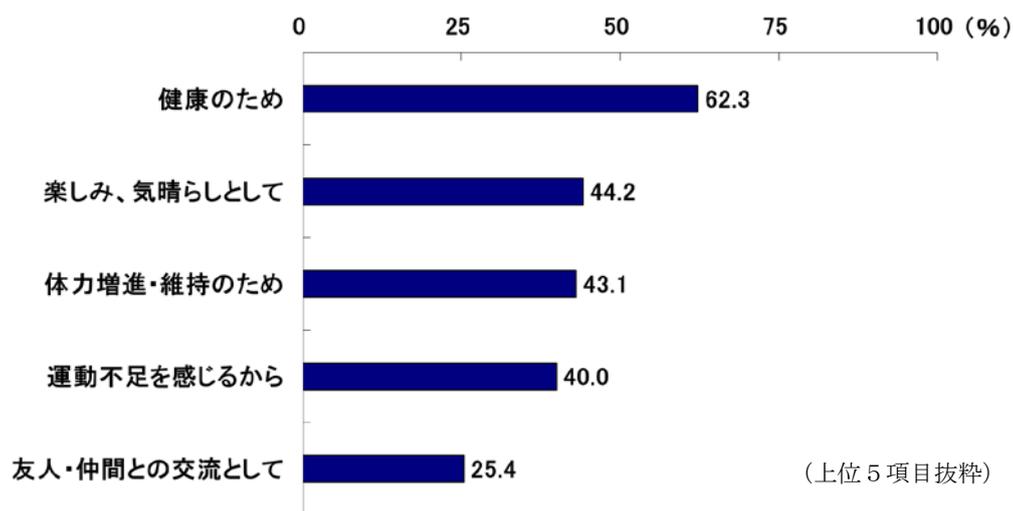
(2) この1年間で行った(好きな)運動・スポーツ(※複数回答3つまで)



この1年間に行ったスポーツや運動の上位3項目をみると、「ウォーキング、散歩」「トレーニング(筋トレ、ランニングマシン等)」「体操(ラジオ体操、職場体操)」など、身近な場所で手軽に行える種目が多くなっています。

国の調査では、「ウォーキング」(62.1%)、「階段昇降」(16.0%)、「トレーニング」(15.4%)「体操」(15.4%)となっています。

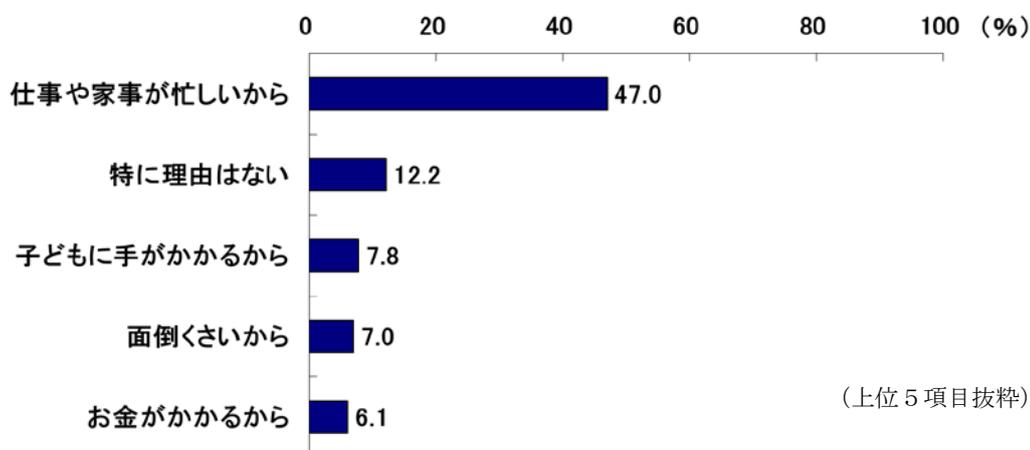
(3) この1年間で運動・スポーツを行った理由(※複数回答)



この1年間で運動・スポーツを行った理由についてたずねたところ、「健康のため」(62.3%)が一番多く、以下、「楽しみ、気晴らしとして」(44.2%)「体力増進・維持のため」(43.1%)「運動不足を感じるから」(40.0%)が多くなっています。

国の調査では、「健康のため」(77.9%)が一番多く、以下「体力増進・維持のため」(58.3%)、「運動不足を感じるから」(52.2%)が多くなっています。

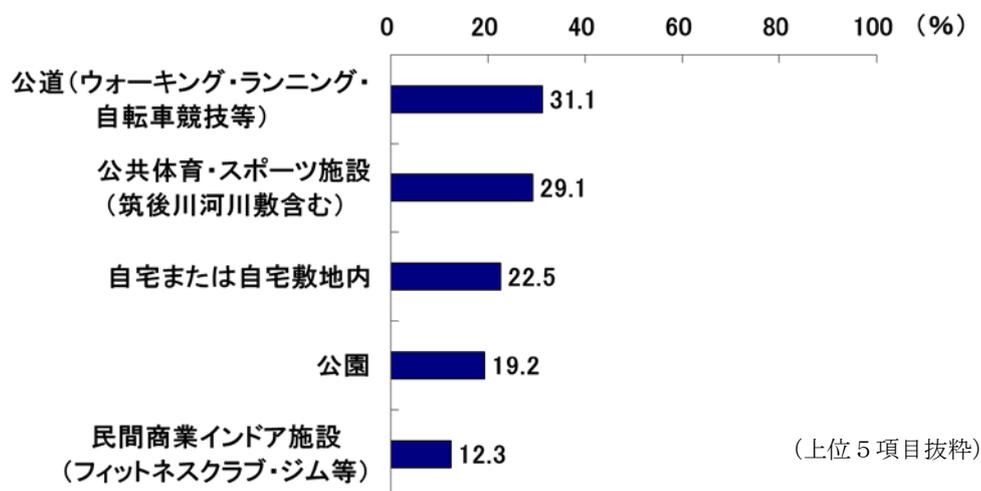
#### (4) 週に1日以上運動・スポーツをできなかった最も大きな理由



この1年間で週に1日以上運動・スポーツをできなかった最も大きな理由についてたずねたところ、「仕事や家事が忙しいから」(47.0%)が特出して多く、以下、「特に理由はない」(12.2%)「子どもに手がかかるから」(7.8%)「面倒くさいから」(7.0%)が多くなっています。

国の調査では、「仕事や家事が忙しいから」(49.0%)、「面倒くさいから」(43.5%)、「お金の余裕がないから」(22.0%)、が多くなっています。

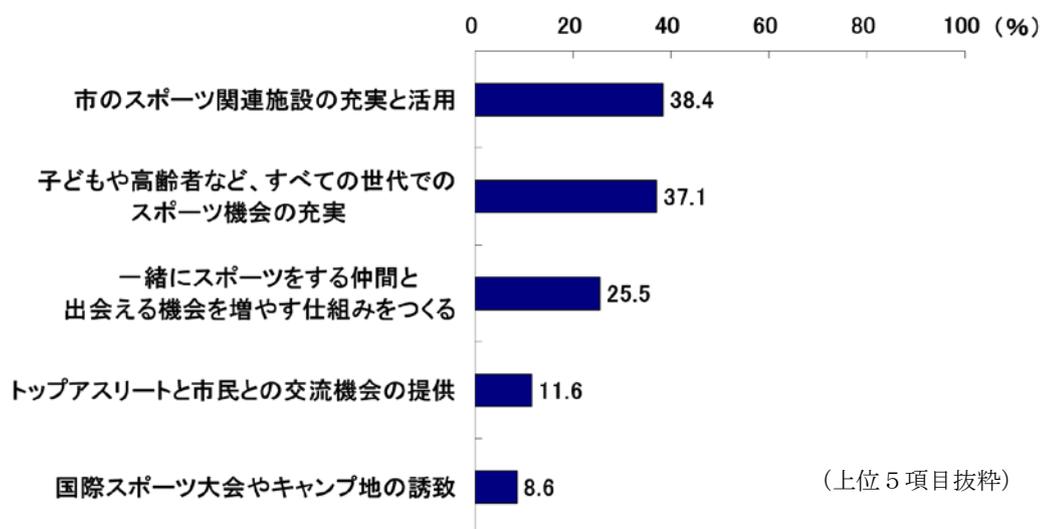
#### (5) この1年間に運動・スポーツをどこで行ったか(※複数回答)



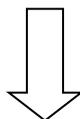
この1年間で運動・スポーツをどこで行ったかについてたずねたところ、「公道(ウォーキング・ランニング・自転車競技等)」(31.1%)、「公共体育・スポーツ施設(筑後川河川敷を含む)」(29.1%)、「自宅または自宅敷地内」(22.5%)、「公園」(19.2%)が多くなっています。

国の調査では、「道路」(49.2%)、次いで「自宅または自宅敷地内」(26.5%)、「公園」(23.5%)、が「公共体育・スポーツ施設」(19.6%)の順となっています。

(6) 今よりもっとスポーツに親しむために市に力を入れてほしいこと（※複数回答）



今よりもっとスポーツに親しむために市に力を入れてほしいことについてたずねたところ、「市のスポーツ関連施設の充実と活用」(38.4%)、「子どもや高齢者など、全ての世代でのスポーツ機会の充実」(37.1%)、「一緒にスポーツをする仲間と出会う機会を増やす仕組みをつくる」(25.2%)、が多くなっています。



【施策の方向性】

アンケートの結果を踏まえ、多くの市民が健康の保持増進や体力向上など、生きがいを持ってスポーツ・健康づくりを行えるよう、関係団体・機関等との協働・連携しながら各種事業に取り組みます。

- ①男女別では女性、世代別では仕事や家事、子育て等で忙しい50歳代以下の運動・スポーツ実施率の向上を目指す事業を進めます。
- ②一人でも、また少しの時間でも手軽に行えるスポーツ環境づくりなど、スポーツをより身近にする事業を進めます。
- ③体力の維持向上や楽しみ・気晴らしのため、また友人や仲間との交流など、それぞれの目的に応じた事業を進めます。
- ④すべての世代でのスポーツ機会の充実を図るため、スポーツ関連施設を活用し、初心者教室の開催や各種イベント等を実施します。
- ⑤スポーツ関連施設やイベント等の情報を積極的に提供することで、市民の利用や参加促進を図ります。

### 3 スポーツ関係団体からの意見集約

スポーツの関係団体に対し、久留米市の課題等についてのご意見を集約し、令和2年度からの本計画策定のための情報収集として行いました。

#### 【意見集約の対象団体】

- ①（公財）久留米市体育協会 ②久留米市スポーツ推進委員連絡協議会  
 ③久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 ④各指定管理者  
 ⑤（一社）福岡県障がい者スポーツ協会

分類	I 市のスポーツ推進を図るうえでの課題についての意見	II 市が今後強化すべきスポーツ施策についての意見
する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちが遊びやスポーツに触れる機会が少ない。</li> <li>○仕事や家事等で一番忙しい世代（20～50代）の運動実施率が低い。</li> <li>○障害者と健常者が、一緒にスポーツをする機会が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加しやすい初心者向けスポーツ教室の実施。</li> <li>○若い世代の運動機会の増進。 （親子でのスポーツ教室の開催など）</li> <li>○高齢者へのスポーツ機会の提供。</li> <li>○障害者スポーツに対する啓発。</li> <li>○障害者がスポーツや運動に関われる環境整備。</li> </ul>
みる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模大会やイベント、スポーツ施設等の市民へのPR不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プロなどの高いレベルの試合観戦機会の提供。</li> <li>○広報の充実。（SNSを活用し、イベントや運動・スポーツ等の情報を紹介する）</li> </ul>
ささえる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平日午前中の各スポーツ施設の利用が少ない。</li> <li>○土日はスポーツ大会が多く、一般の利用者の利用ができない。</li> <li>○施設の設備。（冷暖房がない施設は利用を避けられることがある。）</li> <li>○施設管理者が障害者スポーツに関する知識・理解が不足。</li> <li>○競技団体や部活動指導者不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土日のスポーツ大会等での利用を調整し、市民がより利用しやすくする。</li> <li>○施設の修繕等の老朽化対応。</li> <li>○車いす用トイレ等バリアフリーの整備。</li> <li>○施設の管理者が障害者スポーツに関する知識を増やし理解を深める。</li> <li>○指導者向けトレーニング法等の講習会の開催。</li> <li>○スポーツボランティアが活躍できる仕組み作り。</li> <li>○障害者スポーツの指導員を増やす。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者スポーツの関係する部署間など行政間の連携が不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政間等の各部署間での連携を強化。</li> <li>○東京オリ・パラを契機としたスポーツの推進。</li> </ul>

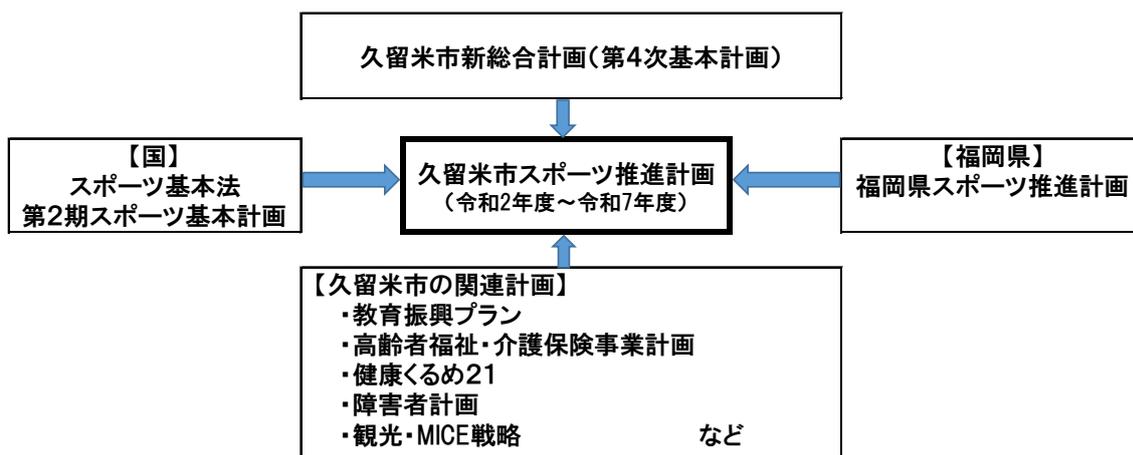
## Ⅱ章 久留米市スポーツ推進計画（令和2年度～令和7年度）

### 1 計画策定の意義

久留米市スポーツ振興基本計画（旧計画）における現状と課題を踏まえるとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催など、スポーツを取り巻く環境の変化を好機と捉え、今後6年間の久留米市のスポーツ推進の基本的な方向性を示し、具体的な取り組みを明らかにします。

### 2 計画の位置づけと期間

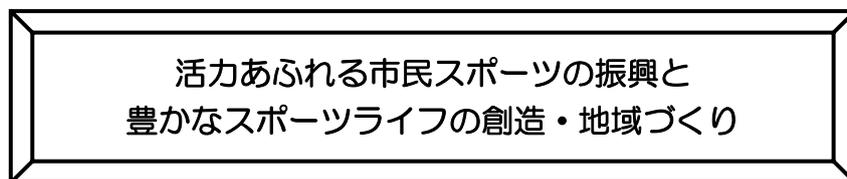
久留米市新総合計画における市民スポーツの振興を着実に推進するための分野別計画として策定するとともに、スポーツ基本法第10条第1項に基づく、地方実情に即した「地方スポーツ推進計画」として位置づけます。また、策定にあたり国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌するとともに、福岡県や久留米市の関連計画との整合を図ります。



本計画は、久留米市の新総合計画との連動性や整合性を確保するため、計画の期間を「新総合計画・第4次基本計画」に合わせ令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

主な計画		年度								
		2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
国	第2期スポーツ基本計画	→								
県	福岡県スポーツ推進計画(後期)		→							
市	久留米市新総合計画(基本構想)	→								
	久留米市新総合計画(第4次基本計画)	→			→					
	久留米市スポーツ推進計画	→			→					

### 3 計画の基本理念



これまで、久留米市スポーツ振興基本計画（旧計画）では、**スポーツの持つ力**を活かしたスポーツの振興に取り組むとともに、久留米市新総合計画に沿った長期的視点による取り組みを行ってまいりました。久留米市総合計画基本構想期間内である令和7年度まで、本計画の基本理念を旧計画から引き継ぐこととします。

#### 【スポーツの持つ力】

- 夢・希望・感動・勇気を与える。
- 楽しさ、喜び、厳しさ、努力することの素晴らしさを実感できる。
- 心身ともに健康な体づくりや体力増進、ストレス発散、生活習慣病の予防。
- 爽快感、達成感、満足感、連帯感の充実。
- フェアプレイの精神やルールへの尊重など、青少年の健全育成。
- 地域との連帯感・コミュニケーションの醸成。 など

### 4 基本方針と進行管理

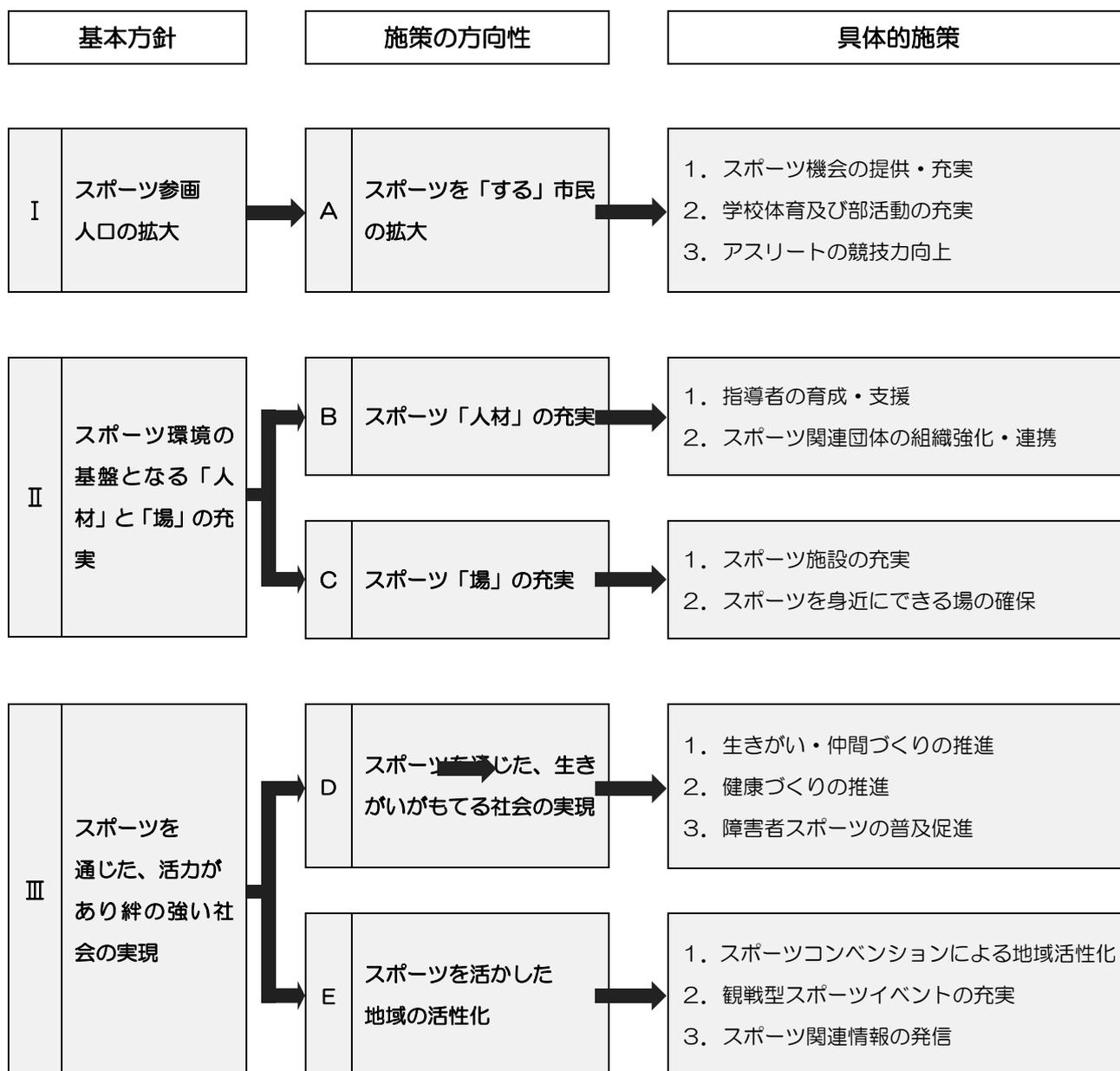
本計画では、基本理念に基づき次の3点を基本方針とし、各施策の展開を推進します。

- I スポーツ参画人口の拡大
- II スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実
- III スポーツを通じた、活力があり絆の強い社会の実現

なお、本計画の進行管理は、施策ごとに成果指標を設定し、これを点検・評価し、審議会等の意見をいただきながら、次の事業展開へと活かしていく実効的な計画推進を図ります。

### Ⅲ章 スポーツ推進に向けた施策の取り組み

#### 1 施策の体系



## 2 具体的施策内容

### I スポーツ参画人口の拡大

市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるように市民それぞれのライフステージや関心度合、適正等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図ることで、スポーツ参画人口の拡大とスポーツ活動の活性化を目指します。

#### 施策の方向性

A：スポーツを「する」市民の拡大

##### 【成果指標】

- ◆成人の3人に2人（65%程度）は、週1回以上スポーツを行っている。  
※R1実績 43.9%
- ◆小中学校の学校体育授業以外で、運動をしている児童生徒が85%以上になる。  
※H30実績 77%

##### 【具体的施策】

#### 1 スポーツ機会の提供・充実

##### ①スポーツ初心者に向けた機会の確保

年齢、性別や障害の有無に関わらず、全世代を通じスポーツを始める入り口として、遊びながら、楽しみながらスポーツ・運動ができる機会を確保します。

##### ②市民参加型スポーツイベントの充実

「いつでも」「どこでも」「だれでも」がスポーツを楽しめるよう、各地域やスポーツ推進委員、各種スポーツ団体との連携を図り、身近で手軽に参加できるイベントを充実します。

##### ③地域におけるスポーツ講座・イベントの充実

各地域や校区単位で行うスポーツ講座や多世代交流も図ることができるイベント等について、スポーツ推進委員や総合型クラブとの協働により充実します。

##### ④仕事や家事等で忙しい世代のスポーツ機会の充実

20代から50代までの仕事や家事、子育て等で忙しい世代の運動機会の充実を図るため、スポーツ関係団体等と連携した取り組みを進めます。また託児サービスの提供など、子育て中の人も参加しやすい環境を整えます。

##### ⑤子どもがスポーツに親しむ機会の提供

子どもにスポーツの楽しさを知ってもらうため、子ども向けの教室や親子で参加できるイベント等を開催し、スポーツに親しむきっかけとなる事業を実施します。

## 2 学校体育及び部活動の充実

### ①全国体力・運動能力運動習慣等調査の活用と体力向上施策の展開

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等をもとに、各学校の特色を活かしたスポーツ的行事及び日常的な「1校1取組運動」の取組、外遊びの推奨など、子どもの体力、運動能力の向上のための施策を展開します。

### ②学校体育及び部活動への連携した外部指導者の活用

より充実した体育授業に資するため、また部活動の活性化や生徒の技術向上のため、総合型クラブや地域のスポーツ指導者等との連携等により外部指導者を活用します。

### ③部活動方針に基づく取組の充実

久留米市部活動方針に基づき、持続可能な部活動の充実に取り組みます。

## 3 アスリートの競技力向上

### ①ジュニアアスリートの競技力向上

オリンピック・パラリンピック等の大規模スポーツ大会での活躍が期待される本市ゆかりのジュニアアスリートに対し、国内外での試合や日々のトレーニングなどの充実が図られるよう、競技力の向上のための支援を行います。

### ②競技大会出場選手への支援

全国大会や九州大会に出場する選手に対して出場奨励金を支給するとともに、市民に夢や感動を与える顕著な成績を収めた選手を表彰し、積極的なPRを行います。

### ③中・高体連専門部、競技団体との連携強化

中体連・高体連と各競技団体との連携を強め、一体的なタレント発掘を行うとともに、必要に応じて県等の関係機関につなぎ、選手強化及び競技力向上を図ります。

### ④スポーツ医科学を活用した競技者の支援

大学等との連携によりスポーツ医科学を活用することで、競技者及び指導者・保護者など包括的に支援ができるようなシステムの構築を目指します。

## Ⅱ スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

スポーツに関わる指導者、審判員、ボランティアなど、スポーツ活動を支える人材の育成を図るとともに、多様なスポーツ施設の有効活用、安全対策等を行うなど、スポーツ環境の充実を図ります。

### 施策の方向性

B：スポーツ「人材」の充実

#### 【成果指標】

◆スポーツ指導者養成のための講習会・研修会の受講者が毎年400人以上。

※H30実績 364名

#### 【具体的施策】

##### 1 指導者の育成・支援

###### ①各種スポーツ講習等の情報提供

(公財)日本スポーツ協会や各種競技団体等が開催する講習会・研修会等に関する各種情報の提供を行い、それらへの自発的参加や派遣を促進します。

###### ②運動・スポーツ指導者養成のための講習会開催

各種資格制度との整合性を踏まえた指導者養成講習会・研修会の開催や、各競技団体等が行う自主研修活動を支援します。

###### ③スポーツ推進委員への研修

スポーツ推進委員を対象とした研修会を開催し、地域に貢献できるよう知識や技術の習得を促進し、地域スポーツの振興を支える人材の資質向上に取り組みます。

###### ④保育園・幼稚園等職員の運動遊びに対する啓発

生涯の健康・体力等について、幼児期の運動遊び体験の有効性を保育士等に認識してもらうため、講習会等を開催するなど、幼児期からの運動指導を強化します。

###### ⑤指導者やボランティアの人材育成と活用推進

公益財団法人久留米市体育協会や各競技団体等との連携により、指導者やボランティアの人材育成を図ります。

また、スポーツの素晴らしさに触れる機会、自己実現や社会貢献活動の機会としてもらうため、大会やイベント等での運営ボランティアの活用を推進します。

###### ⑥地域スポーツ推進者への表彰

各競技団体やスポーツ推進委員など、スポーツ分野における活動を行う団体・個人が、長年の活動により地域スポーツの推進などに貢献している方々を表彰します。

## 2 スポーツ関連団体の組織強化・連携

### ①市体育協会の組織・事業内容の充実

協会の安定的な運営基盤の強化を図るとともに、協会加盟の競技団体や行政、その他の関係機関と連携し、事業内容の充実を図ります。

### ②総合型クラブの連携・活動支援

県と連携し総合型クラブ相互の連携や情報交換を促進するため、久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の活性化と支援に取り組むとともに、同会の人的・物的資源やノウハウを積極的に活用し、市全域にまたがる事業を展開します。

### ③総合型クラブの活動支援体制の充実

総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、計画的に事業を実施し、改善することにより活動の安定化を図ります。また、地域に根ざしたクラブとして定着していくために、総合型クラブによる生きがい・仲間づくりなど地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

### ④学術機関や関係団体との連携

大学等と連携したスポーツ医科学を活用することで、市民が生涯にわたりスポーツを楽しめる事業からトップアスリートの競技力向上に係る事業まで、高度で専門的な観点からの支援とその成果の有効活用を図る取り組みを目指します。

### ⑤クリーンでフェアなスポーツの推進

スポーツ関連団体と連携を取りながら、各競技団体等に対し、法令の遵守や体罰、暴力等の根絶を目指すため、組織の運営や指導方法等についての啓発を推進します。

## 施策の方向性

---

C：スポーツ「場」の充実

### 【成果指標】

- ◆スポーツ施設の利用者数が、年間 200 万人以上。 ※H30 実績 1,580,932 人
- ◆学校施設開放事業利用者数が、年間 80 万人以上。 ※H30 実績 771,660 人

## 1 スポーツ施設の充実

### ①身近なスポーツ施設としての機能充実

地域における身近なスポーツ施設として魅力ある施設となるよう、地域スポーツ活動に必要な備品の整備等、施設の機能充実を図ります。

### ②安全で安心できる施設の維持管理

だれもが安全で安心してスポーツに親しめるよう、施設の保守点検や改修等に計画的に取り組むなど適切な維持管理を行い、施設の利用促進を図ります。

## 2 スポーツを身近にできる場の確保

### ①都市計画公園等の整備

全世代を通じだれもが気軽に利用できる公園について、ウォーキングに活用できる園路等などの健康づくりに配慮した施設の設置やボール遊び等を行える広場の設置など、計画的な公園の整備に取り組みます。

### ②スポーツ施設の活用促進

市民のスポーツ活動の場となりえる公立学校体育施設の開放を推進するとともに、公共スポーツ施設においても、各種スポーツ教室などでの有効活用を促進します。

また、市民に対しスポーツ施設の活用促進に向けた周知を図ります。

### Ⅲ スポーツを通じた、活力があり絆の強い社会の実現

---

年齢や性別、障害の有無に関わらず、だれもがスポーツ活動やイベントを通じ、活力があり・絆が強く・生きがいの持てる社会の実現を目指すとともに、地域社会や地域経済の活性化を図るために、スポーツコンベンションの誘致に取り組みます。

#### 施策の方向性

---

D：スポーツを通じた生きがいもてる社会の実現

##### 【成果指標】

- ◆成人の1年間に一度もスポーツをしない者が、15%以下。
- ◆障害者スポーツ大会・スポーツイベント等の参加者が毎年600人以上。

#### 1 生きがい・仲間づくりの推進

##### ①高齢者スポーツ事業の展開

高齢者の体力維持や健康増進を図るため、それぞれのライフスタイルに応じ、老人クラブ等の地域活動・スポーツ活動を支援します。また、生きがい・仲間づくりを推進するため、高齢者向けのスポーツの普及・促進を図ります。

##### ②総合型クラブの普及・啓発

地域でのスポーツを通じ、多世代交流など各種事業を行う総合型クラブの認知度を高めるため、市民に対する普及・啓発を図ります。

##### ③スポーツ少年団の充実

青少年のスポーツを振興し、心身の健全な育成を図るため、少年団スポーツ大会や各種交流会・研修会の開催を支援し、体力の向上や仲間との協調性などを身につけることを目的とするスポーツ少年団の活動の活性化を促進します。

#### 2 健康づくりの推進

##### ①健康づくりのための運動の推進

「いつでも・どこでも・だれでも」手軽に行える健康づくりであるウォーキングやサイクリング、ラジオ体操等の運動を地域との連携により推進します。また、これからも増加していく高齢者の介護予防につながる運動の推進にも取り組みます。

## ②保健分野と連携した健康づくり

保健分野と連携しながら「健診受診率の向上対策」「身体活動・運動の普及推進」「食生活環境の整備」を3つの柱として、健康寿命の延伸を図ります。

## 3 障害者スポーツの普及促進

### ①障害者スポーツに対する認知度及び理解度を高める

「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障害者スポーツに関わる機関やスポーツ団体等と連携を図り、障害者スポーツに対する認知度を高め、理解を深める活動を推進します。

### ②スポーツ施設の利用促進

スポーツ施設の管理者などに対し、障害のある人への不当な差別的取り扱いをしないことや合理的配慮の取り組みを促すとともに、障害者スポーツ団体と連携し、障害のある人のスポーツ施設の利用を促進します。

### ③パラリンピック競技大会の体験会の実施

障害者がスポーツに触れ合う機会の充実を図り、障害者のスポーツ参加人口を増やすため、パラリンピック競技大会での実施競技の体験会を実施します。

## 施策の方向性

---

E：スポーツを活かした地域の活性化

### 【成果指標】

◆スポーツコンベンション経済波及効果 年間5億円以上。

※H30実績 年間4億7千3百万円

◆大規模大会の開催件数が年間5回以上。

※H30実績 年間4回

## 1 スポーツコンベンションによる地域活性化

### ①スポーツコンベンション誘致による地域活性化

まちの賑わいと経済・地域の活性化を図るため、スポーツ関係団体や宿泊施設等と連携し、大規模スポーツ大会やプロの試合、キャンプ等の誘致に取り組みます。

### ②東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした取り組み

ケニアとカザフスタン両国のキャンプを通じ、市民ボランティアなど人的なサポート体制や宿泊、食事、医療などの海外チームのキャンプ受け入れノウハウを蓄積するとともに、受け入れ環境を広くPRすることで、国内外からのキャンプや大規模スポーツ大会などの誘致に取り組みます。

## 2 観戦型スポーツイベントの充実

### ① 観戦型スポーツイベントの充実

プロ野球等のプロスポーツの試合を誘致し、レベルの高いスポーツに触れる機会を創出します。また、パブリックビューイングなど、多くの市民と一緒に「みる」機会を提供し、スポーツが持つ「夢」や「感動」を共有します。

### ②プロスポーツチームを活用したイベントの実施

プロスポーツと身近に接し、スポーツに対する関心を醸成するため、選手等によるスポーツ教室や選手との交流イベントを開催します。

## 3 スポーツ関連情報の発信

### ①スポーツ関連情報の発信

市内のスポーツに関する大会やイベント等の情報を、関係機関等と連携し市内外に積極的に発信することで、市民がスポーツをする・みる機会づくりに努めるとともに、スポーツによる久留米の盛り上がりを醸成する。

### ②学校ホームページによる体育情報の発信

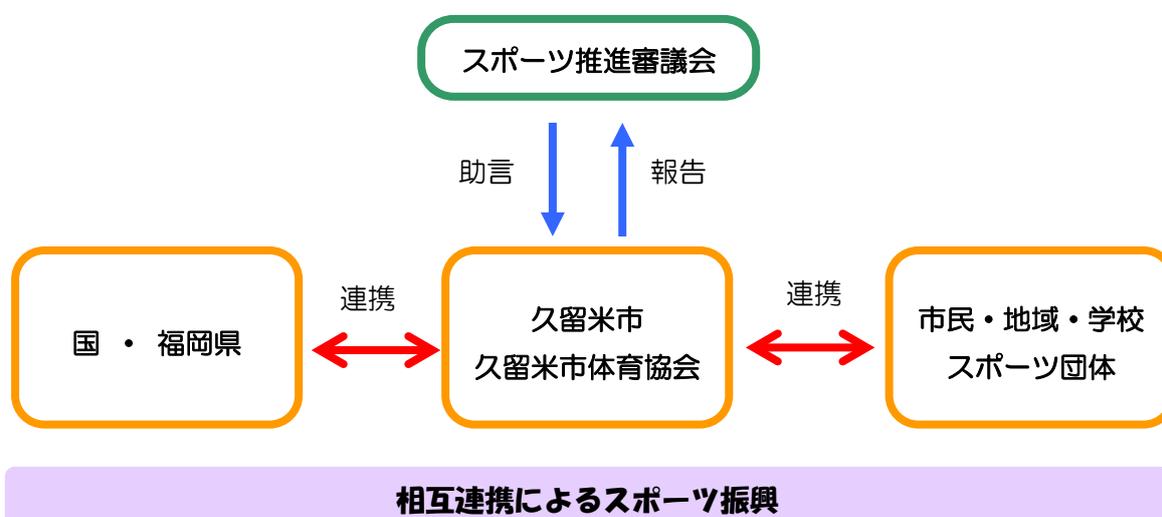
学校の取り組みに対する保護者や地域の方の理解を深めるために、各学校のホームページや通信等を活用して、体育的行事や部活動についての情報を発信します。

## IV章 施策の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

施策を推進するため、久留米市・(公財)久留米市体育協会・国・福岡県・市民・地域・学校・各種スポーツ団体が、相互連携を図りながら計画の推進に取り組みます。

また、スポーツ振興を着実に実施し、総合的な取り組みを実施するためには、庁内のスポーツ関係部局や保健福祉部門、教育委員会などとの協力が不可欠であるため、お互いの連携を深め協力体制の構築に努めます。



### 2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、国の方針や制度改正の動向、また社会情勢の変化など、必要に応じた対応をしながら施策の的確な進行を行う必要があります。

そのため、各施策の成果指標の達成状況を中心に、取り組み内容を点検・評価し、その結果について久留米市スポーツ推進審議会に報告し、専門的観点から意見をいただきながら継続的かつ効果的な計画の進行管理を行います。

また、同審議会の議論は次年度以降の施策展開に反映できるよう努めます。

# 久留米市教育振興プラン

令和2年度～令和7年度

(案)

令和2年 月

久留米市教育委員会



## はじめに

2015(平成27)年に国連は、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するために国際社会が共通して達成すべき「持続可能な開発目標(SDGs)」として17項目を採択しました。その開発目標の4番目に「質の高い教育」の実現が定められたように、未来社会の実現における教育への期待の大きさがうかがえます。

近年、技術革新のめざましい進歩により情報化はさらに進展し、人工知能(AI)を通じて、国境を越えて瞬時に全ての人とモノ、様々な知識や情報がつながり、今までにない新たな価値が生まれ出され、「子どもたちの多くは将来、今は存在しない職業に就く」と言われるなど、予測が困難な時代が訪れようとしています。一方で、子どもの貧困や児童虐待などが社会問題化し、様々なニーズを抱える子どもたちへの教育や支援がこれまで以上に必要となっています。

また、令和2年4月から、小中高で順次実施されていく学習指導要領は、「主体的・対話的で深い学び」を通して、このような未来社会の変化に主体的に向き合い、関わり合い、自らの可能性を発揮し、よりよい社会の創り手となるための力を育む学校教育の実現を目指したものです。

このような状況の中、令和元年度に久留米市では、教育・学術及び文化の振興に関する根本方針を示した「教育に関する大綱」を新たに策定しました。この大綱では、「**“学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る**」という基本理念のもとに、「**未来へつながる教育と学びの充実**」「**安心して学べる教育環境づくりの推進**」を学校教育推進の方向性として示しています。

また、市の教育振興基本計画である第3期久留米市教育改革プランが令和元年度で計画終了となりました。これを受け、新たに本市の教育振興基本計画を「**久留米市教育振興プラン**」として策定し、令和2年度より様々な教育施策に取り組みます。

「久留米市教育振興プラン」は、市の教育に関する大綱や学習指導要領を踏まえ、大きく変わろうとする社会の中で、たくましく「生きる力」を育むとともに、ふるさと久留米に誇りを持ち、元気と笑顔があふれる「くるめっ子」を育てていくために、「**ともに未来を創る『くるめっ子』の育成**」を目標として策定しました。

本プランの策定においては、教育・保護者・地域・関係団体等の様々な分野の方々に構成する「久留米市教育改革推進会議(座長:伊藤克治 福岡教育大学教授)」における協議を経て取りまとめました。また、本プランの実行にあたっては、重点ごとに数値的な評価指標を掲げ、教育施策や各学校における取組についての進捗管理を行うこととしています。今後、本プランの目標実現に向かって、学校や地域等における様々な教育活動を推進し、「くるめっ子」の健やかな育ちにつながるよう着実な歩みを進めていきたいと考えています。

# 目次

はじめに

## 第1章 久留米市教育振興プランの背景と位置づけ

1	プラン策定の背景	1
2	位置付け	2
3	策定範囲	2
4	対象期間	2

## 第2章 第3期プランの総括と今後の方向性について

1	第3期教育改革プランの総括	3
(1)	重点1 わかる授業【学力の保障と向上】	3
(2)	重点2 たのしい学校【安全・安心な学校づくり】	5
(3)	重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】	7
2	今後の方向性について	8

## 第3章 久留米市教育振興プランの概要

1	プランの目標	10
2	4つの重点	11
3	重点の土台としての人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育	13
4	施策の体系	14
5	具体的施策の方針と評価指標	15
6	教育振興プランの概要図	16

## 第4章 プランの具体化に向けた各学校における取組

1	「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善の取組	17
2	「くるめアクションプラン」を活用した不登校・いじめ問題対応の徹底	21
3	(資料) 人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育チェックリスト	23
4	(資料) 学校プラン	27
5	(資料) 地域学校協議会プラン	30

## 第5章 プランの具体化にむけた施策

1	施策構築にあたって	32
2	重点1：学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】	33
3	重点2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】	37
4	重点3：笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】	42
5	重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】	44
6	その他の施策	46

## 1 プラン策定の背景

### (1) 国の動向

平成30年6月、第3期教育振興基本計画が策定され、我が国における今後の教育政策の方向性と令和4年度までの5年間における、①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、③目標を実現するために必要となる施策群が示されました。

激動する時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。

誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化していくこと。そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくこと、これらを共に実現するための改革の推進が、今求められています。

平成29年7月に告示された学習指導要領は、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、新しい時代に求められる資質・能力の育成を趣旨として改訂されました。

また、平成29年12月、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定が行われ、教師のこれまでの働き方を見直して、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることを通して、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことが今後より一層求められています。

今後、超スマート社会（Society5.0時代）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいきます。今まで以上にグローバル化、超高齢化が進展し、将来の予測が困難な時代が到来すると言われていています。さらに、子供の貧困にかかる課題など、教育をめぐる状況の対応や課題解決が急務です。

こうした社会の大転換を乗り越え、未来を担う子供たちが豊かな人生を生き抜くために必要な力を身につけ、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割は大きいと言えます。

### (2) 久留米市の状況

久留米市は、平成17年2月の広域合併からの10年間、「新たな躍動への始動期」と位置づけた第2次基本計画を推進し、平成27年度からの5年間、「新たな躍動への実践期」として、第3次基本計画のもとに市政の着実な発展に取り組んできました。

平成27年11月には、「一人ひとりを大切にしたい、未来を担う人づくり」を基本理念として「教育に関する大綱」を策定し、推進してきました。

令和2年3月、新総合計画第4次基本計画を「新たな時代への飛躍」の期間と位置づけて策定し、令和2年度から令和7年度までの6年間、久留米市基本構想に掲げる目指す都市の姿の実現に向けて、時代潮流の変化を的確に捉えた都市づくりを目指して取り組んでいきます。

時を同じくして、第4次基本計画の教育分野を具現化していくものとして、「教育に関する大綱」を新たに策定しました。令和2年度から令和7年度までの6年間、「“学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る」ことを基本理念としています。学校教育や社会教育等の基本方針及び施策の方向性を示し、推進していきます。

### (3) 久留米市教育振興プランについて

平成18年8月に教育施策の中期的重点事業プランとして「久留米市教育改革プラン（以下、「第1期プラン」という。）」を策定しました。

平成23年3月には、教育基本法に基づく教育振興基本計画に位置づけた「第2期久留米市教育改革プラン（以下、「第2期プラン」という。）」を定め、次代を担う人間力を身につけた子どもの育成を目指し、教育改革の施策に取り組んできました。

さらに平成28年3月には、第2期プランの総括を受け、効果の持続と課題の改善を基本方針とした「第3期久留米市教育改革プラン（以下、「第3期プラン」という。）」を定め、ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成を目指して推進してきました。

第3期プランの成果として、「不登校の予防と解消」では、年々改善傾向であり、また外国語教育の推進にかかる「英検3級以上の取得率」については、全国値を上回ることができました。しかしながら、「授業改善への支援」については、評価指標の達成には至らなかった項目があり、学力の保障と向上に関する課題の解決のためにさらなる取組が急務になっています。

これらのことから、第1期から第3期の教育改革プランの推進について取組の効果を検証し、充実・定着・拡大を基本方針としてさらなる振興と推進が求められます。そこでこの度、本教育プランの名称を「久留米市教育振興プラン（以下、「教育振興プラン」という。）」とし、推進を図っていきます。

## 2 位置付け

教育振興プランは、国の「第3期教育振興基本計画」の内容等を参酌するとともに、「新総合計画第4次基本計画」及び「教育に関する大綱」の理念及び基本方針等の実現に向けた久留米市教育施策の中期的事業プランです。

## 3 策定範囲

教育振興プランは、市立学校（小学校、中学校、特別支援学校、高等学校）における学校教育分野を主な対象とし、家庭や地域と協働した学校の教育力の向上に関する施策についても対象範囲とします。

なお、特別支援学校及び高等学校においては、学科や教育内容の専門性をはじめ、児童生徒の通学範囲も広域にわたるなどの状況があるため、教育振興プラン実施にあたっては教育委員会と連携を図りながら、学校の実態に応じた推進を行います。

## 4 対象期間

「新総合計画第4次基本計画」及び「教育に関する大綱」の理念や施策等との整合性を図る観点から、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

なお、今後の国の動向や社会状況の変化に応じて中間期で見直しを行います。

### コラム

・超スマート社会（Society5.0時代）とは、「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会のことです。IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値が生まれ出される時代が到来しようとしています。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などに伴う様々な課題の克服が期待されます。

# 第2章

## 第3期教育改革プランの総括と今後の方向性について



### 1 第3期教育改革プランの総括

第3期プランの評価指標に関する令和元年度の進捗及びプラン計画期間を通じての評価は、次のとおりです。なお、表中の評価欄の記号は、以下のとおりです。

評価欄	◎ 達成（予定通り進捗）	○ 概ね達成（概ね予定通り進捗）
	△ 未達成（予定通り進捗せず）	× 未着手

#### (1) 重点1 わかる授業【学力の保障と向上】

1	施策 授業改善への支援 (学校教育課)	評価指標 全国学力・学習状況調査結果で全国平均を超える (全国学力・学習状況調査)	策定時 (%)				
			(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	
			小6	国語A	683	700	▲1.7
				国語B	632	654	▲2.2
				算数A	721	752	▲3.1
				算数B	427	450	▲2.3
			中3	国語A	723	758	▲3.5
				国語B	626	658	▲3.2
				数学A	603	644	▲4.1
				数学B	373	416	▲4.3
			※ 表中の数値は平均正答率である。				
令和元年度の成果等			現在 (%)				
	評価	△					
	<p>本年度、小学校については、国語で全国平均正答率を上回り、算数もプラン策定時と比較すると全国平均正答率との差が縮まった。</p> <p>中学校については、国語・数学ともに全国平均を下回ったが、プラン策定時よりも、国語・数学ともに全国平均正答率との差が縮まった。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、全ての教科区分で全国平均正答率を上回るといった評価指標の達成には至らなかった。</p>						
			(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	
			小6	国語	64	63.8	0.2
				算数	65	66.6	▲1.6
			中3	国語	70	72.8	▲2.8
				数学	56	59.8	▲3.8
			※ 令和元年度よりA区分（基礎）とB区分（活用）が統合された。				

施策		評価指標	策定時 (%)
2	外国語教育の推進 (学校教育課)	中学校3年生までの英検3級の 取得率が全国平均を超える (英語教育実施状況調査)	H27年度 久留米市取得率 15.9 全国取得率 18.9
			令和元年度の成果等
	評価	◎	現在 (%)
		令和元年度の調査における英検3級(CEFR A1レベル)以上の取得率は、昨年度の全国平均を超えることができた。 本プラン期間を通じて、全ての年度において英検3級の取得率は全国平均を上回ることができた。	R1年度 久留米市取得率 32.0 全国取得率 未発表 H30年度(参考) 全国取得率 23.9

施策		評価指標	策定時 (%)																															
3	教師力向上への支援 (学校教育課) (教育センター)	授業がわかると答える児童生徒 の割合や学校に行くのが楽しい と答える児童生徒の割合が全国 平均を超える (全国学力・学習状況調査)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H27)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6国わかる</td> <td>80.8</td> <td>82.0</td> <td>▲1.2</td> </tr> <tr> <td>小6算わかる</td> <td>79.9</td> <td>81.0</td> <td>▲1.1</td> </tr> <tr> <td>中3国わかる</td> <td>68.6</td> <td>74.3</td> <td>▲5.7</td> </tr> <tr> <td>中3数わかる</td> <td>72.7</td> <td>71.6</td> <td>▲1.1</td> </tr> <tr> <td>小6楽しい</td> <td>84.0</td> <td>87.0</td> <td>▲3.0</td> </tr> <tr> <td>中3楽しい</td> <td>79.8</td> <td>82.1</td> <td>▲2.3</td> </tr> </tbody> </table>				(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6国わかる	80.8	82.0	▲1.2	小6算わかる	79.9	81.0	▲1.1	中3国わかる	68.6	74.3	▲5.7	中3数わかる	72.7	71.6	▲1.1	小6楽しい	84.0	87.0	▲3.0	中3楽しい	79.8	82.1	▲2.3
			(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																												
	小6国わかる	80.8	82.0	▲1.2																														
小6算わかる	79.9	81.0	▲1.1																															
中3国わかる	68.6	74.3	▲5.7																															
中3数わかる	72.7	71.6	▲1.1																															
小6楽しい	84.0	87.0	▲3.0																															
中3楽しい	79.8	82.1	▲2.3																															
令和元年度の成果等		現在 (%)																																
評価	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(R1)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6国わかる</td> <td>83.4</td> <td>84.9</td> <td>▲1.5</td> </tr> <tr> <td>小6算わかる</td> <td>84.5</td> <td>83.5</td> <td>▲1.0</td> </tr> <tr> <td>中3国わかる</td> <td>72.1</td> <td>77.6</td> <td>▲5.5</td> </tr> <tr> <td>中3数わかる</td> <td>71.0</td> <td>73.9</td> <td>▲2.9</td> </tr> <tr> <td>小6楽しい</td> <td>85.1</td> <td>85.8</td> <td>▲0.7</td> </tr> <tr> <td>中3楽しい</td> <td>80.7</td> <td>81.9</td> <td>▲1.2</td> </tr> </tbody> </table>				(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6国わかる	83.4	84.9	▲1.5	小6算わかる	84.5	83.5	▲1.0	中3国わかる	72.1	77.6	▲5.5	中3数わかる	71.0	73.9	▲2.9	小6楽しい	85.1	85.8	▲0.7	中3楽しい	80.7	81.9	▲1.2	
(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																															
小6国わかる	83.4	84.9	▲1.5																															
小6算わかる	84.5	83.5	▲1.0																															
中3国わかる	72.1	77.6	▲5.5																															
中3数わかる	71.0	73.9	▲2.9																															
小6楽しい	85.1	85.8	▲0.7																															
中3楽しい	80.7	81.9	▲1.2																															
		「授業がわかると答える割合」について、小学校は、算数の割合が全国平均を上回った。中学校は、国語及び数学とも全国平均を下回った。 「学校が楽しいと答える割合」について、小中学校とも全国平均を下回ったが、平成27年度に比べて全国平均との差が縮まった。 本プラン計画期間を通じて、一部を除き全国平均を上回るという評価指標の達成には至らなかった。																																

## (2) 重点2 たのしい学校【安全・安心な学校づくり】

施策		評価指標	策定時 (%)			
1	不登校対応 (学校教育課)	不登校の出現率が全国を下回り、 復帰率が県を上回ることを維持 しつつ、さらなる改善を目指す (児童生徒の問題行動・不登校等 調査)	(H26)	久留米市 (A)	全国(県) (B)	差 (A)-(B)
			出現率	11.5	12.6 (国)	▲ 1.1
			復帰率	49.6	34.8 (県)	14.8
令和元年度の成果等			現在 (%)			
評価	○		(H30)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (A)-(B)
	平成30年度の不登校児童生徒の出現率は、小中学校とも全国平均を下回った。復帰率は、小学校では全国平均を上回り、中学校は全国平均を下回った。 本プラン計画期間を通じて、概ね評価指標を達成することができた。		出現率(小)	3	7	-4
			出現率(中)	30	38	-8
			復帰率(小)	50.0	49.1	0.9
			復帰率(中)	46.3	48.4	▲ 2.1
			※ 出現率＝不登校児童生徒数/全児童生徒数 ※ 復帰率＝復帰者数/不登校児童生徒数 ※ 復帰率に関し県は未公表			

施策		評価指標	策定時 (%)			
2	いじめ問題対応 (学校教育課)	いじめの認知件数が全国を上回 り、解消率が全国平均を超える (児童生徒の問題行動・不登校等 調査)	(H26)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (A)-(B)
			認知件数	40.7	17.8	22.9
			解消率	93.7	88.9	4.8
令和元年度の成果等			現在 (%)			
評価	△		(H30)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (A)-(B)
	平成30年度はいじめの認知件数は、小中学校ともに全国平均を上回った。解消率は、小中学校ともに全国平均を下回った。 本プラン計画期間を通じて、いじめの認知率は全国平均を上回ったが、解消率が評価指標の達成には至らなかった。		認知件数(小)	86.6	66.0	20.6
			認知件数(中)	34.2	29.8	4.4
			解消率(小)	76.7	84.7	▲ 8.0
			解消率(中)	81.1	82.8	▲ 1.7
			※ 児童生徒 1000 人あたりのいじめ認知 件数			

施策		評価指標	策定時 (%)															
3	学校生活充実への支援 (学校教育課)	学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合(再掲)や、自分にはよいところがあると答える児童生徒の割合が全国平均を超える (全国学力・学習状況調査)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H27)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6楽しい</td> <td>84.0</td> <td>87.0</td> <td>▲ 3.0</td> </tr> <tr> <td>中3楽しい</td> <td>79.8</td> <td>82.1</td> <td>▲ 2.3</td> </tr> </tbody> </table>				(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6楽しい	84.0	87.0	▲ 3.0	中3楽しい	79.8	82.1	▲ 2.3
			(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)												
			小6楽しい	84.0	87.0	▲ 3.0												
中3楽しい	79.8	82.1	▲ 2.3															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H27)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6よいところ</td> <td>72.0</td> <td>76.4</td> <td>▲ 4.4</td> </tr> <tr> <td>中3よいところ</td> <td>60.5</td> <td>67.1</td> <td>▲ 6.6</td> </tr> </tbody> </table>				(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6よいところ	72.0	76.4	▲ 4.4	中3よいところ	60.5	67.1	▲ 6.6			
(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)															
小6よいところ	72.0	76.4	▲ 4.4															
中3よいところ	60.5	67.1	▲ 6.6															
令和元年度の成果等			現在 (%)															
評価	△		<table border="1"> <thead> <tr> <th>(R1)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6楽しい</td> <td>85.1</td> <td>85.8</td> <td>▲ 0.7</td> </tr> <tr> <td>中3楽しい</td> <td>80.7</td> <td>81.9</td> <td>▲ 1.2</td> </tr> </tbody> </table>				(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6楽しい	85.1	85.8	▲ 0.7	中3楽しい	80.7	81.9	▲ 1.2
(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)															
小6楽しい	85.1	85.8	▲ 0.7															
中3楽しい	80.7	81.9	▲ 1.2															
<p>「学校が楽しいと答える割合」について、小中学校とも全国平均を下回ったが、平成27年度に比べて全国平均との差が縮まった。</p> <p>「自分にはよいところがある」と答える児童生徒の割合は、小中学校とも全国平均を下回ったが、平成27年度に比べて全国平均との差が縮まった。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、全国平均を上回ることができず評価指標の達成には至らなかった。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>(R1)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6よいところ</td> <td>77.4</td> <td>81.2</td> <td>▲ 3.8</td> </tr> <tr> <td>中3よいところ</td> <td>67.8</td> <td>74.1</td> <td>▲ 6.3</td> </tr> </tbody> </table>				(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6よいところ	77.4	81.2	▲ 3.8	中3よいところ	67.8	74.1	▲ 6.3
(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)															
小6よいところ	77.4	81.2	▲ 3.8															
中3よいところ	67.8	74.1	▲ 6.3															

施策		評価指標	策定時	
4	学校安全への支援 (学校教育課)	日本スポーツ振興センター災害給付対象けが件数の減少(小学校)	H26年度 1,612件	
			令和元年度の成果等	現在 (%)
			評価	◎
<p>平成26年度と比較して、30年度は29件減少した。なお、令和元年11月末時点の件数については、平成30年度の同じ時期と比較して減少している。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、けがの件数が減少したことで評価指標を達成することができた。</p>		<p>H30年度 1,583件</p> <p>参考 (H30.11.30現在) 918件 (R1.11.30現在) 846件</p>		

(3) 重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】

	施策	評価指標	策定時 (%)
1	学習習慣定着への支援 (学校教育課)	家庭等での学習時間の向上 (1時間以上) (全国学力・学習状況調査)	H27年度 小6 55.7 中3 63.8 ※ 平日に家庭学習を1時間以上している児童生徒の割合
令和元年度の成果等			現在 (%)
	評価	◎	
	<p>家庭等での学習時間が1時間以上である小学校児童の割合は、前年度と同じで平成27年度を上回った。中学校生徒の割合は、前年度を下回ったが、平成27年度を上回った。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、家庭等での学習時間が向上することができた。</p>		R1年度 小6 62.4 中3 66.8  H30年度 (参考) 小6 62.4 中3 67.3

	施策	評価指標	策定時 (%)
2	地域学校協議会提言実働化への支援 (学校教育課)	地域学校協議会提言の達成率の向上	H27年度 達成率 71.7
令和元年度の成果等			現在 (%)
	評価	◎	
	<p>地域学校協議会からの提言を受け、学力面では放課後等学習会や家庭学習の充実に、生活面ではスローメディアや読書の促進等に取り組んだ。その結果、達成率は平成27年度より向上した。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、提言の達成率向上をすることができた。</p>		H30年度 達成率 74.2

## 2 今後の方向性について

第3期プランで設定した9つの評価指標に対する計画期間中の評価は、達成「◎」が4つ、概ね達成「○」が1つ、未達成「△」が4つでした。令和2年度から始まる次期プランでは、第3期プランの効果があつた取組の「充実・定着・拡大」を目指し、以下の内容を踏まえたプランの推進を図っていきます。

### (1) 学力の保障と向上の取組を充実させるために、より具体的に進める必要があります。

重点1「わかる授業」については、小学校の一部教科区分で全国平均正答率を上回る年度もありましたが、計画期間中に評価指標を達成するまでには至りませんでした。一方、外国語教育の推進においては、「英検3級以上の取得率」が全国値を上回り、評価指標を達成することができました。

次期プランにおいては、学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」を具現化した授業づくりの全市的な取組を通じて、学力の保障と向上における課題克服をめざしていきます。また、教育ICTの効果的な活用等による個に応じた指導の充実に継続的に取り組み、その成果を各学校に還元していきます。さらに、外国語教育の推進においては、評価指標は達成したものの、その成果を学力の向上にまでは十分に反映できていなかったことから、外国語教育の充実に向けた新たな施策を進める必要があります。

なお、評価指標においては、「全国学力・学習状況調査で全国平均正答率を上回る」に加えて、同じ児童生徒の学力実態の経年変化を新たな指標として検討していきます。

### (2) 安全かつ安心して学べる学校づくりを定着させるために、継続して進める必要があります。

重点2「たのしい学校」については、不登校出現率は全国が増加傾向にある中、本市では減少傾向を示し、いじめの認知件数も全国平均を超えるという結果を残し、評価指標を達成することができました。また、学校安全の指標とした小学校でのケガの発生件数も計画初年度より減少させることができました。

これは、計画期間中、各学校において、不登校やいじめ問題の早期発見・早期対応の組織的・計画的な取組が定着してきたことや小学校で「事故やケガは一人ひとりの予防や備えがあれば防ぐことができる」という考えで実施したセーフスクールの取組による効果が現れたものと言えます。しかし、一方で不登校復帰率やいじめ解消率は設定した指標の達成までには至りませんでした。

子どもたちが安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境をつくることは、全ての教育活動の基盤であり、学力の保障と向上を図る上で欠かすことができない土台でもあります。

次期プランにおいても、子どもたちが安全かつ安心して学べる学校づくりは継続して推進していく必要があります。すべての「くるめっ子」が「学校に行くのが楽しい」と思える学校づくりを目指していきます。

### (3) 学校・家庭・地域の協働の取組を拡大し、さらに進める必要があります。

重点3「久留米版コミュニティ・スクールの推進」については、「家庭等での学習時間の向上」「地域学校協議会提言の達成率の向上」という評価指標をともに達成することができました。第3期プラン計画期間中には、各学校においてスローメディアの取組を通じた学習習慣の定着や地域学校協議会による放課後学習会の実施など、地域の実態に応じた創意工夫ある取組が展開されました。また、地域学校協議会委員を集めてのブロック研修会を実施し、期待される役割の理解や情報交換を重ねる取組も定着してきました。

次期プランにおいては、これまで積み重ねてきた地域学校協議会(久留米版コミュニティ・スクール)の成果を引き継ぎながら、文部科学省が推奨し、現在「努力義務」化されているコ

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)への移行も視野に入れた、学校・家庭・地域の協働をさらに進めていきます。

また、全中学校区で取り組まれている学園コミュニティと地域コミュニティとの協働による中学校区人権のまちづくりの支援を通じて、豊かな人権感覚をもった子どもたちの育成をさらに進めていきます。

**(4) 教職員の働き方改革を推進し、教師力向上への支援を充実させるために、より具体的に進める必要があります。**

本市の教員の勤務実態調査の結果、月当たりの在校時間が80時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にあたる教員が、小学校で15.4%、中学校で32.8%(令和元年5月調査)存在することが分かりました。業務改善推進モデル校(小中各1校)で実施したアンケートでは、1日の平均勤務時間が小学校で11.4時間、中学校で11.8時間という長時間勤務の実態も明らかになりました。

第3期プランの計画期間中においても、学校閉庁日の実施、校務支援システム、テレワークの導入、久留米版スクールサポートスタッフ事業の展開など、働き方改革の具体的な取組が行われてきました。

教職員の世代交代が急速に進む中、次期プランにおいても、教師力の向上をより具体的に進める必要があると考えます。その推進にあたっては、働き方改革の推進による業務改善への支援を通じて、教職員が子どもと向き合う時間を十分確保し、健康でやりがいをもって研修や自己研鑽ができる環境を整備することを目指していきます。

## 1 プランの目標

## ともに未来を創る「くるめっ子」の育成

## [つくる力・つなぐ力・つらぬく力]

## (1) ともに未来を創るとは

人口減少や高齢化の進展、IoTや人工知能による技術革新、グローバル化等の社会の現状や課題の中で、自ら問いをもち、だれもが感性や創造性を発揮し、周りの人々と協働しながら、持続可能な社会のために価値あるものをつくりだしていくことです。

## (2) 「くるめっ子」とは

将来、久留米で暮らす、久留米の外で暮らす、いずれの場合においても、自分が育った「ふるさと久留米」への愛着と誇りをもち、将来への貢献を思っている児童生徒のことです。

## (3) 具体的に育成したい3つの力

令和2年度の小学校から順次実施される学習指導要領では、育成を目指す資質・能力として「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つが柱として整理されました。久留米市においては、これらの3つの資質・能力を「つくる力」「つなぐ力」「つらぬく力」として育成します。

## ○「つくる力」（知識・技能）

- ・各教科等に関する基礎的・基本的な生きて働く知識・技能を習得する力。
- ・新たに獲得した知識・技能を、既存の知識・技能と関連づけたり、組み合わせたり、社会の様々な場面で活用したりする力。

## &lt;具体的な子どもの姿&gt;

「学習や生活のめあてを自分で考えて取り組んでいる」  
「何を学んだのか、何ができるようになったのかを書いたり伝えたりしている」  
「学んだことを他の学習や生活の場面に生かしている」

## ○「つなぐ力」（思考力・判断力・表現力）

- ・問題を発見し、解決の方向と方法を決定し、結果を予測しながら実行し、過程を振り返って次の問題発見・解決につなぐ力。
- ・目的や場面、状況等に応じた対話を通して、考えの共通点や差異点を理解し、相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力して問題を解決していく力。

## &lt;具体的な子どもの姿&gt;

「めあてを達成するための方法を、今までの学びから考えている」  
「めあてを達成するための方法を実行し、問題発見・解決の過程を振り返っている」  
「お互いの考えを取り入れて、よりよい考えをつくらうとしている」

## ○「つらぬく力」（学びに向かう力、人間性）

- ・夢や目標、前向きな意欲、困難を乗り越える強い意志、簡単に折れない柔軟性を持って、持続可能な社会をつくるために考え、行動しようとする力。また、それを支える心身ともに健康な体や体力。
- ・自分と他者への理解を深め、規範意識や社会のルールを大切にするとともに、多様性を尊重し、互いのよさを生かしながらよりよい人間関係をつくる力。

<具体的な子どもの姿>

「将来の夢や目標をもって、それに向かって自分の心身を鍛えている」

「うまくいかなかった時に改善方法を考えて取り組むなど、あきらめずに取り組んでいる」

「相手のことを考え、温かい言葉かけをしている」

「お互いにおかしいことはおかしいと伝えている」

「地域や社会によさを感じたり関わりたいと考えたりしている」

※ 第3期教育改革プランで「くるめっ子」の基本として指導した『あいさつ・そうじ・自学自習』についても、引き続き子どもたちの発達段階に応じた具体的・系統的な指導を行っています。

## 2 4つの重点

第3期教育改革プランの総括を受け、効果があった取組のさらなる「充実・定着・拡大」を基本方針として、以下の4点から重点化を図ります。

また、これらの重点を支える土台として、人権・同和教育や特別支援教育、及び、自分らしい生き方を考え、夢や憧れをもつことができる「くるめ学」の学習やキャリア教育を大切にしていきます。

なお、第3期教育改革プランでも取り組んできた小中連携教育については、本教育振興プランでも引き続きその推進の充実を図り、小学校から中学校へのスムーズな接続やいわゆる「中1ギャップ」の解消を目指していきます。

### (1) 重点1：学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

- 「くるめ授業スタンダード」を活用しながら、現在の学びを過去や未来の学びとつなぐ、友達や地域の方々など他者とつなぐ、各教科等の学びとつなぐ「主体的・対話的で深い学び」となるように毎日の授業を見直します。そして、子どもが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけるとともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、「自ら学びたくなる、わかる・できる喜びを味わう」授業づくりを進めます。
- インクルーシブ教育システムの構築にむけて、ユニバーサルデザインの視点による授業づくりを進めるとともに、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく個に応じたきめ細やかな支援を行う特別支援教育を充実させます。
- 超スマート社会（Society5.0）時代の到来を踏まえ情報を収集し、目的に合わせて加工する情報活用能力を身につけるための教育活動を充実させます。
- 多文化共生社会の実現をめざし、多様な国籍や民族などの背景をもつ人々の文化や自国文化の理解を深め、コミュニケーション力を育てる外国語教育を充実させます。

#### コラム

・インクルーシブ教育システム（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。（国立特別支援教育総合研究所 HP より引用）

## (2) 重点2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】

- 「くるめアクションプラン」を活用しながら、いじめ問題や不登校の未然防止、早期発見、早期対応を徹底し、だれもが安心して学べる学校生活を送れるようにします。
- 子ども自らがいかに自分で自分の身を守るかを意識し、自ら安全な行動ができる力を育てる学校安全の取組や、ICT教育の推進など多様な学習への対応や子ども一人ひとりの状況に応じた配慮など学校生活を安全かつ快適に送れるように、学校施設の整備充実に努めます。
- 自分のよさや仲間のよさが実感できる学校になるように、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を進め、人権・同和教育の取組を充実させます。

## (3) 重点3：笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

- 教職員のキャリアステージに応じて求められる資質・能力を整理した育成指標に基づく教員研修の充実や教育活動の支援を通して、教員一人ひとりの授業力や学級経営力、保護者や地域との連携や使命感の向上に努めます。
- 教職員の働き方に関する意識改革と学校の役割と家庭・地域の役割を明確にすることを通して、教師が本来の業務に専念できるなど業務改善を進めます。  
また、久留米市部活動方針を策定したり、学校を支える専門スタッフの活用を図ったりするなど、働き方改革を通して、児童生徒に接する時間を十分に確保し、笑顔で子どもたちに向き合う先生の実環境づくりを推進します。

## (4) 重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

- 学校を支えるスタッフや授業支援への地域人材の積極的な活用を図ることで、子どもたちの学習習慣定着や基礎的・基本的な知識・技能の定着を中心とした取組、家庭と連携して健やかな成長を支える生活習慣づくりへの支援などを進めます。
- 全小中学校に設置している地域学校協議会による提言の実働化への支援を図り、地域と学校の協働活動を一層充実させます。また、国の動向を踏まえ、コミュニティ・スクールへの移行に向けた組織や機能のあり方についての検討を進めます。
- 全中学校区に設立されている人権のまちづくり推進協議会による誰もが安心してくらすことができる心豊かなまちづくりへの支援を図り、地域コミュニティと学園コミュニティを両輪とした人権のまちづくりを一層充実させます。

### コラム

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みです。平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務が課されました。学校運営協議会の主な役割として、

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

の3つがあります。ただ、③については、「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年改訂版）の中で、任命権者の任命権の行使そのものを拘束しないことや校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではないことが述べられています。

### 3 重点の土台としての人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育

4つの重点の実現に当たっては、人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育の視点を取組の土台にすることで、各重点に係る具体的な施策の展開が一貫性と関連性を持ったものとなるように努め、具体的には、以下のような考え方を基本としています。

なお、日常の教育活動が人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育の視点に基づき、取り組まれているかを振り返るためのチェックリストを第4章に資料として掲載し、各学校での効果的な活用を図ります。

#### (1) 人権・同和教育

- 人権・同和教育の推進に当たっては、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次取りまとめ〕」に示されているように自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることが態度や行動にまで現れるようにすることを目標とし、人権に関する知的理解と人権感覚の高揚を関連させながら指導していきます。
- 教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識し、常に自らの人権感覚を高め続けようという自覚のもと、教科指導、生徒指導、学級指導など、学校の教育活動全体を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」と「人間関係づくり」、「環境づくり」とが一体となり、自分自身が大切にされていることを実感できる取組を目指します。

#### (2) 特別支援教育

- 特別支援教育の推進に当たっては、様々な教育的ニーズのある児童生徒たちに対して、自立と社会参加を見据え、その時点で最も確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することを大切にしていきます。
- 障害の状態や程度に応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある「多様な学びの場」を整備し、それぞれの場において児童生徒が充実した時間を過ごしつつ「生きる力」を身に付けることのできる教育の充実を図ります。

#### (3) キャリア教育

- キャリア教育の推進に当たっては、特別活動の学級活動を中核としながら、総合的な学習の時間や学校行事、各教科等の指導など教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていきます。また、高等学校においても小・中学校におけるキャリア教育の成果を受け継ぎながら、小・中学校と同じく学校の教育活動全体を通じて行っていきます。
- 小・中・高等学校を通じて学級活動・ホームルーム活動に一人ひとりのキャリア形成と実現に関する内容を位置づけるとともに、「キャリア・パスポート」の効果的な活用を図っていきます。

#### コラム

・キャリア・パスポートとは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。

その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければなりません。（文部科学省 事務連絡 平成31年3月29日より引用）

### 3 施策の体系

目標：ともに未来を創る「くるめっ子」の育成

#### 重点1：学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

(1) 「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善

(2) 個に応じた教育活動の充実

(3) 教育ICT活用・情報教育の推進

(4) 外国語教育の充実

#### 重点2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】

(1) くるめアクションプランを活用した不登校・いじめ問題対応の徹底

(2) 学校安全への支援

(3) 仲間づくりの視点を大切に活動の充実

#### 重点3：笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

(1) 教師力向上への支援

(2) 業務改善への支援

#### 重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

(1) 学習習慣定着への支援

(2) 地域学校協議会提言の実働化への支援

(3) 中学校区人権のまちづくりへの支援

人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育

#### 4 具体的施策の方針と評価指標

##### 重点1：学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

No.	具体的施策の方針	評価指標
1	「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善	○全国学力・学習状況調査（小6、中3）において全国平均正答率を上回る。 ○県学力調査（小5、中1、中2）と全国学力・学習状況調査において県・全国を100とした場合の得点率が増加する。
2	個に応じた教育活動の充実	○「国語の授業の内容がよくわかる」「算数・数学の授業の内容がよくわかる」と答える児童生徒の割合が増加する。
3	教育ICT活用・情報教育の推進	○「コンピュータなどのICTを活用した授業を週1回以上やっている」と答える児童生徒の割合が増加する。
4	外国語教育の充実	○「CEFR A1」相当以上の力を有する生徒の割合が全国平均以上になる。

※「CEFR A1」:CEFRは外国語の熟達度をA1, A2, B1, B2, C1, C2の6レベルに分けて評価します。それぞれ詳細な定義があり、A1が簡単なやりとりができる初心者レベル、そしてC2がほぼネイティブ並みにその言語を活用できるというレベルです。

##### 重点2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】

No.	具体的施策の方針	評価指標
1	不登校対応の徹底	○不登校の出現率が全国平均以下になる。
2	いじめ問題対応の徹底	○いじめ認知件数が全国平均以上になる。
3	学校安全への支援	○日本スポーツ振興センター災害給付対象けが件数が減少する。
4	仲間づくりの視点を大切にした活動の充実	○「学級みんなで話し合っただけ決めたことなどに協力して取り組み、うれしかったことがある」と答える児童生徒の割合が増加する。

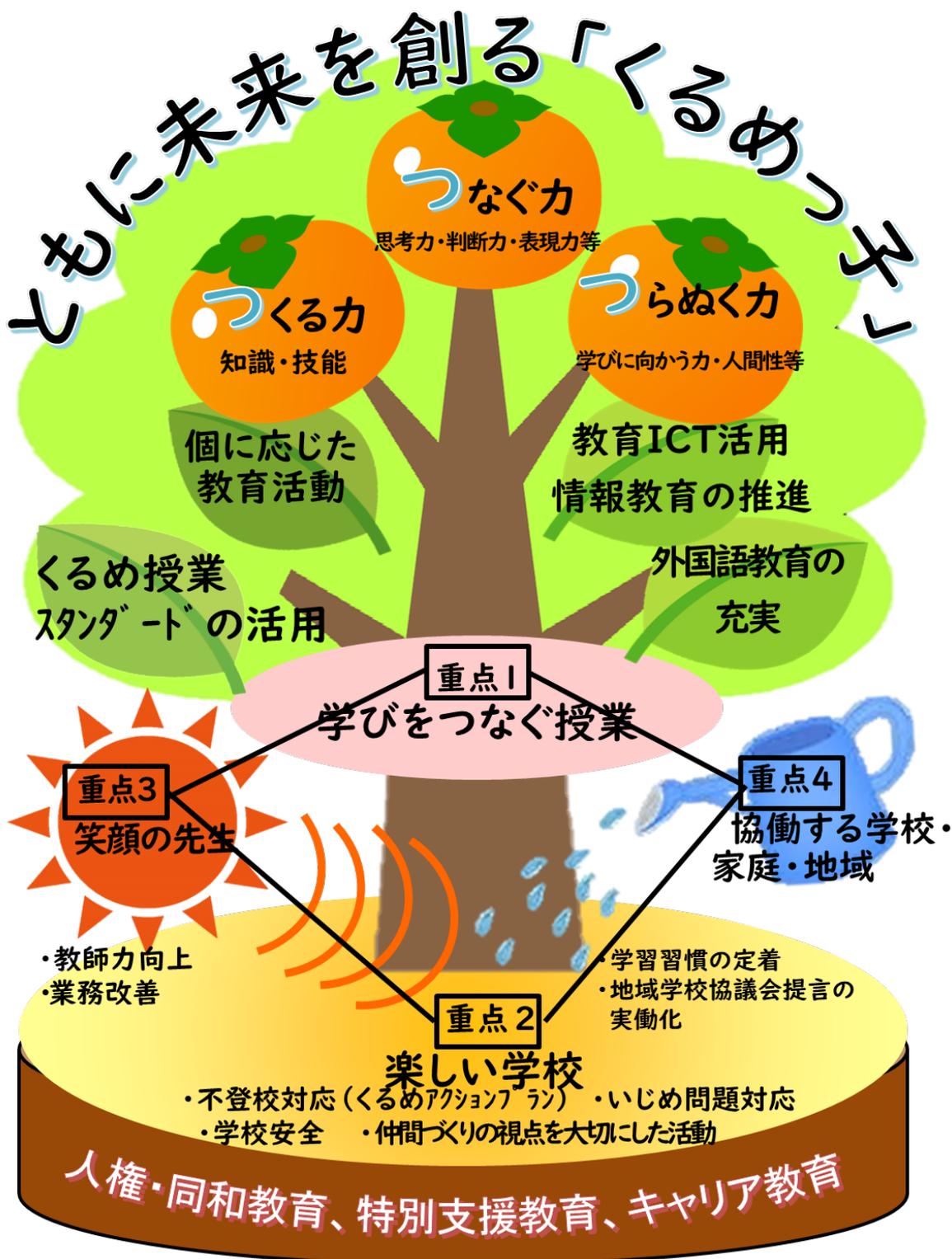
##### 重点3：笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

No.	具体的施策の方針	評価指標
1	教師力向上への支援	○「先生は、よさを認めてくれる」と答える児童生徒の割合が増加する。
2	業務改善への支援	○「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれている」と答える児童生徒の割合が増加する。

##### 重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

No.	具体的施策の方針	評価指標
1	学習習慣定着への支援	○「家庭等で1時間以上学習する」「家で計画を立てて勉強している」と答える児童生徒の割合が増加する。
2	地域学校協議会提言の実働化への支援	○地域学校協議会提言の達成率が増加する。
3	中学校区人権のまちづくりへの支援	○「自分にはよいところがあると思う」、「人が困っているときは進んで助けます」と答える児童生徒の割合が増加する。

5 教育振興プランの概要図



## 第4章

# フランの具体化に向けた 各学校における取組

## 1 「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善の取組

### (1) 本市の現状

令和元年度の全国学力・学習状況調査において、「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組むことができていると思いますか」という質問に対して、「当てはまる」と回答した児童・生徒は約30%と、大変低い結果でした。また、「授業に主体的に参加することができるか」「話し合う活動で自分の考えを広げ深めることができているか」「(算数・数学の学習で)きまりの根拠を理解しようとしているか」といった質問に対し肯定的に回答した児童・生徒の割合も、全国平均より低い結果でした。

このような結果になった要因として、「教師が一方向的に知識を教え込むような講義的な授業になっているのではないか」「児童・生徒が自分の考えをつくったり、考えの根拠を説明し合ったり、友達の説明を聞いて自己の考えを付加・修正したりするような学習活動が不足しているのではないか」といったことが考えられます。

そこで、国が示す「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」を踏まえつつ、これらの授業実践上の課題等を解決するための「くるめ授業スタンダード」を作成することとしました。

### (2) 本取組の目的

文部科学省が示す学習指導要領においては、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な資質・能力を「生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」としており、これらの3つの資質・能力をバランスよく育成することが、学校教育における大きな目標として掲げられています。

また、3つの資質・能力を育成するためには、日々の授業において、「何を学ぶか」という学習内容に加えて、それらを「どのように学ぶか」という学び方も重要であることが示されています。

令和2年度には小学校、令和3年度には中学校で全面実施される学習指導要領においては、この「どのように学ぶか」という点について、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」という方向性が示されています。そして、この「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の3つの視点の具体化を図るために、久留米市がめざす授業像として作成したのが「くるめ授業スタンダード」です。

### (3) 具体的構想

「くるめ授業スタンダード」は、毎日の授業を主体的・対話的で深い学びとなるように見直すポイントを示したものです。ポイントは以下の3つです(図1)。

#### 【ポイント①】「問題解決的な授業展開」

児童生徒主体の授業づくりのために「授業展開の7ステップ」を大切にします。

#### 【ポイント②】「子どもの思考を促す発問」

児童生徒が授業の中でしっかりと思考を働かせ、また発展させていく授業にするために、教師が行う発問の工夫を大切にします。

#### 【ポイント③】「子どもの姿で授業評価」

授業においては、児童生徒が「めあてや見通しを持つことができているか」「自分の考えやその根拠を持つことができているか」「対話を通して考えを広げ深めることができているか」

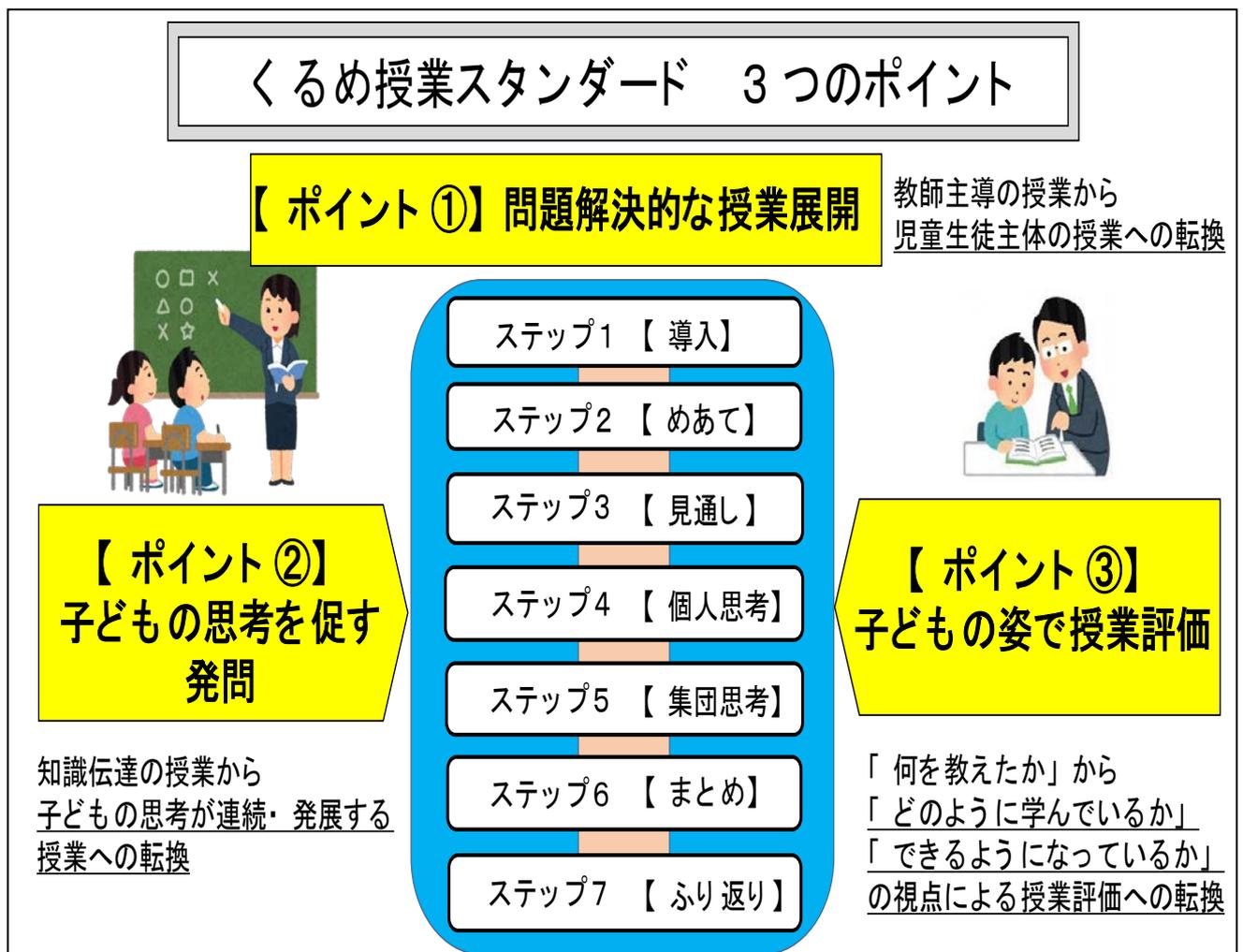
「本時のめあてを達成することができているか」といった視点で児童生徒の発言や表情、ノート等を絶えず観察し、的確な支援や次時の授業構想を行うことを大切にします。

3つのポイントを踏まえた授業例（図2）では、「具体的な教師の発問例」や「めざす子どもの姿」の詳細を示し、具体的な1時間の授業をイメージできるようにしています。本プランでは、「くるめ授業スタンダード」の3つのポイントや具体的な授業例を、授業改善の視点として日常の授業に活用することを想定しています。

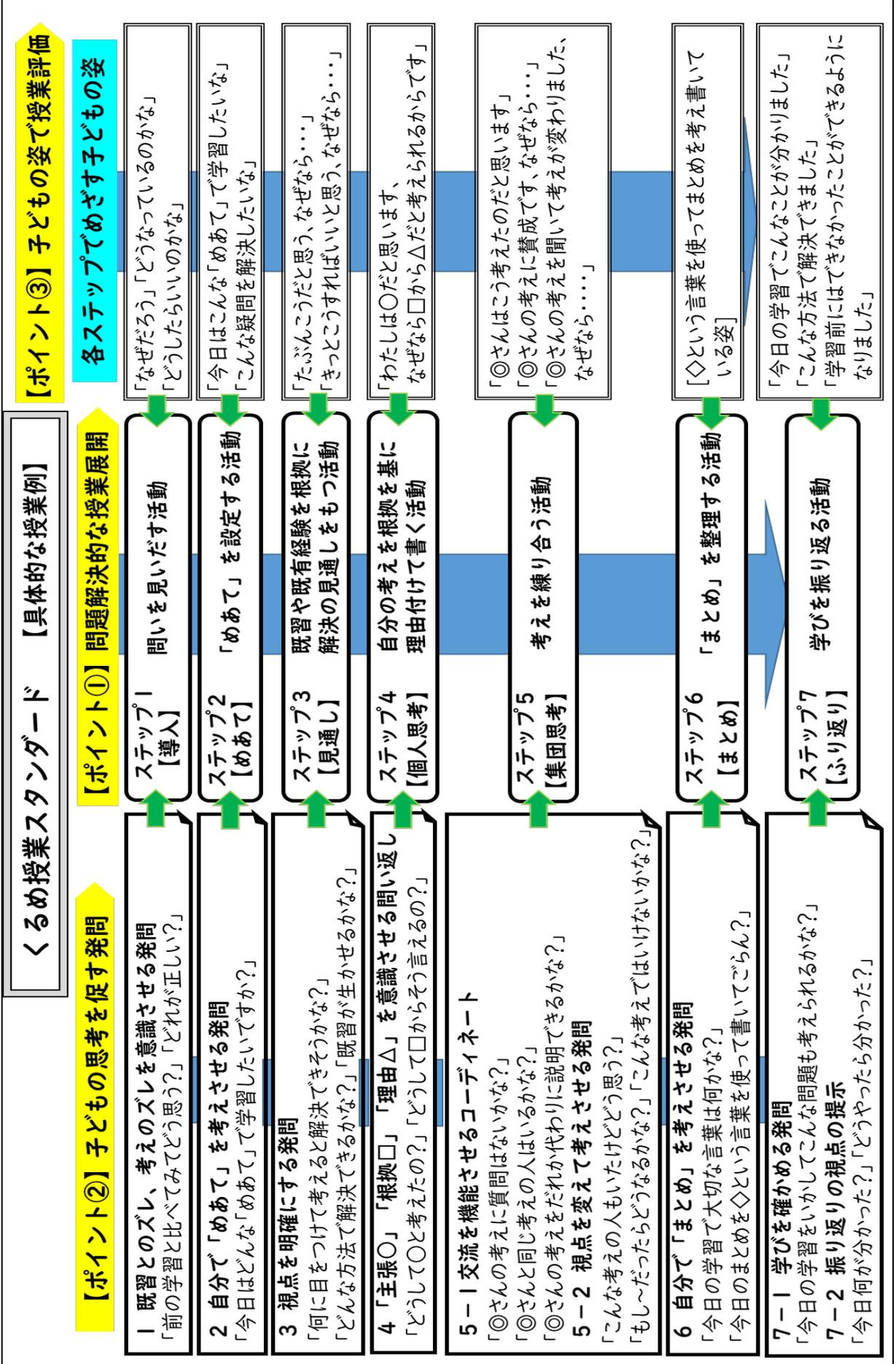
例えば、福岡県学力向上推進拠点校事業の研究指定を受けた牟田山中学校では、全教職員で取り組む「牟田山流 学習の極意」（図3）を作成して全教科の授業改善に活用されています。これは、「久留米授業スタンダード」のステップ4～7の取組を生徒の実態に応じて焦点化するとともに、学習プロセスにおけるめざす生徒の姿も明確化されています。

また、久留米市教育委員会の研究指定を受けた高良内小学校では、算数の基本的な学習過程（図4）を作成して算数科の授業改善に活用されています。これは「くるめ授業スタンダード」と同様に、算数科の特性を踏まえた問題解決的な展開と、その中での教師が行う指導や支援が明確化されたものになっています。

（図1）



(図 2)



(図3)



(図4)

研究主題及び副主題

## 数学的に考える子どもを育てる 算数科学習指導

～「学び合い」の考え方を取り入れた学習過程の工夫を通して～

こんな子どもの姿をめざします

子どもたちは、新しい問題場面に出会ったとき、「今までに学習したことは使えないか」「もっと簡単に解決できる方法はないか」と、その解決の見直しを既習の知識や技能をもとにつくり出します。そして、問題解決のために必要な学び方(方法)を選択し、試行錯誤しながら自分の力で考えを導き出します。その考えを友だちと比較・検討することで、新しい数理を身に付けることができます。この新たな数理は、次の問題解決では道具や手段となります。

学び合いでは、子どもが互いに教え合って、問題を全員が解決できることを目指します。問題解決の場面では、子どもの「分らない」という気持ちを大切に、友だちに聞いたり、教えたりすることを大切にします。教師は、「一人も見捨てない」「みんなができる」ことを語り、友だちに進んでかわる姿を称賛します。

既習の知識や技能

自力解決

比較・検討

新しい数理の獲得

つかむ

見直し

- 問題を把握する
- 考え方を整理する
- 方法を選択する

つくる

探究

- 自力解決する
- 自分なりの考えをつくる

深める

表現

- 解決方法を教え合う
- 共に考える

まとめる

評価

- 学び(内容・方法)を振り返りまとめる

「一人も見捨てない」「みんなができる」学び合い

(このことを通して「考える」ことを基軸にした学習)

「学び合い」の考え方を積極的に導入し、見直しをもって筋道を立てて考察する「数学的に考える子ども」を育てていきます。

久留米市立高良内小学校

## 5 基本的な学習過程を明確にして指導します

段階	各段階での指導のポイント
つかむ	<p><b>1 めあてをつかむ</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-right: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em;">事象</p> <p style="font-size: 0.7em;">必然性/興味・関心 めあて</p> </div> <div style="margin: 0 5px;">→ 比較 →</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em;">既習の事象</p> <p style="font-size: 0.7em;">既習の考え 既習の方法</p> </div> </div> <p style="font-size: 0.8em;">問題場面の把握 友達の考えとのズレ「どうして?」 考えや方法の不十分さ 「簡単に」「分かりやすく」</p> <p style="font-size: 0.7em;">めあて：みんなが○○(対象)を○○(活動)できるようにしよう。(※自分の得意で書かせる)</p>
つくる	<p><b>2 解決の見直しをたてる</b> (※既習でノートに見直しを書かせる)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●見方・考え方の見直し..... ( )に目をつけて、( )の考えで</li> <li>●方法の見直し..... ( )を使って、( )に表して</li> <li>●結果の見直し..... ( )よりも大きくなる、およそ( )くらい</li> </ul>
深める	<p><b>3 自力解決をする(学び合い)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 具体物の操作、半具体物の操作、絵図等に働きかける。           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 自力解決の場と時間の確保、算数的活動の重視</li> </ul> </li> <li>② 学習ノートに自分の考え、その説明を書く。           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 一つの考えができたら、違う考えをつくる。</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; font-size: 0.7em; margin-top: 5px;"> <p>●学習用具の準備</p> <p>●学習ノートの工夫</p> <p>●表現の仕方の指導</p> <p>※誰れが子どもに対する手段で</p> </div>
まとめる	<p><b>4 比較・検討する(学び合い)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自分の考えを出し合い、それぞれ の考えを知る。</li> <li>② 観点明確にして比較・検討する。</li> </ul> <p>(例)【序列化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ○わかりやすい(明瞭)</li> <li>→ ○かんたん(簡潔)</li> <li>→ ○いつでも使える(一般性)</li> <li>→ 他者の案にあげほめさせる</li> </ul> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; font-size: 0.7em; margin-top: 5px;"> <p>●机間指導で子どもの考えを見取り、意図的に指名 の考えを知る。</p> <p>●どんな考えかを板書する→考えの価値を明確に</p> <p>教師がねらいを明確にもって比較・検討させる</p> <p>【独立化】...それぞれの考えのよさを明確にする</p> <p>【序列化】...一番価値ある考えを明確にする</p> <p>【総合化】...一般化した考えにまとめる(公式)</p> <p>【横道化】...既習の考えとの関係を明確にする</p> </div>
まとめる	<p><b>5 まとめる(学び合い)</b> (※5分間以上の時間を確保する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学習を振り返り、分かったことをまとめる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>まとめ ○○○は○○である、○○の考えにより○○である。(※自分の得意で書かせる)</li> </ul> </li> <li>② 通用問題を解き、見いだした数理のよさを味わう。(※数理的な価値付け)</li> <li>③ 本時学習の自己評価をする。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; font-size: 0.7em; margin-top: 5px;"> <p>●これまでの学びを自分で振り返り、伸びを味わうことができるように。</p> <p>●観点を整理して今後の方向をつくり自ら学びを発展できるように。</p> <p>●考えを深めた過程がわかるノートを。</p> </div>

## 2 「くるめアクションプラン」を活用した不登校・いじめ問題対応の徹底

### (1) 本市の現状

いわゆる不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と文部科学省は定義しています。年度間に連続または断続した欠席日数が30日以上の子どもの児童生徒数を計上しています。

また、欠席日数は少なくても、遅刻・早退・別室登校の頻度が多い子どももおり、これらの子どもが長期に欠席していく例が多数あります。そこで国立教育政策研究所では、次のような換算式を示しており、30日以上になると「不登校相当」としています。

$$\text{欠席日数} + \text{保健室等登校日数} + \{ (\text{遅刻日数} + \text{早退日数}) \div 2 \}$$

一度不登校状態になると、学校への復帰は難しいという実態があるため、福岡県でも上記の換算で15日以上になった場合は、長期に欠席する可能性のある不登校兆候児童生徒として、早期発見、早期対応に努めています。

そこで本市では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校や教育委員会に配置するとともに、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題への対応や困難を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけができるよう「くるめアクションプラン」を作成することとしました。（図5）

### (2) 本取組の目的

不登校に関する学校における取組には、大きく二通りあります。

一つは「未然防止」で、すべての児童生徒が、学校が楽しいと思う「魅力ある学校づくり」を行う教育的予防の働きかけです。これは、学校の教育活動全体を通じて行うものです。

二つは「初期対応」で、上記の換算式等を参考にして不登校兆候を示した児童生徒に個別に対応する治療的予防の対応です。また、不登校になった児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもつことも大切です。

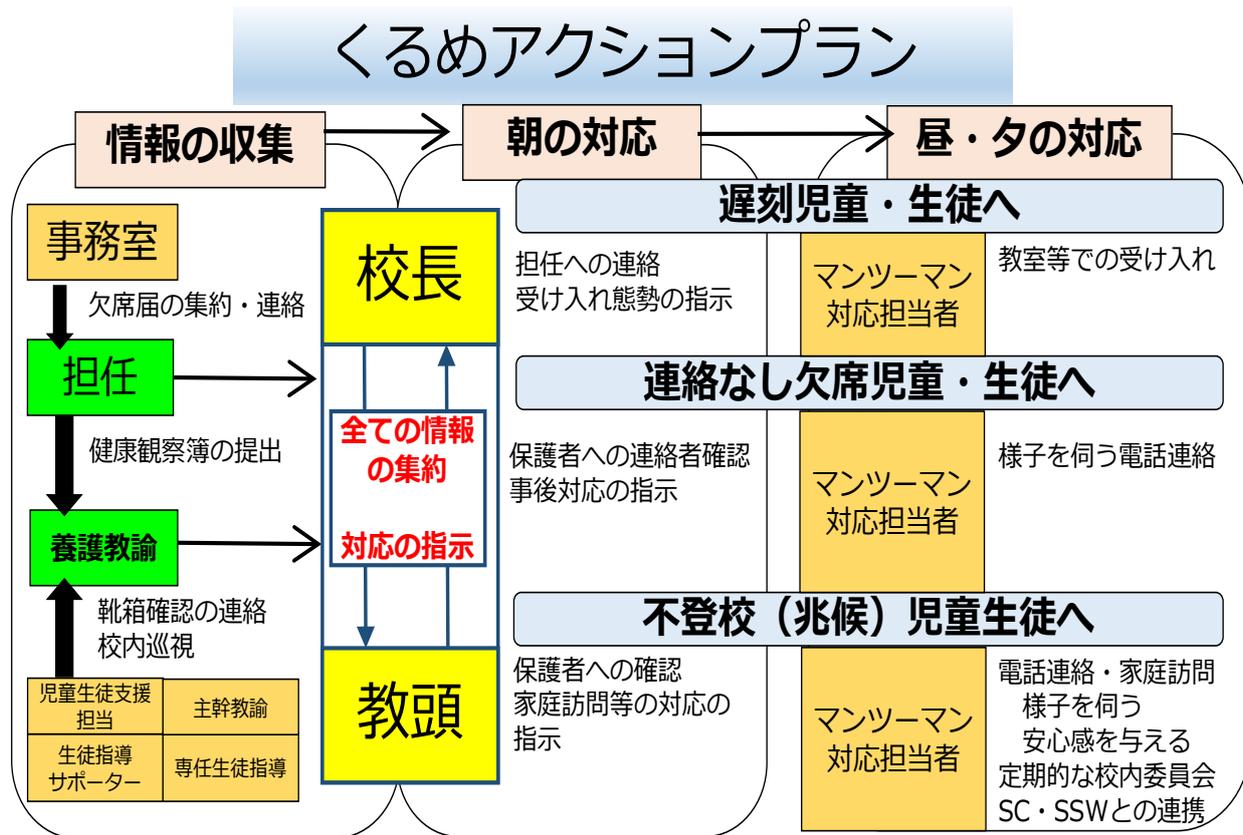
本取組では、毎日の遅刻・欠席に適切に対応する連絡・指示システムを構築することで不登校兆候への「初期対応」を確実にすることやいじめの早期発見など児童生徒の問題兆候を把握すること、不登校になった児童生徒に対するきめ細やかな支援を継続していくことを目的としています。

また、登校時から子どもたちの状況等を組織的に把握することで、子ども達を取り巻く貧困や虐待といったサインをいち早く感知することができ、関係機関との連携にも効果的に取り組めるものと考えます

### (3) 具体的構想

「くるめアクションプラン」は、毎日の遅刻・欠席に適切に対応する連絡・指示システム（図5）と、いじめ問題や不登校になった児童生徒に対するきめ細やかな支援を行うチェックリスト（図6）で構成しています。「くるめアクションプラン」は福岡県の重点課題研究指定を受けた西国分小学校や諏訪中学校での取組を踏まえて作成したものであり、いじめや不登校の解消と予防について、各学校の状況に応じて、独自のアクションプランが作成されることを目指しています。

(図5)



(図6)

欠席が長期化している児童生徒へのチェックリスト	
<input type="checkbox"/>	児童生徒が学級の一員として班や係などに所属している。
<input type="checkbox"/>	児童生徒の机・イス・靴箱・個人棚などがいつでも使える状態にある。
<input type="checkbox"/>	学級での児童生徒の状況等の級友への伝え方を、本人や保護者と決めている
<input type="checkbox"/>	配布物等の届け方を本人や保護者と決め、確実に届けている。
<input type="checkbox"/>	学校・学級の様子を定期的に伝えている。
<input type="checkbox"/>	学校行事等で、児童生徒が参加しやすい配慮をしている。
<input type="checkbox"/>	定期テスト等を受験しやすいよう、別室等の環境づくりをしている。
<input type="checkbox"/>	進学等に向けた相談や指導を行っている。
<input type="checkbox"/>	各学校で実態に応じて設定する。
<input type="checkbox"/>	

# 人権・同和教育の視点に立った指導のポイントチェックリスト

日常の教職員の言動や学校・学級の雰囲気といったものが、児童生徒の豊かな人権感覚、そして人格の形成に大きな影響を及ぼしています。

人権・同和教育の視点に立ち、誰一人も見失わないような教育実践や児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような指導について、自分自身の取組を振り返りましょう。

## 人権が尊重される「学習活動づくり」



①	授業者が一方的に進めるのではなく、児童生徒が共同で学習を進めることができている。	<input type="checkbox"/>
②	一人ひとりの児童生徒が主体的に話し合ったり、発言したりできるような工夫を行っている。	<input type="checkbox"/>
③	授業中、児童生徒が一人ひとりの発言に耳を傾け、うなづいたり、付け加えたり、自分の意見を返したりする指導の工夫を行っている。	<input type="checkbox"/>
④	実際に見たり、ふれたりする具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決方法を探求したりするなどの場の設定を行っている。	<input type="checkbox"/>

## 人権が尊重される「人間関係づくり」



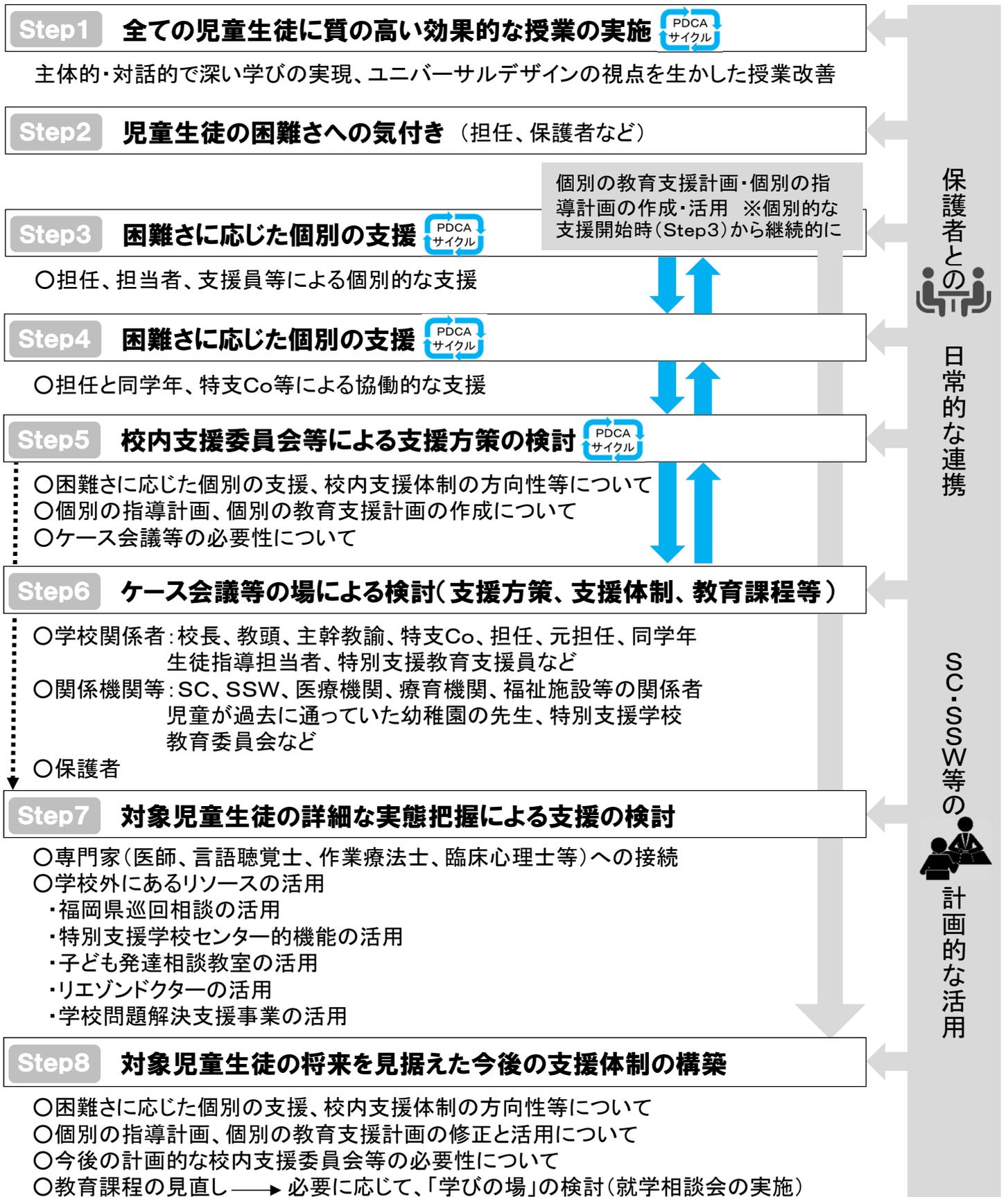
⑤	日記や生活ノートを通じて、児童生徒一人ひとりの興味・関心や願い、悩み等を理解しようとしている。	<input type="checkbox"/>
⑥	児童生徒の言動や友達関係等で気になることがあれば家庭訪問を行い、その背景を理解しようとして心がけている。	<input type="checkbox"/>
⑦	協力して活動する、みんながあいさつし合う等、仲間づくりのための取組を行っている。	<input type="checkbox"/>

## 人権が尊重される「環境づくり」

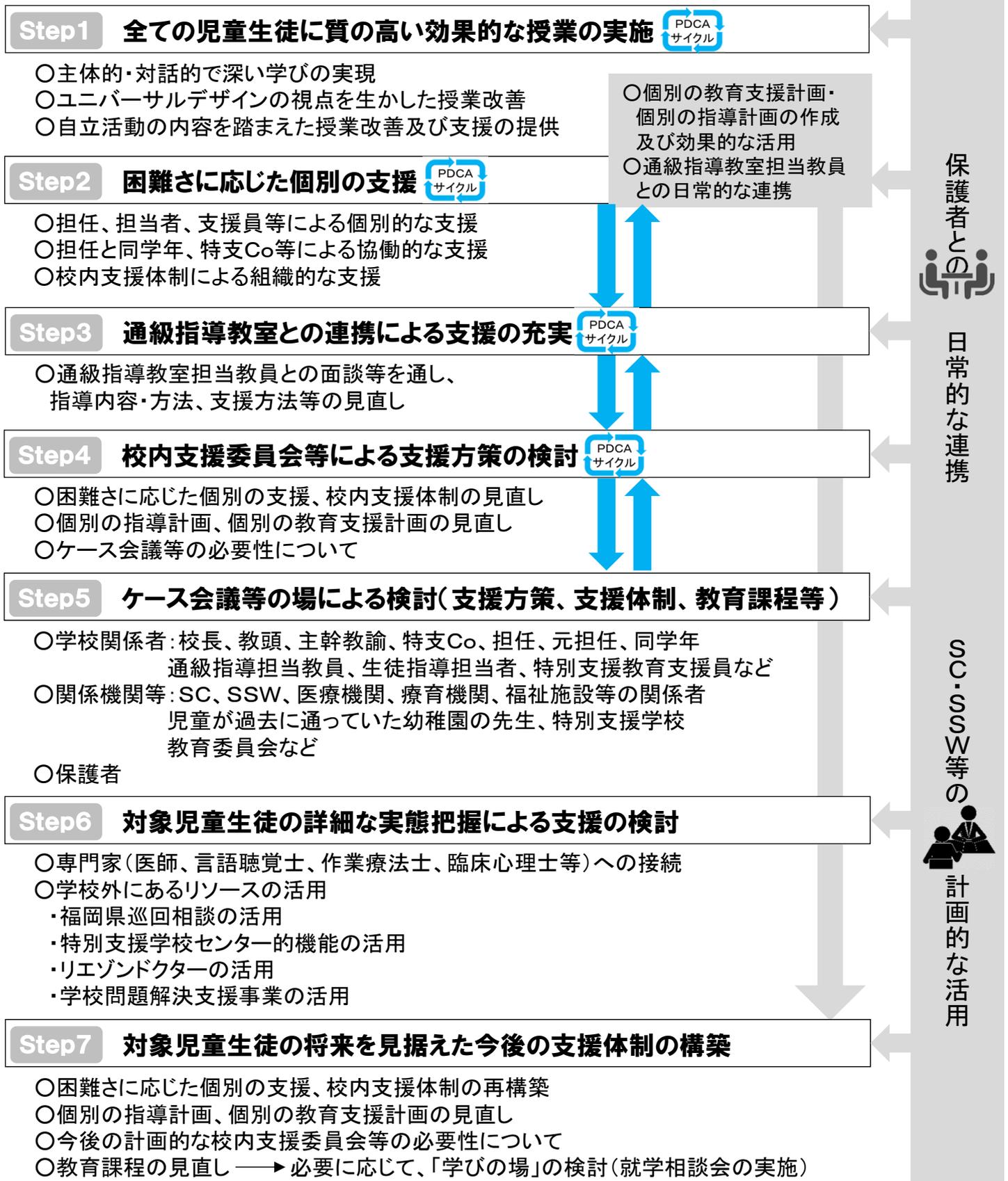


⑧	授業中や日常の場面で、児童生徒を呼び捨てにししたり、感情的になり威圧的な言葉、差別的な言葉を使ったりすることなく指導している。	<input type="checkbox"/>
⑨	児童生徒の乱暴な発言や相手をさげすむような発言は見逃さず、相手を大切にす言葉遣いを指導している。	<input type="checkbox"/>
⑩	児童生徒の作品が丁寧に掲示され、教師のコメントや友達の肯定的なコメントが添えられている。	<input type="checkbox"/>
⑪	児童生徒と一緒に掃除等をしながら、みんなで働く楽しさや、学校をきれいにする喜びを日ごろから共に味わっている。	<input type="checkbox"/>

# 困難さのある児童生徒に対する支援の充実のための8ステップス (通常の学級の児童生徒編)



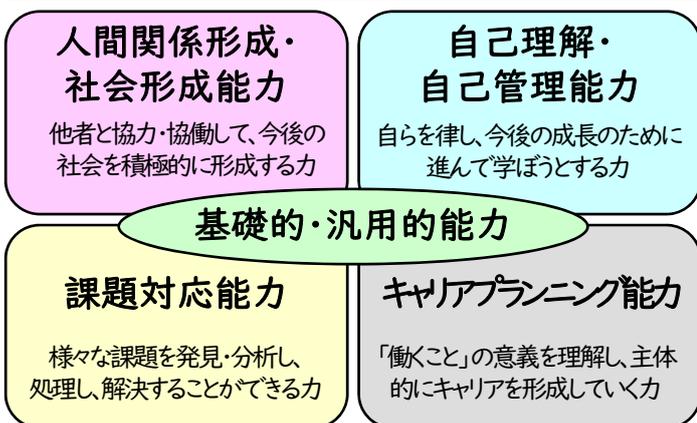
# 困難さのある児童生徒に対する支援の充実のための7ステップス (通級に通う児童生徒編)



# 「キャリア教育」の実践のためのチェックリスト

項目	内容	チェック
年間計画	1. どの授業で①どの資質・能力を育成するのか、②どの「学び」や「体験」、「学び」をつなげるのか、③キャリア・パスポートを活用するのかを確認している。(資料1.2)	<input type="checkbox"/>
	2. 年度終わりに、キャリア教育の位置づけ、つながり、GTの活用等を振り返り、年間指導計画(資料2)をよりよいものに改善している。	<input type="checkbox"/>
授業場面	1. 導入等に、年間指導計画(資料2)に位置づけられた「意識」や「体験」、「学び」をつなぐ活動を位置づけている。	<input type="checkbox"/>
	2. 「あなたが〇〇さんだったらどうする？」等の課題の解決に対して児童生徒に自分なりに判断させる場面を設定している。	<input type="checkbox"/>
	3. 職場体験等の体験活動の際に、児童生徒が追究する課題を明確に持つことができるような事前学習を設定している。	<input type="checkbox"/>
	4. 交流場面や振り返りの場面において、児童生徒が自分のことを伝えたり、お互いのよさを認め合ったりする場面を設定している。	<input type="checkbox"/>
	5. 終末等に、本時の「意識」や「体験」、「学び」と社会生活や将来の仕事へのつながりを児童生徒に考えさせたり、教師が紹介したりする場面を設定している。	<input type="checkbox"/>
キャリア・パスポート	1. キャリア・パスポート(1学期)を活用して、児童生徒に前学年での成長を振り返らせ、更に成長を目指す意識を持たせている。 ※小学校低学年は1学期末に実施	<input type="checkbox"/>
	2. 学校行事後等にキャリア・パスポートを活用して、児童生徒に自分を振り返らせ、自己の成長を蓄積させている。	<input type="checkbox"/>
	3. キャリア・パスポート(3学期)を活用して、児童生徒に自分の成長や成長を目指して取り組んだ自分の姿について振り返らせている。	<input type="checkbox"/>
	4. キャリア・パスポートへの保護者等のコメントを活用して、児童生徒の意欲や成長を認めたり、無自覚な成長の姿を付加したりする対話や言葉がけをしている。	<input type="checkbox"/>

## 資料1: キャリア教育によって育む資質・能力



## 資料2: キャリア教育年間指導計画(小4年の例)

学期	月	特別活動	総合的な学習の時間	道徳	各教科
1学期	4	学校の目標を知らぬ【人】 ・学期のめあてを立てよう【自】			
	5			・お母さんの請求書 4-(3)【キ】	・ゴミのしまつと活用(社)【人】【自】
	6		「意識をつなぐ」	・うれい6着1-(2)	
	7	・学期末大掃除【人】【自】			
2学期	9	・運動会【人】【キ】【自】	・共に生きる【人】【キ】【課】	・やさしいなみだ2-(2)	
	11		「体験をつなぐ」	・〇〇小の伝統を受け継ぐ【人】	・物語を読んで感想を書こう(国)【人】
	12	・もちつき大会【人】【キ】			
3学期	1		「学びをつなぐ」	・お父さんの仕事4-(2)	
	2	・学習発表会【課】【キ】	・2分の1成人式をしよう【自】【課】【キ】	・自分らさってなんだろう1-(5)【自】	・伝統的な工業の盛んな地域(社)【人】【キ】
	3	・1年間を振り返ろう【自】			

【人】=人間関係形成・社会形成能力、【自】=自己理解・自己管理能力  
【課】=課題対応能力、【キ】=キャリアプランニング能力、【パ】=キャリア・パスポート

参考:「変わる!キャリア教育」文部科学省、「くるめキャリア教育スタートブックvol.1,2」久留米市教育センター

**(説明用) 令和2年度 ともに未来を創る「くるめっ子」を育成する ○○学校プラン**

《学校の教育目標》

《本年度 学校の重点目標》

本年度、どのような子どもの育成を目指すのかを具体化し、そのために育成する資質・能力を「つくる力」(知識・技能)、「つなぐ力」(思考力、判断力、表現力等)、「つらぬく力」(学びに向かう力、人間性等)の点から記載する。

【つくる力】

【つなぐ力】

【つらぬく力】

**学びをつなぐ授業**

①学力向上プラン「視点2」に記載

- ②
- ③
- ④

①の「くるめ授業スタンダードを活用した授業改善の取組」は、学力向上プラン「視点2」に記載する。  
 ②は「個に応じた教育活動充実の取組」、③は「教育ICT活用・情報教育推進の取組」、④は「外国語教育充実の取組」を記載する。  
 なお、( )には、それぞれの取組の「取組指標」を記載する。また、②から④の中で今年度の重点を決め、重点取組には「成果指標」を記載する  
 ※「成果指標」は教育振興プランの成果指標を参考に設定する。

**笑顔の先生**

①学力向上プラン「視点4」に記載

②

①の「教師力向上の取組」は、学力向上プランの「視点4」に記載する。  
 ②は「業務改善の取組」を記載する。②は「取組指標」と「成果指標」もあわせて記載する。  
 ※成果指標は教育振興プランの指標を参考に設定する。

**協働する学校・家庭・地域**

①地域学校協議会プラン「提言①」参照

②地域学校協議会プラン「提言②」参照

③学力向上プラン「視点4」に記載

①は地域学校協議会プランの「学力面の提言」に、②は地域学校協議会プランの「生活面の提言」に記載する。③の「中学校区人権のまちづくりの取組」については、学力向上プランの「視点4」の小中合同研修会に記載する。

**楽しい学校**

- ①
- ②
- ③

①は「『くるめアクションプラン』を活用した不登校・いじめ問題対応徹底の取組」、②は「学校安全への取組」、③は「仲間づくりの視点を大切に活動充実の取組」を記載する。  
 なお、( )には、それぞれの取組の「取組指標」を記載する。また、①から③の中で今年度の重点を決め、重点取組には「成果指標」を記載する。  
 ※「成果指標」は教育振興プランの成果指標を参考に設定する。

**【体力向上】**

- ①
- ②

**(「1校1取組」運動)**

- ・体力アップシート活用率:目標 %
- ・スポコン広場登録学級数:目標 学級

①は「体力向上に向けた体育科授業の取組」を記載する。②は、小・中学校ともに「1校1取組」運動名、体力アップシート活用率の数値目標を記載する。さらに、小学校のみ、スポコン広場登録学級数の数値目標を記載する。

**【あいさつ・そうじ・自学自習】**

- ①
- ②
- ③

①は「あいさつ」、②は「そうじ」、③は「自学自習」の取組を記載する。  
 なお、( )には、それぞれの取組の「取組指標」を記載する。

**基盤として大切にすること(本年度の重点)**

- 【人権・同和教育】
- 【特別支援教育】
- 【キャリア教育】

【人権・同和教育】【特別支援教育】【キャリア教育】について、本年度の重点取組を記載する。なお、[ ]には、諸教育の全体計画、推進計画、年間指導計画を説明した学校経営要綱のページを記載する。

- 【要綱 P ~参照】
- 【要綱 P ~参照】
- 【要綱 P ~参照】

**(記入例) 令和2年度 ともに未来を創る「くるめっ子」を育成する ○○学校プラン**

《学校の教育目標》 **進んで学び、心豊かで、たくましく生き抜く子どもの育成**  
 《本年度 学校の重点目標》 **よりよさを考え、みがきあう子どもの育成**

基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、他の学習や生活場面に生かすことができる。  
**【つくる力】**

相手や状況に合わせて適切に表現し、お互いの考えを取り入れながら協働できる。  
**【つなぐ力】**

めあてを達成する方法を決め、実行し、振り返りながら、あきらめずに挑戦しようとする。  
**【つらぬく力】**

**学びをつなぐ授業**

- ①学力向上プラン「視点2」に記載
- ②ねらいや活動を絞り、情報を絵、写真、図、動作等で視覚的に示す。(国語・算数 毎時間)
- ③ ICTを活用して教材の提示、情報収集、写真や動画等による記録を行う。(週1回)  
【成果指標】「授業で週1回以上コンピュータなどのICTを使用している」と答える児童の割合が80%以上
- ④教員のスキルアップ研修の実施と教材の作成(学期1回)、ペアで自分の思いや考えを外国語で伝え合う活動を行う。(外国語 毎時間)

**笑顔の先生**

- ①学力向上プラン「視点4」に記載
- ②会議の目的と人数・時間設定が適切かを見直す。(学期1回)提案資料はA41枚程度に減らし、事前配布する。(毎回)  
【成果指標】「先生は分かるまで教えてくれる」と答える児童の割合が85%以上

**協働する学校・家庭・地域**

- ①地域学校協議会プラン「提言①」参照
- ②地域学校協議会プラン「提言②」参照
- ③学力向上プラン「視点4」に記載

**楽しい学校**

- ①「くるめアクションプラン」の初期対応を徹底する。(毎日)不登校対策委員会で、ケースに応じた対応策を検討し、全職員で共有する。(月1回)学校生活の状況や悩みを把握する児童・教員の2者面談を行う。(学期1回) 【成果指標】不登校数が2人以下、いじめの認知件数が10%増加
- ②児童会、委員会が主体となった「休み時間の安全な過ごし方・廊下の通り方」「けが人数と発生場所、原因」を伝える取組を行う。(月1回)
- ③児童主体で計画・運営する集会を開催し、自分や友達の活動のよさを振り返る活動を行う。(月1回)ペア・グループで考えを話し合い、相互評価する活動を行う。(毎日1回)

**【体力向上】**

- ①体育の時間のはじめに、持久力を高めるための3分間走や短縄跳びを行う。(毎時間)
- ②■■小学校チャレンジ広場(長なわ、ドッジボールラリー) (「1校1取組」運動)  
 ・体力アップシート活用率:目標75%  
 ・スポコン広場登録学級数:目標6学級

**【あいさつ・そうじ・自学自習】**

- ①「あいさついっぱい運動」のアイデアを児童会で募集し、全校で実施・評価する。(毎学期)
- ②「だまってそうじ」を合言葉に、掃除後の振り返りタイムでよさを出し合う。(毎日)
- ③小中合同で「自学のしおり」を作成し、学年ごとのメニューにそって実施・評価する。(毎日)

**基盤として大切にすること(本年度の重点)**

- 【人権・同和教育】 「人権・同和教育の視点に立った指導のポイント」を活用して、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を行う。 [要綱 P110~参照]
- 【特別支援教育】 「困難さのある児童生徒に対する支援の充実のために」を活用し、同学年や特支コーディネーターによる協働的な支援を行う。 [要綱 P120~参照]
- 【キャリア教育】 キャリアパスポートを活用して自己の伸びを認め合う。 [要綱 P140~参照]

令和2年度 ともに未来を創る「くるめっ子」を育成する ○○学校プラン

《学校の教育目標》

〈本年度 学校の重点目標〉

【つくる力】

【つなぐ力】

【つらぬく力】

学びをつなぐ授業

- ①学力向上プラン「視点2」に記載
- ②
- ③
- ④

笑顔の先生

- ①学力向上プラン「視点4」に記載
- ②

協働する学校・家庭・地域

- ①地域学校協議会プラン「提言①」参照
- ②地域学校協議会プラン「提言②」参照
- ③学力向上プラン「視点4」に記載

楽しい学校

- ①
- ②
- ③

【体力向上】

- ①
- ② (「1校1取組」運動)
  - ・体カアップシート活用率:目標 %
  - ・スポコン広場登録学級数:目標 学級

【あいさつ・そうじ・自学自習】

- ①
- ②
- ③

基盤として大切にすること(本年度の重点)

- 【人権・同和教育】
- 【特別支援教育】
- 【キャリア教育】

- [要綱 P ~参照]
- [要綱 P ~参照]
- [要綱 P ~参照]

(様式2)

## 令和2年度 ○○学校地域学校協議会プラン

### 1 学校の課題

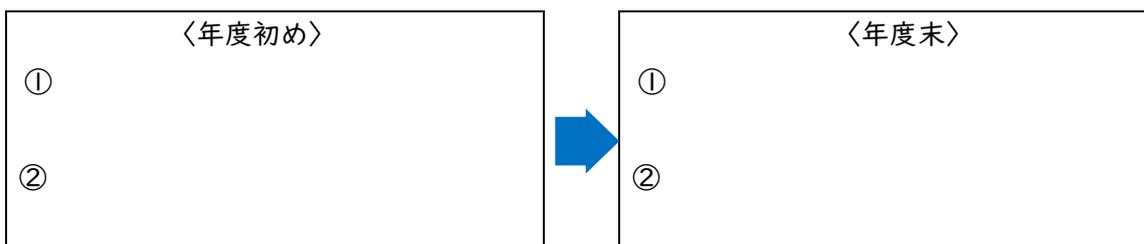
提言①	提言①は学力面からの取組、提言②は生活面からの取組の記載をお願いします。
提言②	

### 2 提言の実働化に向けた具体的な取組(3者協働の場合)

具 体 的 な 取 組			
	学 校	家 庭	地 域
提言①	○ ○	○ ○	○ ○
提言②	○ ○	○ ○	

※学校、家庭の2者協働の場合は、「地域」の欄に斜線を引く。

### 3 児童生徒の成長



(様式2)

## 令和2年度 ○○学校地域学校協議会プラン (記入例)

### 1 学校の課題

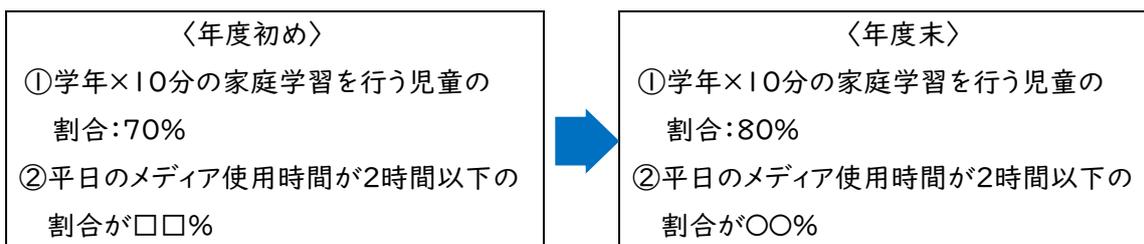
<p>提言① 家庭学習習慣の定着・強化のために、「家庭学習強化週間」を設定したり、地域ボランティアによる放課後学習を行ったりする。</p> <p>提言② メディアの使用時間を適切にするために、「スローメディア週間」を設定して「家族団らんタイム」を増やす取組を行う。</p>
--

### 2 提言の実働化に向けた具体的な取組(3者協働の場合)

具 体 的 な 取 組			
	学 校	家 庭	地 域
提言①	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の学力の実態と課題を家庭や地域に説明する。</li> <li>○放課後学習の場を設定する。</li> <li>○家庭学習強化週間を設定する。</li> <li>○適切な量と質の家庭学習の課題を出す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭での学習を行うような促しの声かけと学習課題を終えた後の賞賛を行う。</li> <li>○チェックシートにコメントや評価を書く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学力の保障と向上についての課題解決を図る必要性を広報する。</li> <li>○放課後学習への地域ボランティアの募集や派遣を行う。</li> </ul>
提言②	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スローメディアの期間を設定する。</li> <li>○スローメディアの取組の結果を集約し、家庭・地域に知らせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビを消すなど、家庭で学習する環境を整える。</li> <li>○スローメディア期間において積極的に家族団らんの時間をつくる。</li> </ul>	/

※学校、家庭の2者協働の場合は、「地域」の欄に斜線を引く。

### 3 児童生徒の成長





# プランの具体化に むけた施策



## 1 施策構築にあたって

授業や学校行事などを通じた教育実践が子どもたちにとって効果的に行われるためには、各学校で『ともに未来を創るくるめっ子』を育てるための取組を校長のリーダーシップのもとで全職員が共通理解し、かつ協働しながら進めていくことが必要です。併せて、未来を担う人づくりの視点から、家庭や地域も子どもを取り巻く環境として、子どもたちの健全な成長を支えていくための重要な立場として存在しています。

このような中、教育委員会は、教育行政の立場から、教育活動を効果的なものにするための体制整備、教育課程や授業の実施及び学校経営への指導助言、教師の服務監督や資質・能力向上のための研修、施設・備品の整備など、学校での教育実践を充実させるための条件や環境の整備を行います。

教育振興プランの目標達成に向けては、下記の4つの重点にもとづき、具体的施策を構築します。

### 重点1 学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

- ・「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善
- ・個に応じた教育活動の充実
- ・教育 ICT 活用・情報教育の推進
- ・外国語教育の推進

### 重点2 楽しい学校【安全・安心な学び舎】

- ・「くるめアクションプラン」を活用した不登校・いじめ問題対応の徹底
- ・学校安全への支援
- ・仲間づくりの視点を大切に活動の充実

### 重点3 笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

- ・教師力向上への支援
- ・業務改善への支援

### 重点4 協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

- ・学習習慣定着への支援
- ・地域学校協議会提言の実働化への支援
- ・中学校区人權のまちづくりへの支援

そして、人權・同和教育や特別支援教育、及びキャリア教育を4つの重点を支える施策構築の土台としてとらえ、具体的施策を構築しています。

## 2 重点1: 学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

具体的施策	概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">くるめ授業スタンダードを活用した授業改善</p> <p>小・中学校 学力・生活 実態調査</p>	<p>【目的】 児童生徒の学力・生活実態を把握し、それに基づく指導方法の工夫改善を行うことで、教職員の指導力の向上を図るとともに児童生徒の学力の向上を目指します。</p> <p>【内容】 ○小学校及び中学校において、国語、算数・数学等の学力調査を行います。 ○結果をもとに、各学校の学力向上の取組の見直し及び授業改善、保護者・地域への協力依頼を行います。</p>
<p>小学校くるめ 学力アップ 推進</p>	<p>【目的】 児童の学力向上を目指し、基礎的・基本的な学習内容の確実な習得と学習習慣の定着を図ります。</p> <p>【内容】 ○全小学校に対して学生、地域ボランティアを派遣し、放課後学習会等を支援します。 ○小学校2校を学力向上実践推進校に指定し、学習支援スタッフを派遣して学力向上の取組の検証改善サイクルを確立させる方途を実践研究し、報告会を通して市内小学校へ取組の普及・啓発を図ります。 ○各小学校の学力向上コーディネーターが全員参加する研修会に、学識者等をアドバイザーとして招聘し、久留米市がめざす授業像「くるめ授業スタンダード」の意義や実際の授業づくりのポイントなどについての講話等を行います。</p>
<p>中学校くるめ 学力アップ 推進</p>	<p>【目的】 学力向上コーディネーターを中心とした学力向上の取組の企画・推進や帰宅後の継続的な学習支援をととして中学校の確かな学力の育成を図ります。</p> <p>【内容】 ○学力向上コーディネーターを中心に、学力向上に向けた授業改善のための研修会や補充学習の実施、保護者・地域への啓発や小中連携教育の取組を行います。 ○中学校1校の学力向上実践推進校において、学力向上の取組を推進する組織体制や人材育成の在り方について実践研究を行い、効果的な取組を全中学校に拡げます。</p>

具体的施策	概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">く る め 授 業 ス タ ン ダ ー ド を 活 用 し た 授 業 改 善</p> <p style="text-align: center;">校内研修への 効果的な支援</p>	<p>【目的】 児童生徒の学力向上や豊かな学校生活を送れる学校づくり、学級づくりに向けての校内研修への支援を行うことにより、児童生徒の実態把握や教師の指導力の向上と学校生活上の諸問題の解決を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国学力・学習状況調査や久留米市学力・生活実態調査の結果分析を行い、成果と課題を示すことで、各学校の指導方法の改善を図ります。</li> <li>○課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学んでいく「主体的・対話的で深い学び」の視点からの校内研修へ指導主事を派遣することで、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用する力の育成を図ります。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個 に 応 じ た 教 育 活 動 の 充 実</p> <p style="text-align: center;">教育活動 支援</p>	<p>【目的】 理科教育センターにおける事業や教育情報の提供や授業づくりのサポート、教育論文の応募奨励を行うことにより、ものづくりを支える理科教育の推進と「学びをつなぐ授業」の実践的指導力の向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○理科教育センターにおいて、理科備品の貸し出しとHPによる広報を行い、理科の授業づくりについての研究及び備品活用の推進を図ります。</li> <li>○図書館やHP、センター便り、ファイル共有サーバによる教育情報の提供教育、「授業づくりサポート」のミニ講座、論文のまとめ方の相談を行うことで、専門的知識や確かな指導技術の向上を図ります。</li> <li>○「授業づくりサポート」の授業づくり相談を行うことで、実際の授業を基にした実践的な指導力の向上を図ります。</li> </ul>
	<p>【目的】 通常の学級及び特別支援学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に学習活動や移動介助等の支援を行い、よりよい学校生活の実現を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育支援員を学校に配置し、授業を行う教員の一斉指示だけでは理解したり行動したりすることが難しい児童生徒に対して、補助的な指示や学習活動のサポートなどを行います。また、授業中に教室を離れる児童生徒の居場所の確認や安全の確保、肢体不自由のある児童生徒の移動の際の補助、情緒が不安定な児童生徒にかかわり感情の高ぶりを落ち着かせる支援等を行います。</li> <li>○特別支援教育支援員の役割や障害種別の特性理解について講話など研修を行い、個別の支援の充実を図ります。</li> </ul>

具体的施策	概 要
個に応じた教育活動の充実 発達障害総合支援	<p>【目的】 就学前から一貫した効果的・総合的な支援体制を整備します。</p> <p>【内容】 ○相談・支援教室として「子ども発達相談教室」を設置します。 ○ADHD児への包括的な治療プログラムである「くるめサマー・トリートメント・プログラム（STP）」の運営補助を行います。</p>
外国語指導助手（ALT）活用 外国語教育の充実	<p>【目的】 小学校外国語活動・外国語科と中学校の外国語科との円滑な接続を目指すとともに、外国語教育の充実を図り、外国語によるコミュニケーション能力の基礎や素地の育成を図ります。</p> <p>【内容】 ○各中学校（市内17校）の全学年の全学級の英語の授業時間140時間に対し、25時間以上ALTを配置できるよう計画します。 ○各小学校とも年間35時間実施の3・4年生、年間70時間実施の5・6年生の各学級に対し、年間授業時数の1/3程度2ヶ月に3時間程度ALTを配置できるよう計画します。</p>
中学校外国語教育充実	<p>【目的】 生徒の英語運用能力の育成や英語学習に向けての意欲の向上を図ります。</p> <p>【内容】 ○夏季休業中等に中学生を対象として、英語だけで生活や学習をする場の設定に努めます。 ○中学校2年生を対象に、4技能（読む・聞く・書く・話す）を測る調査を実施します。またこの調査結果を授業改善に活かすための英語授業改善プロジェクトを立ち上げ、生徒の英語力向上に向けた取組の提案を行います。</p>

具体的施策	概要
教育ICTの活用・情報教育の推進	<p>教育ICT活用</p> <p>【目的】            友達と協働的に学ぶことを推進するとともに、誰一人取り残さない個別最適化された授業を提供するために、情報活用能力の育成と教育のICT化を進めます。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「GIGAスクール構想」の実現に向けて、各校の端末の整備とネットワークの構築を計画的に進めます。</li> <li>○情報活用能力（A情報活用の実践力、B情報の科学的な理解、C情報社会に参画する態度）を、発達段階に応じて育成します。</li> <li>○児童生徒一人一台の学習者用端末導入に向け、先進地からの講師招聘による研修や推進リーダー養成研修などを行い、全市的に導入した際の授業モデルを構築します。</li> <li>○一斉学習による活用や個別学習による活用、協働学習での活用など学習場面に応じて、教育ICTを効果的に活用します。</li> </ul>

### 3 重点2: 楽しい学校【安全・安心な学び舎】

具体的施策	概要
小学校 不登校対応 総合推進	<p>【目的】 小学校において不登校及び不登校傾向、生徒指導上の課題のある児童に対する早期からの支援を充実させることで、不登校や不登校傾向の解消、問題行動の解決を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校及び不登校傾向児童の解消を図るために、小学校に生徒指導サポーターを配置します。</li> <li>○生徒指導サポーターの主な役割は以下のとおりです。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校及び不登校傾向のある児童の保護者への家庭訪問や支援</li> <li>・学級担任と生徒指導担当との連携による児童への支援</li> <li>・民生委員や児童委員、関係機関等と連携を図った保護者や児童への支援</li> </ul> </li> <li>○生徒指導サポーター研修会の実施 児童の実態や生徒指導サポーターの役割についての講話、各学校の取組の交流などを行い、支援の充実を図ります。</li> </ul>
不登校対応の徹底 中学校 不登校対応 総合推進	<p>【目的】 中学校の不登校及び不登校傾向の生徒に校内での居場所をつくり、生徒指導・進路指導及び学習支援を行うことで段階的に教室復帰ができるように支援を行います。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校に、不登校及び不登校傾向の生徒に校内での居場所をつくるために校内適応指導教室を設置し、教室への復帰を支援するために校内適応指導教室助手を配置します。</li> <li>○相談活動を通して生徒のストレスの軽減や不登校の原因を探り、学級復帰への適切な支援を行います。</li> <li>○学習支援を行い、生徒の進路獲得を目指します。</li> <li>○保護者への助言や支援を行います。</li> <li>○生徒・保護者と学校との連携体制づくりの支援にあたります。</li> <li>○校内適応指導教室助手を対象とした研修会を行い、実態把握や各学校の取組の交流を通して効果的な適応指導教室の運営を図ります。</li> </ul>
不登校児童生徒対策	<p>【目的】 心理的・情緒的理由により学校に行きたくても行けない児童生徒に対し、適応指導教室での様々な体験活動や学習指導、また、臨床心理士によるカウンセリングを通して、心の安定と心のエネルギーの回復さらには自信の回復に努めながら学校復帰を支援します。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○心理的・情緒的な理由により学校に行きたくても行けない児童生徒のために、適応指導教室「らるご久留米」を設置・運営します。</li> <li>○学校や家庭と連携しながら、様々な体験活動や学習指導、カウンセリング等を通して学校復帰に向けた支援を行います。</li> </ul>

具体的施策	概要
いじめ問題対応の徹底	<p>【目的】 専任で生徒指導の業務にあたる専任補導教員が配置されていない中学校に対して、担当教員が専任で生徒指導上の諸問題への早期対応と解決を図っていくことのできる環境を整備します。</p> <p>【内容】 ○専任補導教員が配置されていない中学校の生徒指導担当教員が、専任で以下に示すような様々な生徒指導上の諸問題に対応できるように非常勤講師を配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ、不登校の未然防止や早期発見・対応の取組、問題行動の未然防止の取組と問題解消に向けた生徒に対する直接対応</li> <li>・ 保護者に対する支援、相談</li> <li>・ 学校内におけるチーム指導體制の構築、支援</li> <li>・ 関係機関等との密接かつ良好な関係づくり</li> </ul>
いじめ防止基本方針にもとづく早期発見・早期対応	<p>【目的】 本市及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、児童生徒の実態把握と関係機関との連携を行い、いじめの早期発見と早期対応を行います。</p> <p>【内容】 ○いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校内に「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、週に1回程度、定例開催します。</p> <p>○「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に1回程度）及び「学校生活アンケート」（月1回）の実施、久留米市「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じて保護者用に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努めます。</p> <p>○いじめ・不登校対応研修会を実施し、本市のいじめ・不登校の実態把握や実践の交流、取組についての協議を通して、未然防止及び早期発見・早期対応を図ります。</p>
学校安全への支援	<p>【目的】 地域や関係機関と連携したセーフコミュニティの取組を行い、安全教育を推進します。</p> <p>【内容】 ○校内でのけがや登下校中の交通事故や犯罪を予防します。また登下校中の自然災害への対応等、安全教育を行います。</p> <p>○地域団体、警察、行政とともに、国が作成した「防犯プラン」に基づく地域連携の場を構築し、児童生徒の安全推進体制を整備します</p> <p>○安全教育に関する年間指導計画を作成し、それに基づく安全教育を推進します。</p>
学校施設の整備・充実	<p>【目的】 子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実を図るために、効率的かつ効果的な施設整備を行います。</p>
学校施設の長寿命化	<p>【内容】 ○校舎等の増改築事業や建物の長寿命化を図るための外壁・防水改修また教育環境改善のためのトイレ改修等を行います。</p>

具体的施策		概要
仲間づくりの視点を大切に活動の充実	野外での集団活動とおした健康増進と社会性の育成	<p>【目的】 自然環境の中で、野外観察や集団活動等を行うことにより、心身の健康増進と社会的資質の向上を図ります。</p> <p>【内容】 ○小・中学校で実施される健康増進特別事業（キャンプ等）に対して野外での集団活動等に必要なバス借上げを行うとともに、効果的な活動実施に向けた指導助言を行います。</p>
	実践指定と教育課題研究	<p>【目的】 実践研究・調査研究において、人権・同和教育等の本市の教育課題の解決に向けた方策を明らかにし、その研究内容を各学校に普及させることで、人権が尊重される学校づくりの充実を図ります。</p> <p>【内容】 ○人権・同和教育に関する実践指定と調査研究を通して、児童生徒の「自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」を育て、仲間づくりや児童生徒の豊かな心を育むための具体的な方策を明確にします。 ○成果物を各校の校内研修で活用できるようにファイル共有サーバに保存したり、成果物を活用した訪問講座を行ったりすることにより校内研修の充実を図ります。</p>

具体的施策	概要
スクールカウンセラー活用	<p>【目的】            学校の教育相談機能を高め、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や発達障害等の教育上特別の支援を必要とする児童生徒の学校生活へのよりよい適応を促すための支援、また、保護者の不安の解消、医療機関等との連携の充実を図ります。</p> <p>【内容】            ○スクールカウンセラーを市立小・中学校、特別支援学校、高等学校に配置し、児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリング等を行います。            ○小学校スクールカウンセラーの要請に基づき、小児リエゾン・ドクターが児童、保護者及び教職員への助言等を行います。</p>
スクールソーシャルワーカー活用	<p>【目的】            学校－家庭－関係機関の協働体制を築いていけるように支援し、困難を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、課題解決への対応を図ります。</p> <p>【内容】            ○社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、福祉サービスについての専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置します。            ○スクールソーシャルワーカーの活用によって学校と協働して子どもたちの抱える状況の改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難を抱える児童生徒について、福祉的な視点からの情報収集</li> <li>・ 課題の分析（アセスメント）</li> <li>・ 学校との協働による支援計画の作成</li> <li>・ ケース会議開催のための個別的な支援方針や支援内容に係る調整</li> <li>・ 学校、家庭、関係機関等による連携ネットワークの構築および連携のための連絡調整</li> </ul>
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー支援	<p>【目的】            教育相談体制の強化を図るため、経験豊かで専門的知見を有するスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに指導助言を行います。</p> <p>【内容】            ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに月2回程度の個人SVを行い、事例研究や学校現場対応の助言を受けるとともに 関係機関との連携を図ります。</p>

具体的施策	概 要
<p>学校問題 解決支援</p>	<p>【目的】 法的、専門的な知識を必要とする保護者からの要求や学校における重大事件・事故等の緊急な対応が必要な事案に対して各分野の専門家による相談体制を確立し、学校への支援を行います。</p> <p>【内容】 ○学校運営に関する要求等のうち、対応に専門的な知識や経験を必要とする案件や学校における重大事件・事故等の緊急な対応が必要な案件に対して支援を行います。 ○弁護士、精神科医、臨床心理士、警察官等で構成します。 ○年間4回程度の定例相談を実施するとともに、緊急の相談及び緊急な対応を要すると判断した案件に対しては、専門家を学校に派遣したり対処方法等について助言を行ったりします。</p>

#### 4 重点3:笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

具体的施策	概要
教師力向上への支援  教職員研修	<p>【目的】</p> <p>基本研修、課題研修及び専門研修を行うことにより、教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の育成や人材育成、本市の教育課題の解決に向けた専門的な知識や技能の習得を図り、4つの重点の実現を目指した学校の教育力を高めます。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「基本研修」として、経験年数や職務内容に応じた研修を行い、キャリアステージに応じて教職員に求められる資質・能力の育成を図ります。</li> <li>○「課題研修」として、本市の学力の向上、いじめ・不登校への対策など様々な教育課題の解決を目指した内容を設定し、本市の課題解決を目指した研修の充実を図ります。</li> <li>○「専門研修」として、教科・領域等の専門性を高めるための専門的分野の知識や技能を高めるための研修を設定し、実践的指導力の向上と人材育成を図ります。</li> </ul>
教育課題研究 (再掲)	<p>【目的】</p> <p>本市の教育課題解決に向けた方策を明らかにするための調査研究を行い、その研究内容を各学校に普及させることにより、校内研修の充実を図り、4つの重点の実現を目指した実践的指導力の向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本市の教育課題の解決を目指した研究を行い、研究成果を教育センター研究発表会で発表したり、成果物を各学校へ配布したりして、研究内容の普及を図ります。</li> <li>○成果物を各校の校内研修で活用できるようにファイル共有サーバに保存したり、成果物を活用した訪問講座を行ったりすることにより校内研修の充実を図ります。</li> </ul>
教科等教育 研究推進	<p>【目的】</p> <p>教職員研修や教科等の研究を推進する団体やグループに対して助成を行い、その成果を各学校に普及させることにより教職員の実践的指導力の向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校教育研究会、特別支援教育研究協議会、学校図書館教育協議会、小中学校の校長会、教頭会、特別支援学校教職員研修員会等に対して補助金の交付を行います。</li> <li>○文部科学省、県教育委員会等の教育研究・実践指定校に対して補助金の交付を行います。</li> </ul>

具体的施策	概要
業務改善への支援 教職員業務の見直しと業務改善の推進	<p>【目的】 教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備することにより、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員業務の効率化とICT化を推進します。</li> <li>○教職員の専門性が求められる業務を精選し、教職員以外が担うことができるものについては役割分担を見直します。</li> <li>○学校に対する調査や依頼等を精選・縮減します。</li> <li>○勤務時間外の電話対応等の負担軽減策を推進します。</li> <li>○在宅により勤務に従事できる仕組みを構築します。</li> </ul>
業務改善への支援 部活動の負担軽減	<p>【目的】 教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも部活動の適正化に向けた取組を実施します。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国や県が定めるガイドラインを基に、久留米市部活動方針を策定し、部活動時間の見直しや休養日を設定します。</li> <li>○外部指導者を積極的に活用します。</li> </ul>
業務改善への支援 学校を支える専門スタッフの活用	<p>【目的】 「チーム学校」の体制を整備するために、学校事務機能の強化や専門スタッフの充実を図ります。また、保護者や地域の協力によって教育効果を高めることができるように、地域との協働活動等による学校支援活動を充実させます。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用します。</li> <li>○学校事務機能の強化と事務職員の学校経営への参画を推進します。</li> <li>○コミュニティ・スクールへの移行を検討します。</li> <li>○地域学校協議会を活用した地域学校協働活動を推進します。</li> </ul>

## 5 重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

具体的施策	概要
学習習慣定着への支援 小学校くるめ 学力アップ 推進(再掲)	<p>【目的】 小学校に対して学生及び地域ボランティアを派遣して放課後等補充学習を行うことで学力向上を図ります。</p> <p>【内容】 ○小学校に学生及び地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に補充学習を実施し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図ります。</p>
地域学校協議会提言の実働化への支援 小・中学校 コミュニティ・ スクール (久留米版) 推進事業	<p>【目的】 地域の教育力を学校運営に取り入れ、様々な体験活動や教育活動を充実するための支援を行うことで、地域とともにある学校づくりを推進します。</p> <p>【内容】 ○「社会に開かれた教育課程」の実現のため、地域人材の活用や地域での体験活動の充実を図り、学校規模に応じた補助金や地域の人材等を活用した事業提案に応じた補助金の交付を行います。 ○各学校の教育課題に対して、家庭・地域と協働して解決に取り組めるよう、地域学校協議会から学校・家庭・地域それぞれに提言を行い、それを実働化させるための地域学校協議会プランの計画内容に応じた補助金の交付を行います。 ○地域学校協議会会長等研修会を行い、地域学校協議会に期待される役割や各学校の実践交流をとおして、学校・家庭・地域が連携・協働した活動の充実を図ります。</p>
P T A 団体 助成	<p>【目的】 家庭教育と学校教育との連携を深め児童生徒の健全育成を図ります。</p> <p>【内容】 ○小中 P T A 連合協議会との意見交換会等を通して、児童生徒の健やかな育ちを支える協働の取組を進めます。 ○久留米市小学校父母教師会連合会、久留米市中学校父母教師会連合会への補助金を交付します。</p>

具体的施策	概要
中学校区人権教育・啓発推進事業 中学校区人権のまちづくりへの支援	<p><b>【目的】</b>            学園コミュニティ（保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校他）及び地域コミュニティ（家庭、小学校区人権啓発推進協議会、企業他）が連携・協働し、地域の実態や課題に応じた人権教育・啓発活動を推進することによって、自他の人権を守り、差別をなくす意志と実践力を身に付け豊かな人権感覚をもった市民・児童生徒の育成を図ります。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>○児童生徒一人ひとりの進路・学力の保障、人権尊重の理念の理解・体得を図るために、学園コミュニティでの取組（校種間の連携の中で、連絡会・授業公開・実践レポート交流会・人権カリキュラムの検討・研修会等の開催）への支援を通して、児童生徒の進路・学力保障及び人権意識の高揚を図ります。</p> <p>○地域コミュニティでの取組（家庭、地域住民、企業等が参加する人権講座等の開催）への支援を行います。</p> <p>○同和問題、女性、障害者、外国人、LGBT等の人権課題を解消する主体者を育成するために、学園コミュニティと地域コミュニティとが協働して行う取組（人権フェスタ、人権講座、人権フィールドワーク等）への支援を行います。</p>

## 6 その他の施策

具体的施策	概要
食育プログラム 研究推進	<p>【目的】 子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を育成します。</p> <p>【内容】</p> <p>○家庭と連携しながら食育に対する取組を推進している小・中・特別支援学校の栄養教諭・学校栄養職員等で構成される久留米市栄養教諭等研究会に対し、助成を行います。</p> <p>○食育プログラムの研究を推進し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食摂取や栄養バランスのよい食事など食に関する授業の充実</li> <li>・望ましい食習慣の形成を図る学校給食の充実</li> <li>・食に関する講演会の実施</li> <li>・よりよい食生活を築くための情報を掲載したチラシの作成・配布・啓発</li> <li>・食への関心を高めるために保護者と子どもで行う料理教室の開催</li> <li>・児童生徒の食に関する実態の調査・分析研究</li> <li>・栄養教諭等が未配置の中学校への出前授業</li> </ul>
中学校美術教育 振興	<p>【目的】 中学生の美術に関する興味・関心を高め、豊かな心と郷土を愛する心を育みます。</p> <p>【内容】</p> <p>○久留米市美術館における企画展・常設展の鑑賞のために、各中学校第1学年の全生徒に対して、バス借り上げを行います。</p>
「1校1取組」 運動	<p>【目的】 各学校の体力向上における課題を解決するために、年間を通して計画的に児童生徒の体力向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <p>○体力テスト等の結果をもとに各学校で児童生徒の実態を把握し、課題を解決するための取組内容を学校ごとに設定します。</p> <p>○体育の授業や休み時間等で取組を実践しながら、児童生徒への啓発や取組の見直しを行います。</p>

具体的施策	概要
キャリア教育 推進	<p>【目的】 キャリア教育を推進し、一人一人のキャリア発達を支援し、学ぶ意欲の向上や望ましい勤労観・職業観を育成します。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教科の学習や道徳・特別活動等との関連を図ったキャリア教育の全体計画・年間計画を作成し、教育活動全体を通してキャリア・パスポートを活用しながら、児童生徒の発達段階に応じたキャリア発達を支援します。</li> <li>○学級活動や総合的な学習の時間での働く意義や経済的自立の重要性についての学習や、地域との連携の強化による中学校職場体験活動の充実を図ります。</li> </ul>
特別支援学校 進路指導の充実	<p>【目的】 特別支援学校高等部の作業学習や現場実習への支援を行うことにより、卒業後の進路獲得を目指した進路指導の充実を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高等部作業学習において、授業準備や教材開発、指導補助等を行う実習助手を配置します。</li> <li>○現場実習を実施する際の補助を行うとともに、新たな実習先を開拓するための支援策を検討します。</li> </ul>
学校小規模化対 応事業	<p>【目的】 「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき複式学級の回避・解消を目的とした小学校の統合を進めるための協議や調整を行います</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○統合の対象地域の保護者や地域と統合に向けた率直な意見交換を行います。</li> <li>○将来の児童数の推計等の結果をもとに、今後の対応を検討します。</li> </ul>
高等学校 アクティブ・ ラーニングの 推進	<p>【目的】 高等学校の校内研修への支援を行うことにより、アクティブ・ラーニングによる授業改善を図り生徒に確かな学力を育成します。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○授業を伴う校内研修会への積極的な指導主事の派遣を行い、アクティブ・ラーニングによる授業改善の具体化を図ります。</li> <li>○アクティブ・ラーニングに関する最新情報を収集するための先進地視察や講師招聘への支援策を検討します。</li> </ul>

教育委員会資料  
令和2年3月30日  
市民文化部中央図書館

第4次久留米市  
子どもの読書活動推進計画（原案）  
～子どもと本の出会いのために～

令和2年3月

久留米市・久留米市教育委員会



## 目 次

「子どもの読書活動推進計画」第4次計画策定にあたって	3
第1章 第3次計画の総括と課題	5
1 第3次計画推進における取り組みと成果 （第3次子どもの読書活動推進計画施策）	5
2 子どもの読書活動推進の現状と課題	10
1 「アンケート」から見える子どもの読書活動の現状と課題	10
2 国の子ども読書活動推進の課題	12
3 第3次計画における子ども読書活動推進の現状と課題	14
4 第3次計画の総括	16
第2章 計画策定の基本的な考え方	17
1 計画の目標	17
2 計画の基本方針	17
3 計画の目標とする数値	18
4 計画の対象	18
5 計画の期間 （第4次久留米市子ども読書活動推進計画 体系図）	18
第3章 計画推進のための方策の展開	20
1 発達段階での意義や方策の方向性	20
2 各領域での方策の展開	21
1 家庭・地域	21
2 保育所・幼稚園・認定こども園	22
3 学校	22
4 図書館	22
5 効果的な計画推進のために	24
第4章 施策表	26
（本文用語注記）	30

## 「子どもの読書活動推進計画」第4次計画策定にあたって

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(資料1)が公布・施行されました。その中で、子どもの読書活動の推進に関する基本的な理念と行動内容を定め「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」として、国と地方自治体の責務を明らかにしました。

それを受けて久留米市では、「久留米市子どもの読書活動推進計画」(第1次計画：平成19年度～23年度、第2次計画：平成24年度～28年度、第3次計画：平成29年度～令和元年度)を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

具体的には、子どもたちの発達段階に応じて、ブックスタート(注1)や家読(注2)の推進、保護者への啓発、学校図書館整備、児童図書蔵書数の増加、図書の団体貸出(注3)の推進など、さまざまな子どもの読書環境整備を行ないました。

今回の第4次計画の策定にあたっては、第3次計画の検証に加え、平成30年4月に策定された国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(注4)の方針や市内の小・中学生、高校生への読書アンケート結果を踏まえ策定しました。

第4次計画では、目標及び基本方針を定めるとともに、第3次計画に引き続き「計画の目標とする数値」として「不読率」(注5)を設定しました。また、子どもの発達段階(乳幼児、小学生、中学生・高校生)ごとに読書の意義や方策の方向性をとらえ、各領域(家庭・地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館、ネットワーク)での具体的な52の方策を定めたところです。

これまで取り組んできた子ども読書活動推進計画の取り組みを継承し、さらに発展させるため引き続き第4次計画の実施に取り組んでまいります。

### 国・県

子どもの読書活動の推進に関する法律  
(平成13年12月12日 法律154号)

第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(平成30年4月)

第3次福岡県子ども読書推進計画(注6)  
(平成28年8月)

### 久留米市

久留米市新総合計画第4次基本計画(注7)  
(計画期間：令和2年度～令和7年度)

久留米市教育振興プラン(注8)  
(計画期間：令和2年度～令和7年度)

第4次久留米市子どもの読書活動推進計画  
(計画期間：令和2年度～令和7年度)

(参考)

国・福岡県・久留米市の推移

(1) 国の推移

- 平成11年 8月 第145回国会衆参両議院において、平成12年を「子ども読書年」とすることを決議
- 平成12年 子ども読書年
- 平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
- 平成14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成20年 3月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成25年 5月 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成26年 6月 学校図書館法の改正(注9)
- 平成29～31年 学習指導要領の改訂(注10)
- 平成30年 4月 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 令和元年 6月 「読書バリアフリー法」(注11)施行

(2) 福岡県の推移

- 平成16年2月 「福岡県子ども読書推進計画」策定
- 平成22年3月 「福岡県子ども読書推進計画」改訂
- 平成28年8月 「福岡県子ども読書推進計画」改訂

(3) 久留米市の推移

- 平成19年3月 「久留米市子どもの読書活動推進計画」策定  
(計画期間:平成19年度～23年度)
- 平成24年3月 「第2次久留米市子どもの読書活動推進計画」策定  
(計画期間:平成24年度～28年度)
- 平成29年3月 「第3次久留米市子どもの読書活動推進計画」策定  
(計画期間:平成29年度～令和元年度)

## 第1章 第3次計画の総括と課題

### 1 第3次計画推進における取組みと成果

子どもの読書活動推進のための第3次計画（計画期間：平成29年度～令和元年度）では、目標である「本との出会いと読書習慣の定着を進める」ため、小学生と中学生の不読率を「第3次計画の目標とする数値」（小学生不読率目標数値：2.5%以下、中学生不読率目標数値：15%以下）として決めました。

そのうえで「計画推進のための方策」として、乳幼児期、小学生、中学生・高校生などの「発達段階に応じた読書の意義や方策の方向性」をとらえた上で、家庭・地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館など「各領域での方策」での具体的な51の方策を進めてきました。また、新規事業として、「家読の推進」「ビブリオバトル・ビブリオトーク（注12）の実施」「学校図書館との連携強化」に取り組みました。

第3次計画期間中の取組みにより、次のとおり実績及び成果等が図られました。

#### ■第3次子どもの読書活動推進計画施策

《家庭・地域》

方 策	実績等	主な成果など
ブックスタート事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども子育てサポートセンターとの連携協力により、新生児訪問でのブックスタートの周知を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●参加率 H18年度：47.8% H23年度：58.7% H27年度：60.3% H30年度：59.4%</li> </ul>
家読の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館に、家読おすすめ本のコーナーを常設し、ブックリストを常備した。</li> <li>●図書館で実施した保護者向け家読講座「どんな絵本を読もうかな？」で、子どもの年齢別に家族で読んでほしい絵本を紹介した。</li> <li>●図書館職員が選書した年齢別のテーマ本をセット組み、「ほんのふくぶくろ」として貸出を行った。</li> <li>●平成30年度から福岡県北筑後教育事務所の「読書活動応援隊事業」（注13）に、図書館ボランティアを派遣し学校での保護者への啓発を行った。（新規）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館「ほんのふくぶくろ」 H30年度： 45セット（3冊入） ⇒135冊貸出</li> </ul>

<p>おはなし会の実施と読み聞かせの普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各校区子育てサロン（注14）で主任児童委員・ボランティアが活動を拡大した。</li> <li>●市民センター多目的棟図書室では、定期的なおはなし会を実施し、子どもの読書機会の充実を図った。</li> <li>●図書館と児童センターとの連携により、「はとぽっぽサロン」で図書館職員が奇数月におはなし会を実施した。</li> <li>●くるるんの「おはなしなあに」で毎月、絵本の読み聞かせを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すくすく子育て委員会（校区サロン）</li> <li>H18年度：22カ所</li> <li>H22年度：27カ所</li> <li>H27年度：28カ所</li> <li>H30年度：30カ所</li> </ul>
<p>読書に関わる地域ボランティアの育成と活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で読書活動を行っているボランティアに対して、活動支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●絆づくり推進事業費補助金活用団体</li> <li>H29年度：1団体</li> <li>H30年度：3団体</li> </ul>
<p>読書関連講座・研修会などの開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館や他施設での定例的研修・講座を継続して実施した。</li> <li>●司書職員が、実際に書籍を選書できるブックフェアに参加した。</li> <li>●図書館において、絵本作家講演会（書籍販売・サイン会を含む。）を実施した。</li> </ul>	
<p>地域施設の環境整備と読書活動充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体貸出を全学童保育所に行い、校区コミュニティセンターや隣保館・教育集会所にも拡充した。また、土曜塾では、本を活用した学習を実施した。</li> <li>●市民センター多目的棟図書室は、児童向けの蔵書が増加した。</li> <li>●くるるんは、新たな図書の購入により蔵書が増加した。</li> <li>●男女平等推進センター図書情報ステーションは、児童図書貸出が増加した。校区子育てサロンにおいて、絵本講座を実施した。</li> <li>●地域子育て支援センター（注15）は、絵本の充実と絵本スペースの設置を進めた。</li> <li>●地域子育て支援センターのサロンでは、絵本の読み聞かせや絵本講座を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体貸出を利用した学童保育所</li> <li>H24年度：38カ所</li> <li>H27年度：44カ所</li> <li>H30年度：45カ所</li> </ul>

《保育所・幼稚園・認定こども園》

方 策	実績等	主な成果など
読み聞かせ実施 絵本スペース整備 絵本の貸出 保護者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケートに回答した 83 園すべてにおいて絵本の読み聞かせを実施した。</li> <li>●83 園中 71 園が絵本コーナーを整備した。</li> <li>●懇談会や園だよりなどを通して保護者への啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●絵本コーナー整備率</li> <li>H30 年度：86%</li> </ul>

《学校》

方 策	実績等	主な成果など
読書活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●読書啓発のため、子ども読書の日・秋の読書週間の全校周知を行った。</li> <li>●各学校の図書委員会を中心に主体的な読書週間の取り組みを行った。</li> <li>●全校一斉読書(注16)や始業前読書などの読書活動が継続された。</li> <li>●図書館資料を使って、調べ学習などを実施した。</li> <li>●読書ボランティアが、読み聞かせ等のスキル向上のため研修会に参加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校図書館 図書貸出冊数</li> <li>H22 年度： 762,159 冊</li> <li>H27 年度： 1,040,877 冊</li> <li>H30 年度： 1,246,223 冊</li> </ul>
学校図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>●司書教諭(注17)は、11 学級以下の学校 21 校中、18 校にも配置。</li> <li>●学校司書(注18)は全校配置。内有資格者は平成 30 年度小学校 37 校、中学校 11 校配置。</li> <li>●授業でのビブリオバトルの実施や、図書館オリエンテーションの活用により貸出を促進した。</li> <li>●学校図書館支援員(注19)による学校司書の巡回支援を実施した。</li> <li>●学校司書研修会 2 回、市立図書館との合同研修会 1 回を定期的実施した。</li> <li>●子どものリクエストに加え、「必読図書」等の整備を計画的に行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校図書館 蔵書数</li> <li>H23 年度末： 543,607 冊</li> <li>H27 年度末： 578,442 冊</li> <li>H30 年度末： 612,796 冊</li> </ul>

＜＜図書館＞＞

方 策	実績等	主な成果など
資料整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童図書は、約 1.3 万冊増加し、約 25.5 万冊の整備目標を達成した。</li> <li>●図書再活用（注20）による学校図書館や学童保育所などへの資料整備支援を継続した。</li> <li>●小学生の読書推進のため「本のたからばこ」（注21）を9セット（40冊／セット）整備し、学童保育所を中心に貸出を開始した。（新規）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童図書冊数</li> <li>H18年度： 173,873冊</li> <li>H22年度： 214,225冊</li> <li>H27年度： 243,401冊</li> <li>H30年度： 256,139冊</li> </ul>
読書推進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブックスタート参加後、図書館の継続利用を図るため、定例のおはなし会に加え、赤ちゃん向け（各図書館）や2～3歳児向け（中央図書館のみ）を実施した。</li> <li>●中央図書館での開催及び学校からの依頼による実施が定着したブックトーク（注22）では、紹介した本の貸出を行った。</li> <li>●県の「読書活動応援隊事業」に協力し、図書館ボランティアを派遣し学校での保護者への啓発を行った。（再掲）</li> <li>●ビブリオトークは、小学生の1日図書館員受け入れ時に実施した。</li> <li>●ビブリオバトルは、中高生大会を定例化し、参加者の交流を深めた。</li> <li>●「団体貸出」は、学童保育所を中心に利用が増加した。（再掲）</li> <li>●「特別貸出」（注23）では、教育委員会文書送達便を利用した貸出・返却を開始した。</li> <li>●「調べもの支援」は子どもの調べもの等、学習環境を整えるため、パスファインダー（注24）の作成や配布を行った。</li> <li>●「特別支援学校・学級への読書支援」のため、点字図書やLLブック（注25）などの購入整備を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童図書貸出冊数</li> <li>H18年度： 418,937冊</li> <li>H22年度： 489,087冊</li> <li>H27年度： 536,530冊</li> <li>H30年度： 535,867冊</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域館2館（田主丸・三潁）では、地域内の小・中学校の学校司書との情報交換会を定例化し開催した。</li> <li>●「図書館の仕事体験」は、各館で1日図書館員の実施や職場体験の受入れにより、利用につながった。</li> <li>●「図書館ホームページ」では書籍の複数予約時の操作に手間がかからないよう改善した結果、予約冊数が増加した。</li> </ul>	
人的整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●司書有資格者を継続して採用した。</li> <li>●市立の学校図書館との合同研修会1回を定期的に実施した。（再掲）</li> <li>●学校読書ボランティア研修会を毎年継続実施し、読書ボランティアの絵本の読み聞かせについての知識を深めた。</li> <li>●ボランティア養成講座やフォローアップ講座を実施し、新規ボランティアの養成や現在活動中のボランティアのスキルアップを図った。（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館子どもの読書関係ボランティア数</li> <li>H18年度:232名</li> <li>H22年度:268名</li> <li>H27年度:275名</li> <li>H30年度:273名</li> </ul>
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「図書館ホームページ」では書籍の複数予約時の操作に手間がかからないよう改善した。（再掲）</li> <li>●子ども向け事業のお知らせや実施報告を掲載した。</li> <li>●「メディア活用」では、事業やサービスをテレビや新聞などで広報する事により、図書館のPRを図った。</li> </ul>	

《ネットワーク》

方 策	実績等	主な成果など
連携協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育部学校教育課と市立図書館間での定例連絡会議を継続して行った。</li> <li>●ブックスタートは図書館職員と地域子育て支援センター職員、ボランティアが協力して行った。</li> </ul>	

	●図書館と児童センターとの連携により、「はとぼっぼサロン」で図書館職員が奇数月におはなし会を実施した。(再掲)	
--	---	--

## ■「第3次計画の目標とする数値」の達成について

第3次計画では、上記の施策に取り組んでまいりました。しかしながら、令和元年度の不読率が小学生 6.0%、中学生 20.3%と、平成 28 年度実績値より増加（悪化）し、「第3次計画の目標とする数値」として掲げていた小学生不読率 2.5%以下、中学生不読率 15%以下という目標値を達成することができませんでした。（【表1】参照）

### ◆【表1】

第3次久留米市子どもの読書活動推進計画における不読率目標値と実績値

区分	令和元年度 目標値	平成 28 年度 実績値	令和元年度 実績値
小学生	2.5%以下	3.4%	6.0%
中学生	15%以下	20.2%	20.3%

## 2 子どもの読書活動推進の現状と課題

### 1 「アンケート」から見える子どもの読書活動の現状と課題

久留米市は、「子どもの読書活動推進計画」策定のため、平成 18 年度、平成 23 年度、平成 28 年度、令和元年度の過去4回、小・中学生、高校生への「子どもの読書に関するアンケート」を行ってきました。令和元年度に実施したアンケートでは、以下のとおり久留米市の子どもの読書活動の現状と課題を分析しました。

#### (1) 読書量と不読率

1カ月の平均読書量は、小学生 6.2冊、中学生 3.4冊、高校生 2.1冊で、小学生と高校生の読書量が減少しました。

不読率は、小学生 6.0%、中学生 20.3%、高校生 18.6%で、いずれも増加（悪化）しました。

平成 19 年度から開始した「子どもの読書活動推進計画」の取り組みにより、読書量や不読率が改善していましたが、今回の調査結果は大きく悪化しました。その背景として、子どもの読書環境は改善しているものの、本に親しむ子どもとそうではない子どもの二極化が進んでいることやパソコンやスマートフォンの急速な普及などが考

えられます。

特に、小学生の時からスマートフォンやインターネットを使用している児童の割合が高くなっています。その用途は、ゲームや娯楽だけではなく調べ学習等の学習活動も含まれますが、読書離れの要因として大きな課題でもあります。

## (2) 読書が好きな理由・嫌いな理由

読書が「好き」「少し好き」と回答した子どもの割合は、小・中学生、高校生いずれも低下し、読書が「嫌い」「少し嫌い」と回答した子どもの割合は、小・中学生、高校生いずれも増加し、読書量の減少や不読率の増加を反映した結果となりました。特に小学生においては、過去4回の調査で最も「好き」「少し好き」と回答した割合が低くなりました。

読書が好きな理由は、「読書の時間で本を読むようになった」「家に本があった」「小さい頃家族に本を読んでもらったから」の割合が高く、学校や家庭での身近な読書環境が本好きにつながるようです。

一方、読書が嫌いな理由は、「読書感想文や感想画をかくのがいやだった」と「本を読むのは面白くない」の割合が高くなっています。また、小学生の「本を読むのは難しい」の割合が高くなっているのは注意を要するところです。

引き続き、児童や生徒が心に残る本と出会い、主体的に読書に取り組むようになるような支援体制の充実が必要です。

## (3) 読む本をどのようにして用意しているか

小学生は「学校の図書室などから借りる」が最も多く、中高生と学年が上がるにつれ、学校の図書館を利用する割合が低下し、「家族や自分が買う」割合が高くなっています。また、同様に市の図書館を利用する割合も学年が上がるにつれ低下しています。中高生が学校図書館や市立図書館を利用するようになる働きかけが必要です。

## (4) 本を読むことについてどう思うか

小・中学生、高校生いずれも「楽しい」と回答した割合が最も高くなっています。また、中学生と高校生は、「知識が増える」「考える力がつく」と回答した割合も高い状況です。

## (5) どうすれば今までよりたくさん本を読めるようになるか

小学生と中学生は「学校の図書室に読みたい本がたくさんある（魅力ある本を増やす）」と回答した割合が最も高く、次に多いのが「テレビ、ゲーム、スマホ・インターネットの時間を減らす」でした。高校生は「テレビ、ゲーム、スマホ・インターネットの時間を減らす」と回答した割合が最も高く、次に多いのが「学校の図書室に魅力

ある本を増やす」となっており、高校生も身近に本と親しめる環境の整備を望んでいます。

小・中学校、高校の学校図書館の蔵書も着実に増えてきていますが、今後も魅力ある本や調べ学習に役立つ本などを継続的に増やしていくことが必要です。

また、前回の調査と比べて、小・中学生、高校生いずれも、「テレビやゲームやスマホ・インターネットの時間をへらす」と回答した割合が減少しています。スマホやインターネットが生活の一部として定着し、それらを利用した学習や電子書籍等で読書をする児童・生徒も増えているようです。

#### (6) ブックスタートの参加率及び理解について

本市のブックスタートは、平成 14 年度からスタートし、市内9ヶ所で実施しています。小学1～3年生の保護者の回答では、ブックスタートに参加した割合は約70%で、調査の度に増加しています。一方で、「参加しなかった」「ブックスタートのことは知らない」と回答した割合は減少し、ブックスタートの認知度は、かなり高まってきました。

子ども未来部などとの連携を強化して、ブックスタートへの参加率を高めることが必要です。

#### (7) スマートフォン・インターネット等について

##### ①使用について

高学年ほど使用割合が高く、ほとんどの高校生が使用していますが、小学生時から使用割合が高く定着しています。

##### ②使用時間について

高学年ほど使用時間が長くなっています。

##### ③電子書籍について

高学年ほど読んだ割合が高く、高校生の約半数、中学生の約3人に1人が電子書籍を読んでいます。

高学年になるにつれ、スマートフォン・インターネットが生活の一部になっていきます。教育委員会や学校と連携・協力して、子どもや保護者に対してスマートフォン・インターネットの使用方法や使用時間などの適切な利用についての啓発等を行う必要があります。

## 2 国の子ども読書活動推進の課題

国は平成 25 年に策定した第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」で、家庭、地域、学校等での読書活動の推進を中心に据え、令和4年度に不読率を半減させることを目指してきました。(目標 :小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%

以下)

しかしながら、小学生・中学生・高校生の不読率は、目標とした進捗での改善が図られていません。(【表2】参照)平成30年に策定した第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」では、その原因として次の三点をあげています。

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

上記のように、読書をしない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていないか、または高校生になって読書の関心度合いが低くなるかのどちらかに大きく別れると分析しています。

その対応として、前者は発達段階ごとの効果的な取り組みの実施が重要で、後者については多忙な中でも生徒が読書に関心を持つようなきっかけとなる友人等からの働きかけなど、子ども同士で本を紹介するような取り組みが効果的とされているところです。

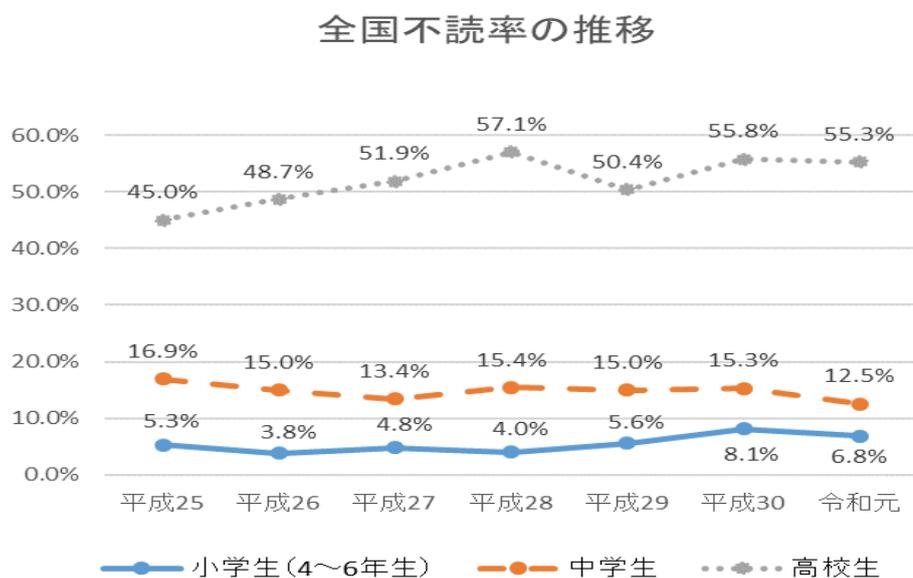
加えて、スマートフォンの普及や SNS の多様化など、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化しており、国は第四次計画の実施期間中に、このような読書環境の変化に関する実態把握と分析等を行う必要があるとしています。

◆【表2】

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(国：平成25年)における不読率改善目標

区分	平成24年度 実績値	平成29年度 実績値	平成29年度 目標値	令和4年度 目標値
小学生	4.5%	5.6%	3%以下	2%以下
中学生	16.4%	15.0%	12%以下	8%以下
高校生	53.4%	50.4%	40%以下	26%以下

◆【グラフ1】



グラフ●第63回学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社）

### 3 第3次計画における子ども読書活動推進の現状と課題

#### (1) 子どもを取り巻く読書環境

子どもの読書活動推進計画の取り組み等により、子どもたちを取り巻く読書環境が徐々に整備され、その結果、学校図書館での貸出増加や図書館での児童書の貸出増加につながっています。

一方で、今回の「子どもの読書に関するアンケート」において、読書量や不読率が悪化するという結果になりました。その背景として、読書に親しむ子どもとそうではない子どもの二極化が進んだことや、国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」においても不読率が改善しない原因の一つとしてあげられている、スマートフォンやインターネットの急速な普及の影響などが考えられます。

また、経済的格差の広がりによる子どもの貧困や教育格差の増大が、読書離れにつながっていると思われます。引き続き家庭の状況に関わらず、子どもたちが読書に親しむことができるように、読書環境を整備し子どもの読書活動を社会全体で支援していくことが必要です。

#### (2) ライフステージから見た各領域（家庭・地域、学校等、図書館）における課題

##### ①乳幼児期

ブックスタートやすくすく子育て委員会をはじめとする地域での取り組みにより、保護者に対し啓発する機会が増えました。

一方で、ブックスタート開始以降、徐々に上昇してきた参加率ですが、第3次計画

期間に入り、横ばいが続いています。久留米市の新生児訪問事業などとの連携により、周知を進めていますが、さらに参加率を高めるための工夫が必要です。

また、ブックスタート参加後、継続して読書習慣を形成するために企画した図書館の乳幼児向けのおはなし会も実施館が増えましたが、未実施の図書館でも開催することが必要です。

保育所・幼稚園・認定こども園での読み聞かせの実施や絵本スペースの整備は大きく進んでいます。また、保護者への働きかけにも取り組んでいます。

家庭の読書環境を整えるためには、保護者の関心がなければなりません。今後も、より一層、絵本の大切さや家庭での読み聞かせ普及を保護者へ働きかけていくことが必要です。

## ②学童期（小学生）

司書教諭及び学校司書の配置を推進し、子どもの読書習慣を形成するうえで重要な朝読などに取り組む中、学校図書館の蔵書も増え、貸出冊数が増加しました。

また、図書館でもブックトーク、1日図書館員、ビブリオトーク、移動図書館による学校への巡回や特別貸出・団体貸出に加え、読書活動支援セット「本のたからばこ」を整備・提供するなどサービスを充実させました。その結果、児童書の蔵書数は増え、貸出冊数は増加傾向で推移しています。

一方で、行動や興味の多様化、特にスマートフォン・インターネットの使用時間が長くなり、読書時間の確保が難しくなるなどの課題が見受けられます。

学校図書館が子どもたちにとって楽しく、利用しやすい場であるよう、今後も魅力ある蔵書を充実させるなど、学校の読書環境をさらに整えていくとともに、司書教諭や学校司書が、児童への読書活動支援を進めていくことが必要です。

また、学童保育所などをはじめ、身近な場所で本と出会える環境作りも望まれますが、地域の子どもの読書活動の状況が十分把握されているとは言えず、把握するための仕組みづくりなどの改善が必要です。

図書館では「特別支援学校・学級への読書支援」として、点字図書やLLブックなどの購入整備を進めましたが、利用が多いとは言えず、障害の内容に応じた提供方法も含めてサービスのあり方を検討する必要があります。

## ③青年前期・中期（中学生、高校生など）

学校での読書推進の取り組みにより、学校図書館の貸出冊数が増加しました。

一方、中学生の読書量は増えましたが、学童期と同様に、不読率はわずかながら悪化しました。高校生は読書量、不読率ともに悪化しています。この時期までの読書習慣の形成が不十分であったり、この時期に学業や部活の忙しさに加え、スマートフォンなどに関心が移り、読書への関心が低下する場合もあるようです。

年齢が上がるにつれ、図書館などで本を借りる生徒が少なくなる状況は大きな課題ですが、継続的に施設整備や資料を充実して、子どもたちが本と出会う環境を整えていかなければなりません。

図書館では、ヤングアダルト(注26)向けの資料の充実に加え、ビブリオバトルなど中高生の主体的な読書につながるイベントを継続的に開催するなど、読書の魅力を伝えていく機会を増やす必要があります。

#### 4 第3次計画の総括

子どもを取り巻く読書環境の整備が進んだ一方で、スマートフォンやインターネットの急速な普及や経済的格差や教育格差の広がりをはじめとする社会環境の変化は、読書から離れる子どもの増加につながっています。

子どもが読書に親しむために、家庭・地域、学校等、図書館などが有機的に連携して、子どもの発達段階に応じた効果的な施策の取り組みを行なうことが必要です。

## 第2章 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画の目標

家庭・地域、学校等、行政が連携・協働して、それぞれの持つ役割と機能を充実することで、子どもの読書活動を推進し、読書に親しむことができるような環境の整備を一層進めます。そのことにより、子どもたちが、さまざまな場所で本と出会い、読書を通して心豊かな生活を送ることができるような施策の充実を図ることを目標とします。

～家庭・地域、学校等、行政の連携と地域社会全体での取り組みにより～  
子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送れるような施策の充実を図る

### 2 計画の基本方針

計画推進のために以下の基本方針を定めます。

#### (1) 家庭・地域、学校等、行政の連携・協働の推進

すべての子どもたちが、経済的な状況などに関わらず、身近な場所に本があり、読書を習慣として身につけるために、家庭・地域、学校等、行政が連携した取り組みを進めます。

#### (2) 子どもの読書活動のための環境整備の充実

子どもたちが、主体的に本に接することができるような環境や資料の充実に努めるとともに、子どもたちと本との豊かな出会いを支援する人の育成や配置を進めます。

#### (3) 子どもの読書活動推進を支える理解と関心の普及・促進

子どもたちの読書活動推進を図るため、保護者、学校関係者、ボランティアをはじめとする多くの市民の理解と関心を得るための施策を推進します。

### 3 計画の目標とする数値

計画の目標である「本との出会いと読書習慣の定着を進める」ため、引き続き目標とする数値として不読率を定めます。

項目	区分	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	(参考) 国の 令和4年度目標
不読率 (1ヶ月に1冊も本を読 まなかった割合)	小学生	6.0%	2.5%以下	2%以下
	中学生	20.3%	15%以下	8%以下

### 4 計画の対象

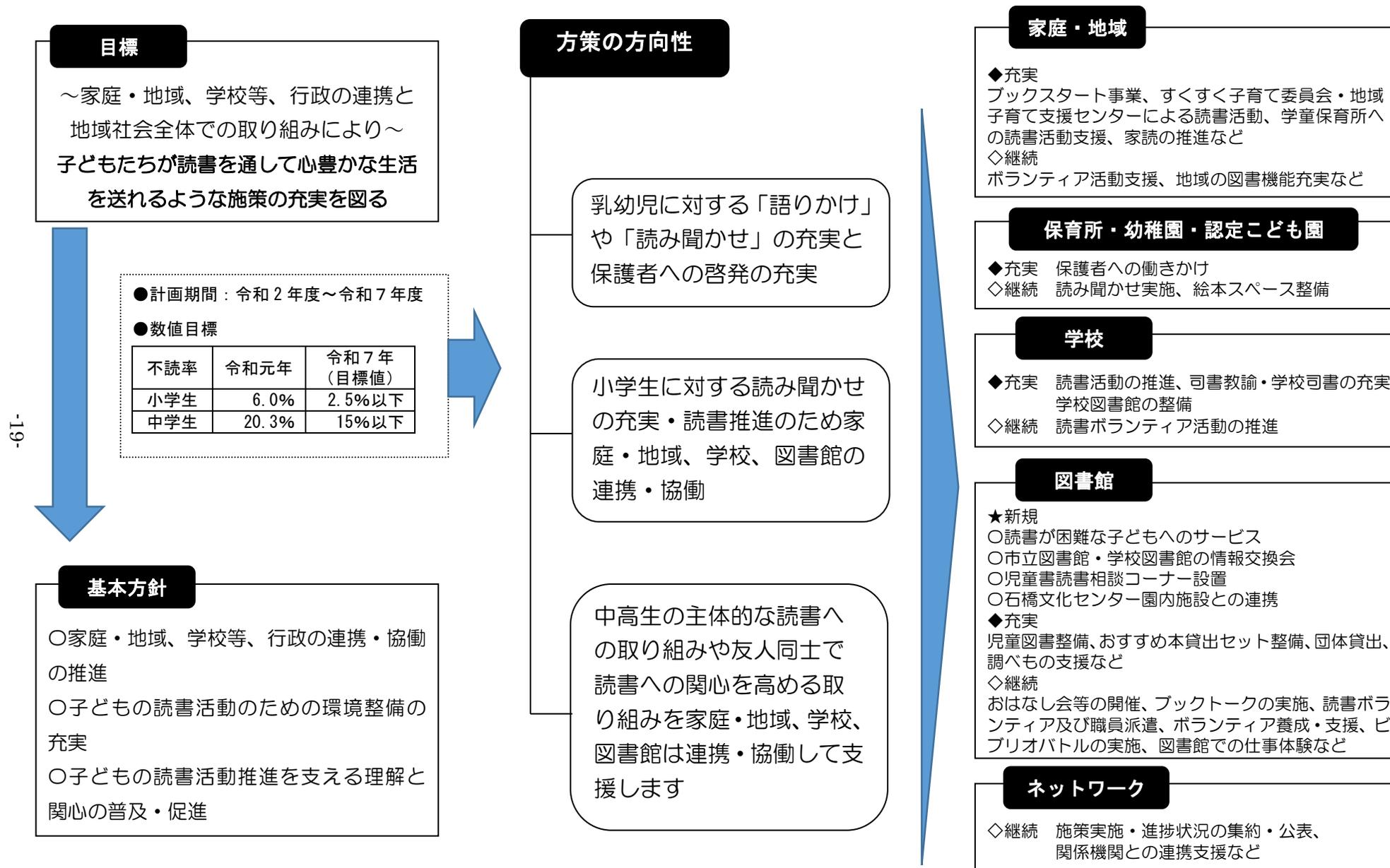
0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

### 5 計画の期間

久留米市新総合計画と整合性を図るため、令和2年(2020年)度から令和7年(2025年)度までの6年間とします。

2008~2011 (5年間)	2012~2016 (5年間)	2017~2019 (3年間)	2020~2025 (6年間)
第1次久留米市子どもの読書活動推進計画	第2次久留米市子どもの読書活動推進計画	第3次久留米市子どもの読書活動推進計画	第4次久留米市子どもの読書活動推進計画

# 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画 体系図



## 第3章 計画推進のための方策

### 1 発達段階での読書の意義や方策の方向性

計画の目標を達成するために、子どもの発達段階（縦軸）に応じた読書の意義や方策の方向性についてとらえた上で、家庭・地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館の各領域（横軸）で取り組んでいくための具体的方策を実施します。

#### ・乳幼児期

乳幼児期においては、「語りかけ」や絵本の「読み聞かせ」が中心となります。保護者や周囲の人による温かくやさしい言葉かけとふれあいを通じて、子どもは幸せを感じ、心の基礎を育てていきます。また、言葉を知り、本に興味をもつ第一歩となります。これまでの計画において進めてきた各種の方策のさらなる充実を行います。

**乳幼児に対する「語りかけ」や「読み聞かせ」の充実と保護者への啓発を充実します**

#### ・学童期（小学生）

小学生の時期は、読書習慣を形成するうえで重要な時期であり、その後の読書活動や言語活用能力に影響を与えます。また、ひとり読みを始め、自ら読書習慣を身につけていく中で、心に残る本との出会いを支援するために、学校や学校図書館は大きな役割を担っています。

低学年では、乳幼児期に引き続き「読み聞かせ」が大切です。聞き手が読み手と同じイメージを共有したり、自由に想像の世界を広げるといった体験が、聞き手の生きる力の基礎となる想像力や感性を育みます。

中学年からは、本格的にひとり読みができる時期に入ります。読書により、新しい言葉を習得し、その言葉の内容を理解することで、思考力を高めます。また、知る喜びを味わうことで、知的好奇心を喚起し、さらなる読書へ興味を持つようになります。

そのため、家庭・地域、学校、図書館は、今まで以上に連携・協働して、小学生の読書活動を支援します。

**小学生に対する読み聞かせを充実します**

**小学生の読書推進のため家庭・地域、学校、図書館は連携・協働して支援します**

#### ・青年前期・中期（中学生、高校生など）

この時期は、内容に共感したり将来を考えたりする読書や知的興味に応じた読書を行うようになります。そのため、この時期の読書は、個性を磨き、創造力や想像力、また判断力を身につけるうえで大きな影響力をもちます。

一方で、ほとんどの生徒がスマートフォンなどでSNSやインターネットを使用するようになり、読書への関心が薄れる場合もあります。対策として、読書会、ブックトーク、ビブリオバトルなどの友人同士で本を薦め合うような、読書への関心を高める取り組みを行います。

そのため、家庭・地域、学校、図書館は、連携・協働して中高生の主体的な読書を尊重し支援します。

中高生の主体的な読書への取り組みや友人同士で読書への関心を高める取り組みを家庭・地域、学校、図書館は連携・協働して支援します

## 2 各領域での方策の展開

### 1 家庭・地域

#### (1) 家庭での読書活動への支援

家庭は、子どもが初めて本に出会う場所であることから、保護者が読み聞かせをしたりなど、家族とともに本に親しむという環境があれば、子どもにとって本のある生活が習慣化されます。

「子どもの読書に関するアンケート」でも、本を読むことが好きになった理由として、「小さい頃家族に本を読んでもらったから」と「家に本があったから」が高い割合を示しています。家庭での本との出会いは、かけがえのない体験として子どもの財産となります。それだけに、家庭環境が子どもの読書習慣の形成に大きな影響を与えると考えられるため、その環境に恵まれない子どもや保護者へのサポートも大切です。引き続き、子どものライフステージに応じた啓発や支援を行います。

#### (2) 地域での読書環境の整備

地域には、子どもの読書活動を支えるさまざまな施設や活動が整備されています。市民センター多目的棟図書室や男女平等推進センター図書情報ステーション、くるるん図書コーナーなど読書活動にかかわる施設があります。さらに、校区コミュニティセンターや学童保育所、地域子育て支援センターなどもあり、これらの施設の読書環境の充実により、自分たちの意思で利用したり、読書活動に参加をして家族以外の地域の人々とのふれあいの中で、本と出会う体験の広がりが生まれます。そのため、地域での子どもの読書環境整備を行います。

## 2 保育所・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園は、子どもが読み聞かせを通して心地よさや楽しさを味わい、想像力や豊かな心を育むとともに、本との出会いが広がる可能性を持った場所です。就学前の感受性が豊かな時期に受けた読書体験が、就学後の読書に広がっていくため、それぞれの園での積極的な取り組みが必要です。

そのため、引き続き絵本と親しむ機会の充実に努めます。具体的には、読み聞かせを行う職員の学習会や、各施設においての絵本スペースの整備、保護者学習会や懇談会などを通して、保護者に絵本の大切さを伝えるなどの働きかけに取り組みます。

## 3 学校

### (1) 学校と学校図書館の読書環境の整備

図書館の「子どもの読書に関するアンケート」では、児童生徒が本を読むことが好きになった理由として、「学校の読書の時間で本を読むようになってから」が高い割合になっています。先生や友だちと時間を共有する学校での本との出会いが、読書の楽しみを知る契機となる可能性を持っています。引き続き、朝読などの読書活動を推進してまいります。

学校図書館の整備については、文部科学省が「学校図書館の整備充実について」(注27)において定めている「学校図書館ガイドライン」(注28)を指針とし、充実を図ります。

また、学校図書館は、児童生徒の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能や主体的・対話的で深い学びを進める機能など、学校教育における重要な役割を果たしてまいります。

### (2) 学校図書館と市立図書館との連携

学校図書館が学校教育の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成するという目的を達成するためには、読書が好きな子どもを増やし、確かな学力を育む拠点となることが重要です。

市立図書館の蔵書を授業で活用するための「特別貸出」や、人的な交流や能力向上を図るための「市立図書館・学校図書館合同研修会」などを通して、市立図書館と学校図書館の一層の連携を進めることにより、学校教育における市立図書館の社会資源の活用を図ります。

## 4 図書館

### (1) 子どもの読書活動支援

図書館は、子どもにとって多くの本と出会える場であるだけでなく、子どもの読書活動を推進していくうえで中心となるべき施設として、さまざまな取り組みを調整する機能も担っています。そのため、図書館を中心とした本、人、情報などのネットワーク機

能により、家庭・地域、学校等の読書活動を支援します。特に小・中学校については、各市立図書館とそれぞれの地域の学校司書との情報交換会を実施するなど、連携・支援を強化していきます。合わせて、図書館を利用することができない子どもたちに対する支援も継続します。

さらに図書館は、「読み聞かせ」をはじめさまざまな読書推進活動を行う多くのボランティアが集う場所でもあります。計画的に養成講座やスキルアップ講座を実施し、その活動を支援していきます。

また、中央図書館児童室カウンターにおいて、児童書や絵本、調べ学習等、子どもの読書に関する相談に応じる司書職員による細やかな読書相談サービスを実施します。

## (2) 子どもの主体的な読書活動への支援

子どもの学校生活は忙しいうえに、スマートフォンなどを使ってのSNSやインターネットに時間を奪われています。高学年ほど読書から離れる子どもが多くなるため、中学生・高校生の友人同士で本を薦め合うような読書への関心を高める取り組みを進めます。

## (3) 読書バリアフリー法の取り組み

図書館では点字・音訳図書サービスをはじめとする様々な取り組みにより、視覚障害者等の読書支援を行ってきました。一方で、読書が困難な子どもたちの利用が少ない状況にあります。

令和元年6月に読書バリアフリー法が施行され、さまざまな理由により読書が困難な子どもたちに対する支援充実を図るため、学校や特別支援学校と協議を行い、研究を進めていきます。

## (4) 石橋文化センター園内施設との連携

中央図書館では、市美術館事業に合わせて、関連図書の展示や入館が割引となるしおりの配布を行ってきました。それに加えて、平成30年度の「プラティスラヴァ世界絵本原画展<sup>(注29)</sup>」開催時には絵本の読み聞かせを実施し、令和元年度の「ぼくとわたしとみんなの tupera tupera 絵本の世界展<sup>(注30)</sup>」開催時には絵本の読み聞かせや子どもから募った工作を多数展示しました。

また、文化センター園内において、「あおぞらこぐまちゃんおはなし会」を開催し、野外で絵本の読み聞かせや外遊びを楽しむ機会を設けました。

今後も園内施設と連携して、子どもや保護者が本に親しむ契機となるような催しを行ないます。

## 5 効果的な計画推進のために

### (1) ネットワーク

計画の具体的実施は、家庭・地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館などそれぞれの場で行われます。大切なことは、これらの活動をつなぎ、久留米市の読書に関する総合的取り組みとして実施していくことです。そのために、引き続き図書館が中心となり、相互の情報交換や連携支援を行い、子どもの読書に関するネットワークづくりを進めます。(図1参照)

### (2) 広域的な行政機関との連携

「福岡県公共図書館等協議会」「北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議」「久留米・鳥栖・小郡・基山三市一町図書館協力協議会」等を通じて、管内の他市町村と子どもの読書活動の推進状況や事業内容の情報交換等を進めます。

### (3) 人材育成・配置

子どもの読書活動推進のために、子どもと本とを結びつける人の役割が大切です。図書館における司書、学校における司書教諭や学校司書など、専門的職員の育成・配置は計画推進に重要です。

また、専門的職員の活動とともに、本との出会いの機会をつくる上で、ボランティアの役割が欠かせません。多くのボランティアが、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館などにおいてさまざまな活動を行っています。

引き続き、専門的職員の育成・資質向上に努めるとともに、計画的に養成講座やフォローアップ研修を行い、ボランティアとの協働による効果的な事業に取り組みます。

### (4) 第4次計画の周知

子どもの読書活動の取り組みを進めていく上で、子どもの読書活動の意義や重要性に対する市民一人ひとりの理解と関心が欠かせません。引き続き、家庭や地域に対し、また、それぞれの機関や団体で、子どもの読書活動についての周知を行います。

特に、4月23日は、「子どもの読書活動推進に関する法律」により「子ども読書の日」と定められています。加えて「こどもの読書週間」や「読書週間」を中心に市内各所で連携して行事を実施することにより、市民の理解と関心を高めることに努めます。

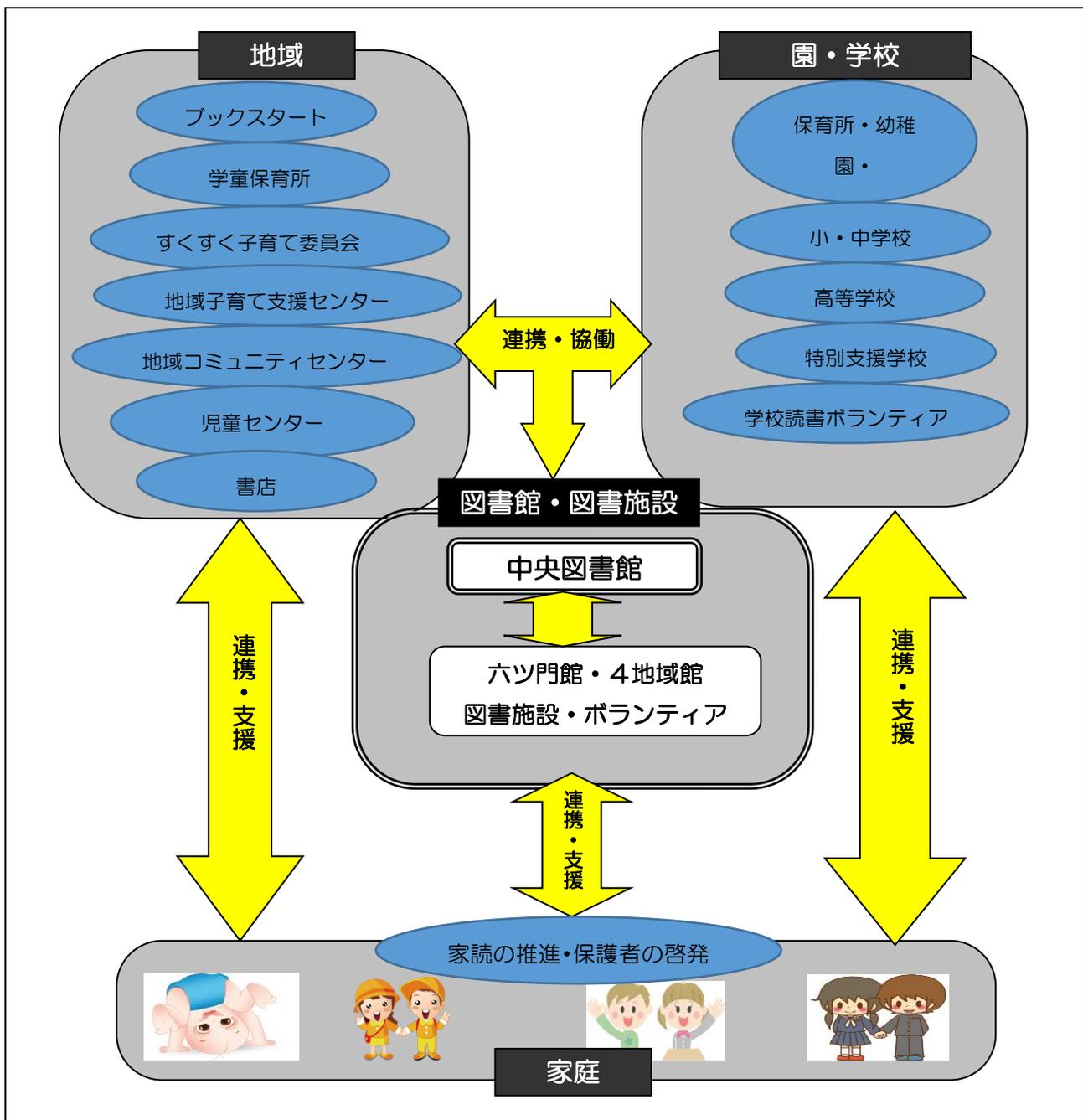
## 第4次子どもの読書活動推進計画の推進体制

### ●目標

～家庭・地域、学校等、行政の連携と地域社会全体での取り組みにより～  
子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送れるような施策の充実を図る

### ●基本方針

- 家庭・地域、学校等、行政の連携・協働の推進
- 子どもの読書活動のための環境整備の充実
- 子どもの読書活動推進を支える理解と関心の普及・促進



## 第4章 施策表

### 1 家庭・地域

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
1	ブックスタート	○子育て支援及び、乳児期から本（絵本）に親しむ事業として市内9カ所で継続実施。また久留米市の新生児訪問事業と連携。 ○ボランティアの養成、スキルアップ研修実施	充実	中央図書館 こども子育てサポートセンター 子ども政策課
2	家読の推進	○家読の推進のために、必要な資料・情報の提供、ブックリストの作成、講座などの実施	充実	中央図書館
3	すくすく子育て委員会	○すくすく子育て委員会による、小学校区での読書活動及び乳幼児期の子どもに応じた内容の充実	充実	子ども政策課
4	ボランティア活動 各種助成の情報提供	○子どもの読書に取り組むボランティア団体に対し、助成金情報の提供などの支援を行う。	継続	協働推進課 関係各課
5	書店	○書店商業組合などを通じ、市内書店での読書推進に関する広報などの協力促進	継続	中央図書館
6	校区コミュニティセンター	○図書館の団体貸出等の制度活用による資料整備 ○人権啓発図書（絵本）の配布や土曜塾での読書時間設定等による読書活動の支援	継続	生涯学習推進課 中央図書館 地域コミュニティ課
7	学童保育所	○図書館の団体貸出などの制度活用によるさらなる図書充実及び読書活動支援	充実	中央図書館 子ども政策課
8	市民センター 多目的棟図書室	○絵本・児童図書スペース確保 ○資料及び貸出サービス充実	継続	市民センター
9	子育て交流プラザくるるん	○絵本スペース設置、貸出 ○読み聞かせ会開催	継続	子ども政策課
10	男女平等推進センター 図書情報ステーション	○男女平等の視点に立った絵本・児童図書の収集・貸出・情報提供	継続	男女平等推進センター
11	地域子育て支援センター	○絵本スペース設置 ○乳幼児と保護者を対象に絵本の紹介と読み聞かせ実施 ○絵本の講座開催	充実	子ども政策課
12	隣保館	○図書館の団体貸出等の制度活用による図書の整備及び読書活動支援	継続	中央図書館 関係各課
13	児童センター	○絵本スペース設置 ○乳幼児と保護者を対象に読み聞かせ実施	継続	子ども政策課

## 2 保育所・幼稚園・認定こども園

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
14	読み聞かせ実施	○研修会へ参加し、具体的な読書活動の技術を身に付けて読み聞かせ実施	継続	子ども保育課
15	絵本スペース整備	○絵本コーナー等の整備のほか、図書館の団体貸出、図書の再活用制度、絵本購入などによる読書環境の充実	継続	
16	保護者への働きかけ	○絵本の貸出、読書活動推進のための情報提供、保護者向け学習会等の実施	充実	

## 3 学校

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
17	読書活動の推進	○全校一斉読書及び学校図書館資料を活用した調べ学習などの読書活動の定例的な実施の推進	充実	学校教育課 南筑高校 久留米商業高校
18	読書ボランティア	○読書ボランティアの導入や保護者との連携による読書活動の推進	継続	
19	司書教諭	○法に基づく配置確保、及び11学級以下の学校への配置推進 ○職務への理解促進	充実	教職員課 学校教育課 南筑高校 久留米商業高校
20	学校司書	○司書資格を有する学校司書の配置推進 ○研修の充実	充実	
21	学校図書館整備	○学校図書館蔵書数の増加及び購入する本の内容にも配慮した整備・更新	充実	学校施設課 学校教育課 南筑高校 久留米商業高校

## 4 図書館

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
22	環境整備	○各施設内の児童サービスに係る環境整備	継続	
23	児童図書整備	○新刊の購入、また長く読み継がれる本やよく読まれる本の買い替えを計画的に行い、図書を充実	充実	
24	図書再活用	○図書再活用により、学校、幼稚園・保育園・認	継続	

		定こども園、学童保育所、校区コミュニティセンターなど関連施設への資料整備支援		中央図書館
25	おすすめ本貸出セットの整備	○司書おすすめ本セット「本のたからばこ」を学童保育所等、団体へ貸出 ○司書おすすめ本セットを“本の福袋”として個人へ貸出	充実	
26	おはなし会などの開催	○定例的なおはなし会、クリスマス会など季節の催しを継続実施 ○乳幼児向け企画の実施	継続	
27	資料展示	○季節や時事に関する資料展示による資料利用の活性化	継続	
28	講演会開催	○絵本・児童文学など子どもの読書活動に関する講座・講演会の開催による読書活動の推進	継続	
29	絵本の勉強会	○ボランティアを講師に、絵本の読み方与え方や新刊情報などを共有する勉強会の実施	継続	
30	ブックトークをきいてみよう	○夏休みと冬休みに中央図書館においてブックトークの実施	継続	
31	読書ボランティア及び職員派遣	○学校や施設及び子育てサークルなどのグループへ、読み聞かせやブックトークを実施するための読書ボランティアや職員（司書）派遣	継続	
32	ビブリオバトル・ビブリオトーク	○本を通して交流を深めるビブリオバトルやビブリオトーク	継続	
33	団体貸出	○団体貸出による学校・学童保育所など地域の読書活動支援	充実	
34	特別貸出	○特別貸出による学校の授業や保育所での読書活動などへの支援	継続	
35	新1年生登録	○毎年5～6月期、未登録の新小学1年生を対象に学校を通じての利用登録実施	継続	
36	調べもの支援	○学校の課題などを解決するための資料や情報の提供、子ども用パスファインダーの作成	充実	
37	病院内学級（注31）への読書支援	○移動図書館による病院内学級への貸出の実施	継続	
38	特別支援学校・学級への読書支援	○関係機関やボランティアとの連携・協働による、子どもの状況に適した資料と提供方法の整備	継続	
39	読書が困難な子ども	○読書が困難な子どもたちが楽しめるおはなし	新規	

	たちに向けての図書館サービス	会などの実施 ○点字資料・LLブックなどのコーナー設置		
40	司書配置	○司書有資格者の計画的な配置の推進	継続	
41	ボランティア養成・支援	○読み聞かせ・ブックスタートなどのボランティア養成講座の実施 ○研修の継続的实施による活動の支援	継続	
42	学校・公共図書館合同研修会	○小・中・高校・特別支援学校と市立図書館との情報交換・研修会の実施	継続	
43	市立図書館・学校図書館情報交換会	○各市立図書館を会場に、学校図書館と市立図書館の司書の情報交換会の実施	新規	
44	図書館の仕事体験	○1日図書館員や職場体験など、児童・生徒の図書館の仕事体験を通して読書活動の広がりを目指す	継続	
45	図書館見学	○学校等、団体に対して、館内ツアーや利用方法などを案内する図書館見学を実施	継続	
46	学校読書ボランティア研修	○学校読書ボランティアのスキルアップ研修	継続	
47	図書館ホームページ活用	○図書館HPを活用し、子どもと本との出会いを促す効果的な情報伝達方法の検討、実施	継続	
48	資料リスト作成	○講演・研修会、展示などの資料リストやテーマに応じたブックリストの作成、配布	継続	
49	読書相談カウンター設置	○中央図書館司書による読書相談の実施	新規	
50	石橋文化センター園内施設との連携	○石橋文化センター園内施設と連携した読み聞かせ等の実施	新規	

## 5 ネットワーク

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
51	進行管理	○施策実施状況を集約、HP掲載など公表手法の検討・実施	継続	中央図書館
52	連携協力	○市、関係機関などとの情報交換、連携支援	継続	

## 本文用語注記

- (注1) **ブックスタート** .....3 頁  
すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動として、1992年（平成4年）に英国で始められた事業。日本では、2000年（平成12年）の「子ども読書年」に紹介された。久留米市では、子育て支援事業として2002年（平成14年）スタート。
- (注2) **「家読」** .....3 頁  
「家読（うちどく）」とは「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味する。家族で本を読んでコミュニケーションし「家族の絆づくり」をすることを目的としている。「家読」のやり方は、家族で本を読んで読んだ本について話をする。
- (注3) **団体貸出** .....3 頁  
地域における読書活動を行う団体（市内の各種機関など）に対して資料の提供及び活動支援を行う。
- (注4) **第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」** .....3 頁  
子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成30年4月に閣議決定された。おおむね平成30～令和4年度にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/04/1403863.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/04/1403863.htm)
- (注5) **不読率** .....3 頁  
1カ月に漫画、雑誌、教科書、参考書を除いて、全く本を読まない人の割合
- (注6) **「福岡県子ども読書推進計画」** .....3 頁  
子どもの読書活動の推進を福岡県における教育行政施策として明確に位置付け、基本理念や施策推進のための基本的方針を示したものの。  
[http://www.lib.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/232198\\_52111325\\_misc.pdf](http://www.lib.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/232198_52111325_misc.pdf)（改訂版）
- (注7) **「久留米市新総合計画・第4次基本計画」** .....3 頁  
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2040keikaku/3010sougou/4025kousou3/files/2015-0317-0845.pdf>
- (注8) **「久留米市教育振興プラン」** .....3 頁  
久留米市における学校教育を中核とした教育行政についての中期的事業プラン。『ともに未来を創る「くるめっ子」の育成』を目標とし、その具体的推進を目指す。令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間とする。  
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>（※これ以降のアドレスは未定。）
- (注9) **学校図書館法の改正** .....4 頁  
学校図書館の利用促進のため「学校司書」を置くよう努めることとした。また、国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。
- (注10) **学習指導要領の改訂** .....4 頁

学校図書館などを計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することなどが記載された。

- (注11) **読書バリアフリー法** .....4 頁  
視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する法律。令和元年6月に公布・施行。
- (注12) **ビブリオバトル・ビブリオトーク** .....5 頁  
発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、順番に本を紹介する。それぞれの発表の後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを行う。全ての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした投票を参加者全員で行い、最多票を集めたものをビブリオバトルでは「チャンプ本」とする。
- (注13) **福岡県北筑後教育事務所の「読書活動応援隊事業」** .....5 頁  
小学生低学年の子どもを持つ保護者に対し、読書の啓発、読み聞かせ・家読の手法等の伝授を行う応援隊の派遣事業。
- (注14) **校区子育てサロン** .....6 頁  
各校区子育てサロンでの主任児童委員・ボランティア・子育て支援センター職員等による読み聞かせを定期的を実施。
- (注15) **地域子育て支援センター** .....6 頁  
市内に9カ所あり、保育士を配置し子育てサロンや子育て相談、子育て支援情報の提供を行っている。絵本スペースの設置も進み絵本の読み聞かせも行われている。
- (注16) **全校一斉読書** .....7 頁  
学校等で朝の授業が始まる前などに、全校で一斉に本を読む活動。
- (注17) **司書教諭** .....7 頁  
司書教諭は、教諭として採用され司書教諭講習を終了した者で、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導など、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。学級数が合計12学級以上の学校には、司書教諭を置かなければならない。
- (注18) **学校司書** .....7 頁  
学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する者。学校図書館法で法制化され、学校図書館への配置が「努力義務」として地方自治体などに課せられている。ただし、司書資格などの要件については規定がない。久留米市では、司書・司書補・司書教諭。
- (注19) **学校図書館支援員** .....7 頁  
平成22年度から学校図書館の支援のため、1名の支援員を教育委員会学校教育課に配置した。
- (注20) **図書再活用** .....8 頁  
図書館で除籍した書籍等を関係団体等で再活用すること。
- (注21) **本のたからばこ** .....8 頁  
読書や読み聞かせ等に役立つ資料を、学年別やテーマ別にセットにして、久留米市内の学童施設や学校へ貸出。
- (注22) **ブックトーク** .....8 頁

- ひとつのテーマにそって選んだ数冊の本を順序よく紹介することで、読書への動機付けを図ること。
- (注23) 特別貸出** ……………8 頁  
 学校の授業等を支援するために、貸出期間や貸出冊数を超えて特別に貸し出しを行う制度。
- (注24) パスファインダー** ……………8 頁  
 あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源、その探し方などを紹介した手引書。
- (注25) LLブック** ……………8 頁  
 障害のある人や母語を異にする人など読むことが苦手な人のために、読みやすいように工夫して作られた本のこと。やさしくわかりやすく書かれた文章、絵記号、イラスト、写真などを使って作られている。
- (注26) ヤングアダルト** ……………16 頁  
 概ね13歳から19歳までの読者または図書館利用者。
- (注27) 「学校図書館の整備充実について」** ……………22 頁  
 文部科学省が「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」を踏まえ、学校図書館の運営等や学校司書の資格・養成等について定めたもの。平成28年11月29日に公表された。  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00019460/02\\_mext\\_28monnkasyo1172\\_tosvokannjuujitu.pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00019460/02_mext_28monnkasyo1172_tosvokannjuujitu.pdf)
- (注28) 学校図書館ガイドライン** ……………22 頁  
 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となる学校図書館の運営上の重要な事項について、望ましい在り方を示したガイドライン。
- (注29) プラティスラヴァ世界絵本原画展** ……………23 頁  
 スロヴァキア共和国の首都プラティスラヴァで2年毎に開催される世界最大規模の絵本原画コンクールでの受賞作品、日本からのノミネート作品などをはじめとする、絵本原画約200点の展覧会。
- (注30) ぼくとわたしとみんなの tupera tupera 絵本の世界展** ……………23 頁  
 亀山達矢と中川敦子による2人組ユニット tupera tupera の代表作である絵本の原画を中心に、立体やイラストレーション、映像作品など多彩な活動を紹介した展覧会。
- (注31) 病院内学級** ……………24 頁  
 久留米大学病院内にある篠山小学校と城南中学校の病院学級。

## 資料編

- 1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」
- 2 久留米市立図書館協議会委員名簿
- 3 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画調整会議委員名簿
- 4 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画ワーキンググループ関係部課名
- 5 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画審議会等開催経過
- 6 第4次久留米市子どもの読書に関するアンケート調査結果

## 1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」 (平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2 久留米市立図書館協議会委員名簿

区分	氏名	所属等
学校教育関係	藤田 喜一郎	久留米市私立幼稚園協会
	檜橋 関子	久留米市小学校校長会
	佐野 淳	久留米市中学校校長会
	内田 武文	筑後地区公立高等学校等校長協会
社会教育関係	佐藤 あい子	久留米男女共同参画推進ネットワーク
	鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	稲益 英子	久留米市社会教育委員
家庭教育関係	馬渡 千鶴子	おはなしボランティア
	渡辺 眞理	布の絵本ボランティア
	大櫛 廣子	点訳ボランティアきつつき
	保坂 貞博	久留米市保育協会理事
学識経験者	◎権藤 智喜	久留米市議会議員
	別府 龍江	全国童話人協会
	永利 和則	日本図書館協会
	○遠山 潤	久留米大学
	松井 恵美子	福岡県立図書館
	梅野 智美	九州大谷短期大学

◎会長 ○副会長

### 3 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画調整会議委員名簿

部 局	課	氏名
協働推進部	協働推進課長	橋本 広昭
市民文化部	生涯学習推進課長	豊福 浩二
	中央図書館長	八田 秀一
子ども未来部	子ども政策課長	深堀 尚子
	子ども保育課長	溝江 秀州
	子ども子育てサポートセンター所長	清水 知子
教育部	学校教育課長	平田 敬一

### 4 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画ワーキンググループ関係部課名

部 局	課	担当人数
協働推進部	協働推進課	1名
市民文化部	総務	1名
	生涯学習推進課	1名
	中央図書館（事務局）	3名
子ども未来部	子ども政策課	1名
	子ども保育課	1名
	子ども子育てサポートセンター	1名
教育部	学校教育課	2名

## 5 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画審議会等開催経過

期 日	事 項	内 容
(令和元年)		
5月～6月	子どもの読書に関するアンケート実施・集約	
6月30日	ワーキンググループ会議（第1回）	計画の概要説明
7月27日	ワーキンググループ会議（第2回）	第3次計画総括作成
8月25日	ワーキンググループ会議（第3回）	第3次計画総括作成
9月20日	ワーキンググループ会議（第4回）	第4次計画素案作成
10月 4日	久留米市立図書館協議会（第1回）	第4次計画素案作成
10月20日	ワーキンググループ会議（第5回）	第4次計画素案作成
11月25日	ワーキンググループ会議（第6回）	第4次計画素案作成
12月26日	久留米市立図書館協議会（第3回）	第3次計画総括審議・ 第4次計画素案審議
(令和2年)		
1月8日～ 2月7日	パブリックコメント募集	
2月12日	ワーキンググループ会議（第8回）	第4次計画素案審議 パブリックコメント集約
3月19日	教育民生常任委員会報告	未 定 稿
3月30日	教育委員会報告	

パブリックコメントでいただいたご意見や、ご意見に対する考え方は、久留米市ホームページに掲載しています。

## 6 第4次久留米市子どもの読書に関するアンケート調査結果

### 1. 調査の概要

アンケート内容・・・家庭や学校等での読書活動の現状

実施時期・・・・・・令和元年5月～6月

#### (1) 小学生へのアンケート

①アンケート対象・・・小学4・5・6年生

②実施方法・・・・・・市立小学校22校を対象に、図書館が指定した学年から学校が一クラスを選び実施

※下田小と浮島小は4・5・6年生の児童全員に実施

③回収数・・・・・・592人

#### (2) 中学生へのアンケート

①アンケート対象・・・全学年

②実施方法・・・・・・市立中学校17校を対象に、図書館が指定した学年から学校が一クラスを選び実施

③回収数・・・・・・562人

#### (3) 高校生へのアンケート

①アンケート対象・・・全学年

②実施方法・・・・・・市立高校2校から、学校が各学年から一クラスを選び実施

③回収数・・・・・・229人

#### (4) 保護者へのアンケート

①アンケート対象・・・小学1・2・3年生の保護者

②実施方法・・・・・・市立小学校26校を対象に、図書館が指定した学年から学校が一クラスを選び実施

※下田小と浮島小は4・5・6年生の児童全員に実施

③回収数・・・・・・530人

### 2. 主な結果

問 本を読むのが好きか。

- ・ 小学生（高）…好き 49.0% 少し好き 36.3% 計 85.3%
- ・ 中学生……………好き 36.3% 少し好き 35.9% 計 72.2%
- ・ 高校生……………好き 36.2% 少し好き 37.6% 計 73.8%

問 なぜ本を読むのが好きになったか。

	小学生(高)	中学生	高校生
① 小さい頃家族に読んでもらったから	32.8%	29.0%	25.4%
② 小さい頃本屋や図書館に連れて行ってもらったから	26.6%	29.5%	20.7%
③ 家族や先生に読むようにすすめられたから	11.1%	16.8%	7.7%
④ 学校の「読書の時間」で読むようになってから	36.2%	34.7%	37.9%
⑤ 幼稚園・保育園の先生に読んでもらったから	23.5%	15.6%	4.7%
⑥ 本をプレゼントされたから	18.9%	13.4%	6.5%
⑦ 本が好きな友だちがいたから	8.2%	14.4%	14.8%
⑦ 家に本があったから	34.2%	38.9%	21.9%

問 なぜ本を読むのが嫌いになったか。

	小学生(高)	中学生	高校生
① 読書感想文や読書感想画を書くのが嫌だった	44.8%	43.6%	40.0%
② 本を読むのは難しい	27.6%	25.6%	23.3%
③ 本を読むのは面白くない	35.6%	45.5%	31.7%

問 1カ月にどれだけ本を読むか。

	小学生(高)	中学生	高校生
① ぜんぜん読まない。	6.0%	20.3%	18.6%
② 1～2冊	13.6%	33.6%	59.3%
③ 3～5冊	25.6%	26.8%	15.5%
④ 6～9冊	20.8%	6.1%	2.7%
⑤ 10冊以上	33.9%	13.3%	4.0%

問 読む本をどのようにして準備しているか。

	小学生(高)	中学生	高校生
① 家にある本を読む	56.1%	53.6%	42.4%
② 学校図書室・学級文庫から借りる	68.8%	42.9%	22.3%
③ 家族又は自分で買う	42.2%	52.0%	57.2%
④ 図書館、市民センター等から借りる	31.9%	20.5%	8.7%

問 本を読むことについてどう思うか。

	小学生(高)	中学生	高校生
① 楽しい	67.2%	55.5%	55.0%
② 感動する	19.9%	26.5%	31.9%
③ 考える力がつく	38.5%	42.3%	33.6%
④ 物知りになる・知識が増える	31.4%	48.4%	47.2%
⑤ 家族・友達との話題が増える	24.5%	16.9%	7.9%
⑥ めんどくだ	5.1%	8.2%	5.7%
⑦ 読みたい本がまわりにない	6.1%	5.2%	2.2%
⑧ 面白くない	4.2%	7.1%	2.2%

問 どうすれば今よりたくさん本が読めるようになると思うか。

	小学生(高)	中学生	高校生
① テレビ・ゲーム・スマホ・インターネットの時間を減らす	36.5%	47.3%	59.8%
② 学校図書室にたくさん本がある	56.1%	53.9%	37.6%
③ 学校図書室に本の事を教えてくれる先生がいる	12.7%	7.3%	4.8%
④ 家族と一緒に本を読む	13.9%	8.2%	4.4%
⑤ 家の人に図書館に連れて行ってもらう	34.1%	---	---

問 スマートフォンやインターネットをつかいますか。(新設問)

	小学生(低)	小学生(高)	中学生	高校生
① 使う	70.7%	75.2%	91.2%	100.0%
② 使わない	29.3%	24.8%	8.8%	0%

問 スマートフォンやインターネットを1日にどのくらいつかいますか。(新設問)

	小学生(低)	小学生(高)	中学生	高校生
① 1時間未満	54.2%	36.6%	18.8%	6.2%
② 1時間以上2時間未満	35.4%	31.5%	33.1%	38.8%
③ 2時間以上3時間未満	8.3%	13.5%	27.7%	30.8%
④ 3時間以上	2.1%	18.4%	20.4%	24.2%

問 電子書籍を読んだことがありますか。(新設問)

	小学生(低)	小学生(高)	中学生	高校生
① 読んだことある	10.4%	29.9%	34.7%	46.3%
② 読んだことがない	89.6%	73.1%	65.3%	53.7%